

女性史研究

特集 布村一夫先生追悼・現代熊本の女たち



第28集 '94・III

編集・家族史研究会

(紹介)

布村一夫著『正倉院籍帳の研究』

序章	日本上代の女たち・「正倉院籍帳」研究史
第Ⅰ部	親族名称の研究
第Ⅱ部	「籍帳」における人間関係
第Ⅲ部	早期封建制のために
終章	「籍帳」研究の軌跡

布村一夫著作目録

刀水書房 1994年2月刊 ¥13,000

布村一夫先生のこの遺著は、1950年に発表された論文から1990年に書かれた未発表論文まで、41年間にわたる正倉院籍帳の民族学および歴史学からの研究の集大成です。

布村先生は民族学者L・H・モルガンによる原始民族の親族名称諸体系の研究を終生の研究としながら、その視点から「正倉院籍帳」にあらわれる親族名称の内容をたしかめ、郷戸構成や婚姻、家族関係、さらには当時の社会における人間関係の解明にと研究を深めてこられました。「正倉院籍帳」に記載された8世紀ごろの親族名称は、中国文字のきままな借用によってしめされていて、類別的ではなく記述的であり、原始時代をすでにぬけだして、前代の親族名称体系の残存もうかがえるが、原始日本における二分組織を復元することはできないとされています。

そして「正倉院籍帳」の班田農民は奴隸か農奴かという戦前の論争をおさえて、W. J. アストンやG. サンソムなどの戦前の外国人による農奴説とも比較分析しながら、地代論から班田農民は生産物地代をおさめるかぎりでは隸農であるが、労働地代(賦役)も縮減傾向にあることからみて農奴から隸農への過度期にあるとして、早期封建制の時代であるとの結論がみちびきだされています。

また大化改新まえの200年ほどの間の奈良地域国家の旧カバネ期の前半ごろに、ムラジ・オミ・キミという3カバネが、天神・海神・山神からの出身をしめすものとしてあらわれ、ウジは原始のトーテム集団とのつながりはあるが、もはや族外婚ではなくなっており、ウジと部との二極分解によって同族者の平等性がこわれていて、大化前の部民も隸農にちかいものであったと論じられています。

女性史を学ぶうえで高群逸枝の「総体的奴隸制」や最近では「双系制」、さらには女性学で夫妻別氏から戸籍の問題を考えると、この著作をしっかりと学ばねばなりません。

(石原通子)

女性史研究 ― も く じ ― 1994・Ⅲ 28

特集・布村一夫先生追悼・現代熊本の女たち

布村一夫先生の最終講義

熊本民話を掘る ― 第二話 鼻たれ小僧さま（福岡県の民話である） 2

I 布村一夫先生を悼む

追悼の辞・江守五夫 8

布村一夫先生追悼・石塚正英 9

布村一夫先生を悼む・上河一之 13

布村一夫先生を偲ぶ・永井 博 15

弔 辞・谷川憲介 18

兄、師、布村一男を偲ぶ・坂口孝明 19

弔 辞・宮山孝子 21

弔 辞・石原通子 23

布村一夫先生を偲ぶ・緒方和子 27

布村先生 ありがとうございました・小柴雅子 29

マックス・ブルクハルト未亡人にきく・シュミット・昌子 31

II 現代熊本の女たち

熊本県の婦人参政権運動史年表稿・高木富代子 37

- 女性が政治にでるとき——川辺ミチさんの場合——中山そみ 43
 市婦連とともに——島田まささんのこと——光永洋子 47
 水俣の女——日吉フミコさん——石原通子 51
 戦後の学制改革のころ——母校の統廃合と昇格——緒方 都 55
 熊本女子大学——別学から共学へ——うのきゆきこ 59
 ある戦争未亡人のあゆみ・松本純子 63
 占領と廃娼・伴 栄子 67
 福祉にたずさわる女たち——戦後の軌跡——小玉稜子 71
 夫妻別氏と戸籍——事件別登録、子は母の氏に——林 葉子 75
 河津タネさま——今は昔の語り部として——緒方和子 79
 「古屋の漏ふるやのしり」と越後の語りべ・大江 眸 83
 デンマークの女性解放のあゆみをきく・立山ちづこ 85
 (読書案内) 伊藤セツ著『両性の新しい秩序の世紀へ』・犬童美子 89
 バッハオーフェンの『古代書簡』と
 『母権論』第二回編集—Ⅷ(完)—訳・石塚正英 93
 熊本女性学研究会 育ての父・布村一夫先生 102
 熊本女性学研究会報告(一九九三年) 104
 布村一夫先生著作目録 105

女性史研究 総もくじ(第一〜二八集) 完 119

編集後記 132

終刊のしあがれ 132



故布村一夫氏

▽「正倉院籍帳の研究」
元熊本女子大教授で、昨年六月亡くなった布村一夫氏の遺作となる同書Ⅱ写真Ⅱが出版された。

「正倉院籍帳」とは七〇二年（大宝二年）の御野国

Ⅱ



（美濃国）・筑豊諸国の「戸籍」七二年（養老五年）の「下総国戸籍」、そのあとの諸国の「計帳」と「陸奥国戸口損益帳」とよばれ

る文書などをまとめたもの。奈良の正倉院に保存されているためこうよばれる。布村氏は半世紀近く、これらの籍帳の研究を続け、親族名称の体系、郷戸の構成、当時の離婚・再婚などの研究から古代の家族社会を解き明かそうとしている。

布村氏の専門は民族学。家族史研究会の顧問など歴任。他の著書に「神話とマルクス」「原始共同体研究」などがある。
刀水書房、五八〇円、一万三〇〇〇円。

女性史研究

布村一夫先生追悼・現代熊本の女たち

28

布村一夫先生の最終講義

熊本民話を掘る

第二話 鼻たれ小僧さま（福岡県の民話である）

第二回熊本女性学研究会（一九九三年五月一日）

二週間ほど入院していたものですから、八一歳になりました、弱りました。

今日の話は「鼻たれ小僧さま」。これは福岡県の民話であって、熊本県の民話ではないということです。

(1) 嶺香生「ハナタレ小僧様」「旅と伝説」二一七、一九二九年、二〇〇～二二頁。

「鼻たれ小僧さま」は一九二九年にはじめて発表されました。まず熊本県の南関町のことが書いてありまして、つぎに「昔（昔とのみで時代は判然しない）この里に年老いた一人の翁が住んで居た、……」と、その話が始まっています。ちょっと長いがこれが全文なのです。

一九二九年にこれだけの話を、嶺香生さんが「旅と伝説」という雑誌にはじめて発表しましたが、その当時、民話をあつめていた柳田国男さんの目にとまって、全国に広まっていくわけです。柳田国男さんがこの話をどういうふうにまとめているかは、つぎをみてください。

(2) 「はなたれ小僧様」、小田切進ほか編『日本の昔話・日本の伝説』旺文社文庫、一九七八年、四一～四三頁。

「肥後国の真弓の里という山奥の村に」とあるが、この「真弓の里」が熊本県ではなくて福岡県ですね。そして「関の町」すなわち熊本県の南関町にきて薪を売っていたのです。ここから「肥後国の真弓」の民話であると変わってきているのです。こういうことですが、話はほとんど忠実に再話されています。

嶺香生さんは南関町に住んでいるひとで、多田隈正巳さんのペンネームですが、吉田淑子さん（二火会会員）が調べているので、くわしくは聞いてください（吉田淑子「ハナタレ小僧さま——採取者・多田隈正巳氏のこと——」「女性史研究」第二二

集、一九七八年)。この嶺香生さんはほかに民話をほとんど記録していませんが、この一つの民話を記録したということによって、柳田国男さんの目にとまり、このように再話されたのです。

(3) 「はなたれ小僧さま」(三池郡) 加来宣幸編『福岡の民話』一、未来社、一九六〇年、四五〜四八頁。

まえづけで「真弓村は、矢部川の支流・飯江川をさかのぼった山間にあります」と、福岡県の民話であることがしめされています。そして、ここではおぼあさんができているし、薪が柴にかわり、美しい女は川の面に立っているのではなくて、おじいさんの後に立っていると変わっています。だいぶんちがった話になっています。また、いつ採集したかは不明ですが、多田隈さんに聞いた話ではなくて、福岡県三井郡小郡町の大中美代子さんが、真弓村に行ってもう一度採集したということ、福岡県の民話であるとしてしまうのです。

今まで熊本県の民話であるとして『肥後民話集』や『熊本県の民話』などにある「鼻たれ小僧さま」は、熊本県の民話ではないので、とりのぞかねばならないということになります。ただし、最初の採集者は多田隈正巳さんであるということは残るでしょう。そういうことで、一九六〇年にこういうことがいわれていて、ふしぎに思っていました。

(4) 藤吉斉「はなたれ小僧さま——山門郡山川町真弓——」『三池史談』二〇、一九九二年、一八〜三三頁。

ここには、「はなたれ小僧さま」の石像できる 地区挙げて除幕式 山川町」という見出しの記事が、「西日本新聞」(一九八八年八月二七日づけ)にでていることが書かれています。福岡県山門郡山川町真弓の人たちが、石像をつくってお祭りをして、これは自分たちの町の民話であると大いに主張しているのです。そういうことを藤吉さんはかいている。ですから福岡の方ではますますこの「鼻たれ小僧さま」の話を大切にしている。ところが南関町ではそういう主張をしない。しかし福岡県の民話ではあるが、場所は熊本県の南関町で薪を売ったのです。

多田隈さんは南関町の郵便局長をしていましたが、いまは福岡県前原市に住んでいます。「鼻たれ小僧さま」は南関町の人に よって採集されたが、福岡県の民話であることになるのです。

問題はこれからです。このような「ふるやんもり」の話や「鼻たれ小僧さま」の話などを、祖母や母が孫や娘に話してきかせるとき、じぶんで自由に再話して子供に聞かせてもかまわないが、柳田国男さんになるとそうはいかない。そこから何かがでてくるのです。

(5) 「自序」(一九三二年) 柳田国男『桃太郎の誕生』角川文庫、一九七三年、三〜四頁。

「私はフィレンツェの画廊を歩きめぐって、あの有名なボティチェリの、海の姫神の絵の前に立っていた。」

柳田国男さんは一六〇〇年のはじめのころの絵をフィレンツェで、大正のおわりにみているのです。海の底の貝から浮かびあがってくる海の姫神すなわちアプロディーテー（ヴィーナス）の絵をみて知っていて、この海からあらわれる姫神と「鼻たれ小僧さま」の美しい女が川のなかからあがってくるのを、つなぎあわせて考えてみようとするところに、柳田国男さんのすばらしい連想があると考えざるをえない。そこに桃太郎の誕生というものをつないで考えていき、桃太郎が誕生したということは、その母があるはずという問題がでてくるのですね。

ですから、「鼻たれ小僧さま」の話ではない、日本で一番知られている桃太郎をひっぱりだしてきて、桃太郎の母を連想しようとする。ヴィーナスの女神と鼻たれ小僧を抱いてあらわれる女とをむすびつけて、桃太郎の誕生をえがこうとする。そのとき桃太郎は桃から生まれたとされるが、そうではなくて、やはり母がいたはずだ。それが抜け落ちてしまつて桃から生まれたとして、話がくずれていったと、柳田国男さんはすばらしい連想をはじめなのです。

このようなすばらしい連想をしようと、民話がただ子供にきかせる話というだけではなくなってくることをかんじます。海から浮かびあがるギリシアのヴィーナスは子供をだいていないが、川から浮かびあがる日本の女神は子供をだいてくる。わたしたちはなにか妙なものがそこにある、と考えざるをえなくなるのです。

(6) 「母子の神」石田英一郎『桃太郎の母』講談社学術文庫、一九八四年、一八二〜一八四頁。

石田英一郎さんは土佐の人で、明治維新のとき祖父の働きがみとめられて、男爵をもらった名家の生まれです。石田英一郎さんは『桃太郎の誕生』を下敷きにして『桃太郎の母』をかく。単なるつながりではなくて、岡正雄さんの世話で柳田国男さんの長兄の孫娘と結婚しているのです。一九二六年の京都学連事件という学生左翼事件で退学となり、男爵を返す。京都大学を中退したあと、ウィーンに留学してウィーン学派のW・シュミット神父のもとで、文化圏説の学問の勉強をし、日本にかえってきて、戦中は蒙古や樺太などを実地調査しています。

戦後になってから、わたしは二度ほどお目にかかりましたがね、いろいろ教えてもらいました。ひじょうに博識の人で、すばらしい語学力をもった、こんなに頭のいい人を見ることがありません。Bachofenをわたしが論文で「バコーフェン」と書いていたのをみて、「バツハオーフェン」が正しいと教えてくれましたね。ひじょうに幅広く、いろんな人の世話をした人でしたかね。そのご、東京大学の文化人類学の初代教授となつて、文化人類学という学問をたてていったのですが、そのときはあ

さらにウィーン学派によっています。ウィーン学派はどうもわたしとは調子があわないのですが、ウィーン学派の考えで「鼻たれ小僧さま」をとこうとするのです。

ところが柳田国男さんはイギリスの人類学のタイラーを学んでいる。このタイラーの人類学をラフカディオ・ハーンが日本にもってきて、いろんなことをしゃべってありますが、タイラーの言っていることの丸写しで、ハーンの人類学的なものや神話に対する意見などはあさいと思います。

タイラーの人類学をうけついで柳田国男さんと、ウィーンの文化圏説をうけついできた石田英一郎さんのちがいが。石田英一郎さんだから『桃太郎の母』というところまで連想をひろげていく。自分の妻の大叔父である柳田国男さんを大切にしながら、ヒントとなったポティチエリのアプロディーテーの海からあがってきたこの話を、もう一つふかめたというところに、石田英一郎さんの戦後のすばらしい勉強があった。それが『桃太郎の母』です。この本をよむと柳田国男さんの『桃太郎の誕生』が行き詰まっていることがわかる。そして、石田英一郎さんはずっとつこんで行っていることが分かります。

(7) 増田義郎「解説」石田英一郎『桃太郎の母』講談社学術文庫、三〇二―三〇三頁。

「母子神信仰または母神問題……また、(Mother-Son Deities)。「母子神信仰」といっていますが「母・息子神信仰」のこと、また God ではなく Deity であることも考えておかねばなりませんよ。川からあらわれた美しい女は母なる女神で、その母神の息子である鼻たれ小僧が対になっているところに何かの信仰がある。ここに何かの深い意味がある。それなら「桃太郎の母」のなかにもあるのだろうか」と解説されています。「小サ子物語」というものは、鼻たれ小僧のかけに「その母とも思われる女性の姿」、これが川からあらわれた美しい女、これが「彷彿としてあらわれる」。それは鼻たれ小僧の母ではないだろうか。それをギリシア神話で海の底からあらわれるヴィーナスと結びつけながら連想をたくましくすすめていく。原始時代の母神の問題そしてそこに母系的な社会形式をむすびつけて、神話時代における母の姿のありかた、母の権威、母の愛情というものが、浮かびあがってくるのではないだろうか、というところまで、石田英一郎さんは話をすすめていくわけです。そういうことで元は柳田国男さんの「鼻たれ小僧さま」、それが『桃太郎の誕生』になって、今度ははっきりと『桃太郎の母』になる。桃太郎の母は居ったのだろうかということになります。

文字をもたない、鉄をつくらない縄文時代すなわち原始時代の姿を、大地の母神の姿でつかもうとするところに、石田英一郎さんの努力があらわれている。しかし、彼はウィーン学派の文化圏説であるため、母と息子の関係でとこうとする。パッパ

オーフェンのギリシア神話の解釈は、母と娘の関係で説明していこうとする。母神デーメーターと娘ペルセポネーで、女・母のあり方を説明しようとして『母権論』という本をかく。ところが石田英一郎さんはウィーン学派の知識をもってきて、母と息子との関係でとこうとする。そこに何かくいちがいがでてくる。それでパッハオーフェンの『母権論』を批判したことになるか。それともウィーンの文化圏説がちがっているか。あるいは日本の場合、そういうものの以前に、たとえば水神や竜神といつて水の神をいみしますが、日本にはそれよりもふるい神がワダツミの神やヤマツミの神、あるいはアマツ神やクニツ神であり、おそらくはより古い神としてあらわれているのではないか。『古事記』『日本書紀』にあらわれる神と、水神の母と息子の神とはどちらがふるいか、というような研究がおこなわれなければならないのですけれども、そのあと不幸にして「桃太郎の母」を、さらに進める人はおりません。残されております。これだけの物知り、これだけのいろんな資料をつかった柳田國男さんの連想を、さらに深めていくということは、なまはんかなことではございません。

そういうことで、第一には「鼻たれ小僧さま」は熊本県の民話ではなくて、福岡県の民話である。しかも母と息子の神さま「鼻たれ小僧さま」を中心にして「桃太郎の母」がおったはずだということ、その母と息子の神さまを信仰することから、ひじょうにふるい世界を探れるということまで、お話をいたしました。

わたしの話をおわりますが、熊本でこのポティチェリのアプロディーテーの女神がみられるのです。それは熊本県立美術館にいつてくください。彫刻があるでしょう。貝はすでにポティチェリのアプロディーテーの女神を意味するのですから、この貝が熊本県立美術館にありますからみてくください。またグリム童話の展覧会もあっていますから、ついでにみてきてくください。グリムの童話はどういうみがあるのか。日本の民話を子供に話して聞かせる、あるいは絵本をあたえると同時に、グリムの絵本もあたえなければならぬ。「グリム童話」といいますが、あれは民話ですからね。ですからグリムの民話までみなさんが幅を広げていつて、心を外国にまでむけて勉強なさると、日本の民話のありかたがもつとはっきりとわかってくるのではないかと思えます。そういう意味でせっかく熊本県立美術館にきているのですからどうぞみてくください。

もしグリムについて聞きたいとご希望があるならば、いつでもあらためてお話ししましょう。ついでながら、熊本県立美術館で一番りっぱなものは、あのアプロディーテーの貝だと思えます。そういう意味でわたしは何を言っているかわかってもらうためにも、是が非でもあの貝をみてきてくください。

そういうことで、どうもみなさん、ありがとうございました。

(文責 石原通子)

I

布村一夫先生を悼む

追悼の辞

比較家族史学会会長

江守 五夫

比較家族史学会は、本学会顧問布村一夫先生の訃報に接し、謹んで哀悼の意を表します。

先生が御病床にあられることは、私共も先般承わり案じておりましたものの、私共は、先生が必ずや再びお元気になられることと信じておりました。しかし、私共の願いも空しく遂に先生は他界され、私共は只々悲嘆にくれております。

顧みれば、先生がマルクスの『古代社会ノート』を翻訳されて以来、先生はつねに私共の指導者的存在であられました。先生がその後『モルガン古代社会資料』を編訳されるかたわら、バッハオーフェンとモルガンの往復書簡を収めた大著『原始共同体研究』を上梓されたことは、今なお記憶に新しいことでありま

す。先生は人類学や古代史学のみならず、女性史や神話学の領域でも幅広く研究され、その著述は膨大な量にのぼり、ここでその御業績を述べることは到底できません。しかも、先生のお仕事はかような個人的研究にとどまらず、先生を師と仰ぐ方々と共に『家族史研究会』を興されたのであります。その機関誌『女性史研究』は高度にアカデミックな水準を誇り、全国の研究者にも大きな影響を与えてきたのであります。昨年の先生の御共著『母権論解説』もまさしくこの研究会の共同研究の成果であり、同研究会は文字通り日本のバッハオーフェン研究の最高の拠点と評されるに至ったのであります。

かように先生が常に私共家族史研究者を御指導下

さってきただけに、私共が《比較家族史学会》を結成するに当たり、真先に先生に顧問の御就任をお願いし、爾来十年間、先生は私共の学会をお導き下さったのであります。先生の生前の御指導に対して、比較家族史学会は改めて感謝の意を表するとともに、今後、

布村一夫先生追悼

熊本とわたしの結びつきは、不思議と強い。訪問回数には三回でしかないのだが、三回とも強烈な思いがいまにのこる。

初めてわたしが熊本の地を踏んだのは、一九七六年八月である。当時、立正大学大学院で教えを受けていた元熊本大学教授、酒井三郎先生の喜寿記念祝賀準備のため、先生と一緒に熊本に滞在したのだった。その時は阿蘇山まで車を走らせたり、熊本城を見学した

先生の御遺訓を奉じ家族史の研究に益々精励いたすことをお誓い致す次第であります。

茲に謹んで先生の御冥福をお祈り致す次第であります。

一九九三年六月一七日

石塚正英

り、熊本大学を訪問したりして楽しいひとときを過ごすとともに、恩師との深い心の交流をもったのである。これは忘れ難い。あれから一七年して、わたしは再び熊本を訪れることになる。一九九三年六月のことである。

一九八一年一〇月、東京の明治大学駿河台校舎で「第一回女性史のつどい」が開かれた折、会場でわたしは神戸の知人、井上五郎氏から、熊本家族史研究会の

顧問、布村一夫先生を紹介された。その時の私の記憶では、そこには石原通子さま、緒方和子さま、中山そみさまほかの家族史研究会メンバーも同席されていた。これを縁として、布村先生はわたしに、ハイน์リヒ・クローノーの論文「母権支配の経済的基礎」を訳出し、家族史研究会の会誌『女性史研究』に載せるように、と依頼してこられた。このおさそいを受けてわたしは、布村先生がもと熊本女子大学の教授でいらしたこと気づき、同じ女子大で非常勤講師をしていらした酒井三郎先生に、さっそく電話した。「先生、もと熊本女子大学の教授だった布村一夫先生からこんなおさそいを戴いたんですが、先生は布村先生のご存知なんでしょ？」

酒井先生は、一九五五年二月刊の『世界史研究』第一一号に「原始社会を一八世紀にはどのようにみたらか」を発表しているが、その注一七に次の一文を記している。「本稿を脱稿の後、『政治学講座』一「政治原理」(上)を手にする機会を得て、布村一夫の「原始社会」(同書七一―八七頁)を披見することができた。そして、ファーガソンおよびモルガンについての優れた見解から教示を受けることが少なくなかった。とりわ

け氏がアダム・スミスを問題にしていることはリッターと違った意味で多くの示唆を受けたことを付記する」。かような酒井先生であるから、わたしの電話に対しては、「布村さんはモルガン研究の大家だ、訳はがんばりなさい」という内容の返事を下さった。その拙訳は、『女性史研究』第一五集(一九八二・一一)に載った。なお、この拙訳が発表される直前の八二年一〇月、酒井先生は亡くなられた(一九〇一―一九八二)。

その後、わたしは毎年、春と秋の二回、新宿の紀伊國屋書店前で、正午に布村先生を待ちうけた。お会いすると、まずは斜めむかいの中村屋で昼食をとる。先生は軽いスナック風か中華スープ程度の食事をされ、とめられているタバコを一本手に持って、赤い毛糸の帽子をかぶってわたしの方をよく見ていらした。わたしにはいつも、ものすごいボリュームの中華定食をごちそうして下さいました。その量がたくさんあればそれだけ先生はニコニコしていらしたし、わたしは米一粒とて残さずたいらげたものだった。それから、新宿駅近くの談話室滝沢という喫茶店に行き、日本茶かアメリカン・コーヒーかで二時間はたっぷりとおしゃべりした。そこで何をしたらかという、先生はわたしにモル

ガン、バツハオーフェン、ド・プロスの講義をされた。ときにはわたしも乏しい知識の中から先生にお伝えした方がいいと思って、やや反論めいたことを話しはしたが、大半は先生がお話しになられた。お茶のおかわりもされた。そして、「君は思想史はいいんだが、経済学の勉強が足りらんからダメなんじゃ」と言われる。その通りなんだが、どういうわけか先生は、経済学の講義は全然して下さらなかった。アダム・スミスとリカードゥのことはうかがったが……。それよりも上記三名の民族学者・神話学者・比較宗教学者のことと、それから女性史、民法、戸籍、民話、夏目漱石のことなど、次々と講義して下さった。腰にぶらさげた腕時計が三時をまわるのを確認されると、急に聞き役にまわられる。ほどなくして、先生は、「だいぶ、疲れた」とおっしゃり、中野のご子息宅にお帰りになるのだった。「先生、お元気で。また明日でもお話しできますけれどね……」と言って、わたしは先生とわかれる。一回の上京で二度会うことは滅多になかった。

さて、わたしはいつたい、布村一夫先生に何を学んだのだろうか。どうも、学問そのものでなく、学問の道はどう進むべきかを学んだふうに思える。先生は、

わたしが生まれた年、つまり一九四九年、『歴史学研究』第一四一号に「アジア的生産様式の清算」を載せてから、一九九三年『女性史研究』第二七集に「一九世紀後半のロマン主義と進化主義―『母権論』と『古代社会』と」を載せるまでに、ものすごいまわり道をしながらライフワーク『正倉院籍帳の研究』（一九九四年春、刀水書房より刊行）に辿りついた。その歩みを、どうやらわたしも歩み出しているようなのである。先日、ある大学教授がわたしの知人にわたしのことを、あらかし次のように評した。石塚はあふれんばかりの研究意欲があつてすばらしいのだが、あちこちに手を出さず禁欲して、一つのこととその意欲を注ぎ込めばもっとすばらしくなる、と。このような言葉を頂戴して、わたしは本当にうれしく思い、その先生に感謝と御礼の気持ちを表したいくらいなのだが、残念なこと、わたしの研究意欲は、このようにあちこちに分散してはじめて湧き出す類のものなのである。とはいえ、「あちこち」というのはてんでばらばらというのではなく、わたしの心中ではしっかりと因果関係を保っており、連続したり連続したりしていて、大きなまとまりとしては常に一つのことを追いかけているのであ

る。ほかの人には、あたかも各々別個のテーマを追いかけているように思えるのだ。しかし、この方途は、まずもって布村一夫先生が五〇年の歳月をかけて歩んでこられたものといえる。日本上代史、ロシア語、女性史、モルガン、バツハオーフェン等の研究は、布村先生においては各々が密接不可分離のものとして相互に關係し合っている。それと同じように、わたしの一九世紀ドイツ社会思想史と原始社会・未開信仰研究、二〇世紀アフリカ独立運動史、日本の石仏フィールドワークは、密接不可分離のものなのである。

その布村一夫先生は、一九九三年五月一七日、脳梗塞で倒れた。たしかそれと同じ日、わたしの新刊『フェティシズムの信仰圏』が先生宅に届いたはずだった。家族史研究会のみなさまによれば、先生はベッドで、その新刊を読んでいらしたとのこと。この新刊は、布村学説に反論を試みたものだった。最大の反論は、トーテミズムとフェティシズムの關係についてのわたしの逆転である。けれども先生の病状はどんどん悪化してしまった。わたしは、六月八日になってはじめて先生が倒れたとの知らせを石原通子さまから受けた。翌九日、飛行機で熊本へ行き、済生会病院に、

重体の先生を見舞った。「モルガン／バツハオーフェン／正倉院籍帳」としきりによびかけるわたしの声に、先生はちょっとだけ意識を回復され、「あゝ」と発声された。先生は、それ以上の応答はされなかったが、わたしをじっと見つめていらした。わたしは、感覚を失って久しい先生の右手五本指を、しばしさすり続けた。あの著作群をうみ出したこの右手だ。

わたしは思う。「教える」とは何か？ それは「生きる」ことだ。「学ぶ」とは何か？ それも「生きる」ことだ。わたしは、かぎりなく、布村一夫先生のように生きたい。偏屈と思われてもいい、かたぶつと勘違いされてもいい。たった一人の弟子の前で、たった一人の弟子のために全力を尽くして講義し通し、そして疲れてはて家路につく、そんな布村一夫先生のようにして生きられたら、これ以上の生き方はほかにのぞめない。先生、心より深謝いたします。おやすみ下さい。

(立正大学講師)

布村先生を悼む

上河一之

先生がお亡くなりになり、もう半年の歳月が流れ去りました。年も改まった今、先生のご遺徳を偲ぶ数多くの人々に囲まれて冥界に旅立たれた、あの葬儀の日の情景を思い浮かべながら、拙文を綴っています。

先生に対する私の最も強い印象は、学問、研究への真摯な姿勢に関するものでした。ご退職を間近に控えた最後の教授会で、一通りの謝辞を述べられた後、自分には約七〇数本の論文がありこれをまとめなければならぬ、以降このことに没頭する心積もりだ、と言われたことを今改めて思い浮かべております。何故か私には、このときの雰囲気は今でも現実味を帯びて極めて鮮明に回想されるのです。伊藤整の『若い詩人の肖像』の中で、大正期熊本第一高等女学校において

ルトン・プランを導入した吉田惟孝を評して、伊藤整が「この校長は、教育の方法があることを信じ、他人の子を教育してゆく自信をもっている、と私は感じた。教育ということを自信をもってやる人間のいることが私には意外だった。」と書いています。この中の「教育」を「学問・研究」と入れ換えればと、いつも考えているのですが、布村先生のあの言葉を聞いて、一方では不遜にも伊藤整の吉田評を思い浮かべる私でした。しかしその後の先生の生きかたは、ご自身の言葉を見事に実証された生涯でありました。

先生の研究室は何故かカーテンが張り巡らされ、思い切り照明を落としておられました。きっと世俗から離れていたいと願望がそのようなことをさせたので

しよう。寸暇を惜しんで読書したいとの意思表示がカーテンに象徴されていたのでしようか。一種異様な雰囲気ではコーヒーを数知れずご馳走になる機会を得ました。

それにしても、室外でのあの服装はなんと形容すべからずか。常時というわけではありませんが、いつかジーパン姿で、背中をまるめて構内を歩いて行かれる所を拝見したことがあります。ジーパン姿の女子学生の講義出席を頑なに拒否した外国人教師のことが話題になったことがあります。それにも似た服装観をもっていた私には、正直申し述べて、先生の陳腐な自己顕示欲以外の何物でもないと思われました。そしてその次には、カリスマ性をもつ人物にはそれにふさわしい服装の特異性が必要かもしれないとも思いました。そしてまた、先生独自のプラグマティズムのなせる仕業かと思いを致して、すこしだけ見過ごす余裕を得た次第でした。

熊本女子大学は、周知のようにこの四月から装いを改めて熊本県立大学として再出発を致します。高度経済成長の申し子の性格を強めて行くような方向性を示しつつある大学には、先生のごとき個性ある古武士的

な研究者を拒否するような雰囲気もあります。先生の一喝が欲しいとも言える大学のなかで駄文を綴った失礼をお許し下さい。

(熊本県立大学教授)

布村一夫先生を偲ぶ

永井 博

先生に初めてお目にかかったのは、昭和三一年頃ではなかったかと思えます。熊本商科大学の三年生になつたある日、当時私の担任で、恩師でもある前谷清先生からご紹介いただいたときだと思えます。当時布村先生は、熊本女子大学（熊本県立大学の前身、そして当時女子大学は現在の県立劇場のところにありました）におられました。その時から先生と前谷先生、それに私の三人で週に一回先生の研究室に集まり、ロシア語の経済学雑誌である「ヴァプロスイ エコノミキ」（『経済学の諸問題』）のなかの論文を読む読書会が始まりました。毎回私が訳していくのを訂正し注意していただいております。そして研究会の度に布村先生と前谷先生が語りあっておられるのを傍らで伺って

いて、その度に学問の厳しさや深さ、学問への取り組み方をほんの一部ですが、感じとれたような気がいたしておりました。しかし当時の私の理解はまだまだ甘かったなど、後で思い知りました。同志社大学大学院に進み、研究し始めて布村先生の研究の広さや深さをあらためて感じるようになったからです。その時から布村先生の研究方法を少しでも多く学びたいと願ってきました。

その後、縁あって、熊本商科大学に赴任することができましてから、また同じメンバーで、経済学関係の作品、ヴィゴツキーの『カール・マルクスの経済的遺産における「剰余価値理論」の地位』（一九六三年）を読むことを始めました。布村先生や前谷先生の訳し方

を手本に勉強させて頂きましたが、布村先生は訳にとっても厳しく、細かい概念の違いを日本語にどのように置き替えるのかとか、原書ではきちんと使い分けている二つの異なる用語が、ある外国の翻訳書では同一に訳されている場合、その違いがどのようなことになるのかなどなどよくと説明してくださいましたし、徹底的に調べることをすすめられました。

研究会がすむと、たいいお茶かコーヒー、時にはお酒になることもありましたが、そんな談笑の折りでも学問の話や研究の話が殆どで、しかもそれが国内はもとより、海外の研究者の作品について、最近どんな作品が出版されているかなど、研究に関する情報が世界的規模で飛びかっていたのが私には非常に強烈な印象として残っております。

その後も時々お会いしてお話するときは、きまって、今どんな研究をしているのだと尋ねられました。そのたびに、農業統計をやりなさいとか、どういう学者に目をつけたらよいか、どのような作品を読んだらよいかなど、いろいろと助言してくださいました。

先生は学者として秀れた才能を發揮しておられましたことは勿論ですが、人間的にも視野の広い、温かい

魅力の持ち主でした。これは先生からご指導を受けられました皆さんがよくご存知の通りです。

先生の思考には常に歴史観があり、その視角から物事を観察なさっておられましたので、先生の研究対象が古代社会が中心であったにもかかわらず、現代の問題に鋭いメスをいれておられたことにいつも驚かされていきました。先生によれば古代を理解することは現代を理解することであつたのです。私はこの年齢になってやっとその意味が理解できそうな気がいたしております。

先生には多くの著書と論文があります。『日本神話学』（一九七三年）『モルガン古代社会資料』（一九七七年）、『原始共同体研究』（一九八〇年）、『共同体の人類史像』（一九八三年）『マルクスと共同体』（一九八六年）等々、ざっと挙げてみても、これらの研究書が外国のものを研究し、同時に日本のものを研究・分析しておられた先生の、学識の広さと深さを表しており、先生のスケールの大きさを今さらに感じる事ができます。そして先生が不動の学問体系を構築なさっておられましたことに心から敬服しております。先生には常に一つの哲学が脈々と流れていました。ヘーゲルの

疎外論やマルクスの唯物弁証法等々について前谷先生と論を交わしておられたときから、すでに先生の頭の中では壮大な学問体系の構想、モルガン古代社会の壮大な研究構想が着々と進んでいたにちがひありません。そしてそれが近年の家族社会の研究に連結し、尚一層深い研究となつて、「国家と家族」の問題に回帰していったに違いないと、門外漢ながら今の私には思えるのです。

また、先生は熊本女子大学を退職なさいましてからも多くの著書や論文を書き続けられました。何よりも敬服することは、家族史研究会を育成し、熱心に指導なさっておられたことです。教育が教える者と学者との統一であり、その発現の場所が、諸学校、大学や研究会などであるとすれば、家族史研究会はまさに生涯教育の生産の場であつたといえるでしょう。まさに「教えるとは、ともに希望を語ること、学ぶとは真実を胸にきざむこと」というルイ・アラゴンの言葉を思いださずにはいられません。そしてまた、疎外について説明なさっておられましたときの「弁証法は、現存するものの肯定的理解のうちに、同時にまた、その否定、その必然的な崩壊の理解を含む」(『資本論』

序言) という言葉が先生から聞こえてくるようです。私を含め、先生からもっともっと多くを学びたいと思つていた人を沢山残して、布村先生はこの世を旅立たれました。本当に残念でなりません。

先生、どうかやすらかにやすみください。

熊本学園大学(前熊本商科大学) 経済学部教授

弔 辞

谷 川 憲 介

先生に私が初めてお目にかかったのはいつであったか、はっきりとは記憶がありません。熊本近代史研究会の機関誌「近代熊本」第一号、一九六一年十月に出ています。先生のお口添えで、拙稿の「イギリス・ヨーロッパの土地所有発生について」という、ロシアの経済学者ラフロフスキーの論文訳文を載せて貰っております。これからみますと、私が先生に初めてお目にかゝりましたのは、一九六一年の初めごろだったのでしょうか。その時、先生からラフロフスキーの西洋経済史の部厚い本をいきなり渡され、この章を訳してみよ、といわれました。私のロシア語の知識は満州の兵隊時代、独学自習で得たほんの初歩程度のもので、一字一字辞書を引きながら、また関係の文献にあ

たり、四苦八苦、やっと訳し終わって先生に提出しました。先生を大分煩わしましたことと思います。いたるところの誤りを指摘され、何回か書き直して、やっと出来たのが、一号から五号にわたって掲載されたものです。続いて「一三—一八世紀のイギリス農業史」でした。「近代熊本」にイギリス農業史を載せるのは、何か場違いの感がしましたが、先生は、熊本の近代化を知るには、世界的な視野に立たねばならない。熊本の農業の近代化は、世界の農業の歴史にてらして知らねばならない。そのためにもイギリスの農業史を研究する必要があるのだ、と教えてくださいました。その後、ラフロフスキーの論文、一七—一八世紀のイギリスにおける土地所有の研究問題を「農業の

近代化」の書名で、ポリヤンスキーの「経済思想史」を「近代化のために、副書名A・スミスの経済学説史」の書名で先生との共訳として出させて貰いました。またインドのセポイの叛乱などの訳も私に挑戦させてくださいました。先生の御指導をうけながら、いつもその博学多識に驚かされ、先生のご専門は何だろうかと思う程でした。

先生から何度か、私にもっと勉強するようにと、いろいろ研究課題を与えられましたが、性不敏、先生の

御期待にお応えすることもなく熊本を離れました。昨年十数年ぶりに先生にお目にかゝり、学問に対する先生の相変わらぬ情熱にひそかに感激、またその御元気に安心したものでした。

今度こそは、自分で決めた課題に手をつけ、やりとげて、先生の御霊前にその結果を御報告申し上げることができるよう、つとめたいと思います。

(熊本近代史研究会)

兄、師、布村一男を偲ぶ

坂口孝明

淡い色彩にしつとりと装った紫陽花の鮮やかな雨期の、六月十五日午前十時五十分、ついに来るべき刻が来ました。力強く肩で呼吸しながら懸命に病と闘う姿を、私達に見せ、教えて、アツという間の最後でした。

嵐の中の停電の瞬間のようで、涙が出る間隙もなく、よほど涙が嫌いな人でしようか。

私は故人の前の連れ合いと従兄弟の関係であります。私にとって故人は兄であり、また人生の師でもあります。

りました。

思えば昭和十七年の春、父母を亡くした私を大連に引取り、一年間、養育してもらいました。その後、私は熊本の叔父に育てられていましたが、戦後、引揚げで故人と再開して以来、四十六年間余り、つかず離れずの交信を保ちながら、私は関西で暮らしていました。還暦を機に帰郷してからは、週に一度は顔を出し植物談義などに時を過ごしてきました。

故人について、いくつかの想い出を話したいと思います。大連でのことです。当時、小学校四年生であつた私が、近所の子供達となじめなかつた頃でした。夢中でビー玉遊びをしている連中を少し離れた所から見ている私に、故人は一握りのビー玉を言葉もなく渡して去り行くのでした。その背中を見送りながら、この人は言葉を使わずに愛情を伝える人だと感じました。その時のビー玉の温もりが今も鮮明に残っております。

引揚げ後、暫くの浪々の暮らしの中でも、読み終わった辞書の頁を喰べたり、煙草の巻紙に使つたりする姿も目にしました。「辞書があると思えば記憶がでない」と言い放つ強靱な精神力に驚いたことでした。

た。また、ある時は、庭の落ち葉を拾って風呂を焚きながら本を読み、風呂が沸けば病に臥した連れ合いの身体を拭き、労わる姿もありました。学問に向ける恐ろしいほどの執念と、慈愛に満ちた行動が私の目には不思議な魅力に映りました。

故人が脳梗塞で倒れたのは五月十七日、突然でした。知らせを受け済生会病院の救急病棟へ馳せると、右手右足が動かず、意識も弱く、医師の説明を聞き入るのみでした。三日ほど過ぎたとき、私の妻が京都の物産展で買い求めていたお手玉を思い出し、指の機能回復に使えるのではと、さっそく握らせてみました。

「お手玉だよ。片方は酸漿はあたまの形に作つてあるんだよ」と語りかけると、自分の目で追いながら「ウン、ウン」と反応があつたのです。掌の中でかすかな音がしています。指先の感触を確かめるかのように見えました。ほっとして見合わせた妻の顔は歪み、臉は熱く溢れんばかり。医師、看護婦、家族の懸命の手当てを受け、患者もまた懸命に闘う。激しい余韻を残して八十一歳の生涯を閉じました。生涯の最後に触れ、握りしめたお手玉は、妻と私の一番大切な物となりました。

親にはぐれた幼子が持つ特有の癖み、歪みを、明る

く照らして導いてもらった多くの灯がまた一つ消えま
した。寂しいことです。でも、私は言葉を使わない愛

弔 辞

情の伝え方を教わっております。故人の分身と思ひ、
大事にして生きることが誓います。

宮 山 孝 子

布村一夫先生、突然お別れのことばを申し上げるこ
とになろうとは、予想だに致しませんでした。残念で
残念でたまりません。五月の女性学講座では、病氣上
がりにもめげずお元気で、「はなたれ小僧様」を楽しそ
うに話して下さいましたのに、一カ月後にはこんなお
姿になられるなんて夢の様で信じられないことござ
います。

想い出しますと私共が、先生のお話しをきく会に始
まって今日迄かれこれ二十余年になります。女子大に
勤務なさっている頃から、研究室に押しかけてまで質
問いたしました。先生はニコニコして話しをきいて

下さって、そこには何時も自由な雰囲気満ちあふれ
ていました。「万葉集」の勉強会に始まり、少しづゝ古
代から近代の女たちへと進み、「女性史研究」の中に入
れて頂くことになり、私達もついていくのに一生懸命
でした。

時の流れと共に新しく民話を研究していこうという
ことになってその名を「二火会」と名付けられ十年余
が経ちました。毎月の例会はホテルのティールームで
時間の経つのも忘れて語り合いました。

。 神話から民話への変遷

。 アメリカ五大湖のほとりに住む、先住民イロクォ

イ族と、奈良正倉院の戸籍法の問題。

。モルガンの『古代社会』

。エンゲルスの『家族の起原』

。バツハオーフェンの『母権論』等々

数えればいとまのないほど先生の学問に対する巾の広さ、深さ、きびしさを伺うことが出来ます。最後には私達の生き方の問題として、「後に残る子供たちには、たのしい、そして美しい民話をかたりかけ、母親の肌のぬくもりで子守歌を口ずさみ、人間形成の幼児期にこそ、大人は眞げんに子供に接していかねばならない」と。そして又、現代を生き抜くための賢い女性であらねばならないということを、ユーモアたっぷりに話して下さいました。「二火会」の集まりは、私たち四人の心の支えでした。先生のご期待には充分に添えなかった私たちでしたけれども、それぞれにテーマをいたゞいてやっとまとめ上がった瞬間、これからという時に光を失ってしまったのです。

しかし、呆然としてはいられません。これから少しづつ宿題を解きほぐしていかなければならないのです。「二火会」で結ばれた絆は終生こわれることのないものと信じます。

「片手にパン」「片手にバラ」をのモットーの如く、常に「自由と平和」を愛されたおやさしい先生の教えは、私たちの体の中に沁みこんでいます。

布村先生、長い間ほんとうに有難うございました。

私たちは先生のお教えを乞うことが出来まして幸せでございました。

もっとくお話し申し上げたいことばかりでございますが胸が一杯で思う様に申し上げられません。

今までの御恩を深くく感謝申し上げます。

どうぞ、安らかにお眠り下さいませ。

布村一夫先生の霊に捧げます

(二火会会員)

弔 辞

石原 通子

先生、わたしたちが最もおそれていました先生との
お別れの日が、とうとうきてしまいました。

先生が熊本女子大学にこられたのが一九五一（昭和
二六）年。わたしが卒業論文のご指導をいただくため
に、女子大学の図書館の館長室に、先生をおたずねし
たのは、翌年の一月ごろではなかったか、とおもって
いましたが、四〇年も前の、あのころの古いノートを
入れた風呂敷包みをあけてみましたら、一九五一（昭
和二六）年一月一七日づけの「論文資料Ⅰ」という
ノートがでてまいりましたから、そのころから先生の
お部屋へ行っていたのでしょうか。

当時のノートをみますと、穂積先生追悼論文集『家
族法の諸問題』や福島正夫の『戸籍制度と「家」制度』、

古島敏雄の『山村の構造』、明治民法と改正民法の比較
などを勉強していたことがわかります。改正民法が施
行されて五年ほどたったころでしたので、民法改正に
よって現実の家族はどう変わったのか、それとも変
わっていないのかを、菊池郡城北村字稗方を夏休みに
調査して、「稗方における家族の研究」と題して卒業論
文としたのでした。先生には大変ご迷惑をおかけした
のではないかと思えます。質問をすればヒントを与え
てくださいますが、こまかなことはおっしゃいません
ので、なんとかできあがったときは自分一人で行った
ような気分にかけてくださるのが先生のご指導のやり
かたでした。

「社会学」という先生の講義ノートがありますが、内

容は家族社会学です。近代家族や農業の近代化、アドム・スミスやアメリカ・インディアンについてもふれられています。モカシン型の靴の話などもいれて、気分転換をはかられながら、ときどき「質問はないか。わからんところがわからないのか。」など、おっしゃっているようすまで書き留めています。今よみかえしてみますと、四〇年前の熊本女子大学の木造作りの校舎の一室で講義されているお姿が、目にうかんでまいります。

先生のお宅にも時々おじゃましました。スピッツでしたか、白い犬が膝のまわりをかけまわっていて、夕食まで御馳走になったことをおもいだします。

卒業論文のご指導を受けた学生は、第二五回生まで一八四名にのぼります。学生のころバツハオーフェンの『母権論』についてもゼミがあつていましたから、卒業論文にも『母権論』や母権、母系あるいはモルガン、バツハオーフェンをとりあげているかたも、多くみられます。どの論文の題をみましても、自由・平等・友愛を歴史理論として学んでくれ、という先生のお気持ちがかめられているようです。そのころは『母権論』の訳本は、富野敬照訳だけという時代でしたの

に、今では三種類も本文の訳がでてくる時代になりまして、先生はこれからさらに『母権論』を論述され、私たちもお話がきけるのをたのしみに行っていましたのに、残念でなりません。

今年の三月末から検査のために入院され、一時退院もされて、五月一日の熊本女性学研究会では「熊本民話を掘る（第二話）鼻たれ小僧さま（福岡県の民話である）」と題して講義をしていただきましたのが、最後の講義となっていました。大変衰弱されていましたので、心配してしまいましたけれども、はっきりとした声で、「川の中から鼻たれ小僧さまをだいてあらわれた女神は母であつたにちがいない。その話から桃太郎にも母があつたはずだ、という連想までは、石田英一郎氏がしているが、それからさらに考えを進めた人はいないので、この連想をさらに深めていきたい。心を外国にまでむけて勉強していくと、民話にたいする考え方がかわってくる。民話から神話へ、そしてバツハオーフェンの『母権論』へとつないで、原始社会を論じられようとしていました。あと二回の熊本女性学研究会で「熊本民話を掘る」の連続講義をされて、三三年まえに雑誌「日本談義」に、「熊本の歴史によせる」

と題して三回連載されたものと、この「民話を掘る」
とを一冊にまとめて出版しよう、話していらっしや
いましたのに、完成することができない結果になっ
てしまいました。

五月一〇日、佐藤医院に入院された日に、先生から
『正倉院籍帳の研究』の「あとがき」が送られてきまし
た。ワープロで清書して持っていきましたら、わたし
に読ませながら少し訂正をされましたとき、「著者名
索引を残念ながら省略する。」とつけ加えるようにと
おっしゃいました。それで「わたしが作りますよ。」と
いって引き受けましたが、まだ一度もお見せしていな
いの、五月一七日に脳梗塞になられたという知らせ
をうけましたときは、胸がつぶれる思いをしました。

先生は外国人の著者名の頭文字を、いろんな表記の
仕方をしておられるし、頭文字の無いものもありますの
で、どうしますか、とおたずねしたとき、言語障害に
なっていらいっしやるので、思っていることを表現する
ことができなくて、先生はさぞかしなげなかつたこと
でしよう。それから二週間すぎた六月一日にお伺い
して、「索引は日本人だけでよい。」といっておられる
のを聞きとることができましたときは、本当にうれ

しゅうございました。そして四日後に著者名索引を仕
上げてお見せしましたら、手にとってじっくりとご覧にな
り、三箇所の人名はいらぬということも指でしめし
てくださいました。

そして、この本のあとの方に載せる先生の「著作目
録」もわたしがつくってよろしいでしょうか、とおた
ずねしますと、うなづかれましたので、急いでつくっ
て、六月七日に持っていきましたときは、大変苦しそ
うな呼吸をしておられて、「著作目録」を手にとること
も、目を開けてごらんになることもできなくて、つい
涙がでてしまいました。

お手元にお配りしました先生の「著作目録」は、間
違いや漏れている論文もあるのではないかと思います
ので、お気づきのことがありましたら、どうぞお教え
くださいますように、お願いいたします。

この『正倉院籍帳の研究』には、雑誌「思想」に一
九五〇（昭和二五）年にかかれました「家族協同体理
論の批判」から四一年間にわたってかかれました二五
ほどの論文と、未発表の三つの論文が収録掲載されて
います。

前大化のころを早期封建制の時代であるとされ、班

田農民は隸農であると論述されています。東京からお見舞いにこられた石塚正英先生は、布村先生のお考えに非常に共鳴されて、いま市民大学でそこを話しているとおっしゃっていましたね。先生はその話を聞かれたとき、にこっとされたような気がします。

先生は『正倉院籍帳の研究』の「あとがき」の清書を三度訂正されましたが、「親族名称研究のありかたを教え、そして一九世紀のアメリカ合衆国の歴史を哲学したわが幻の恩師L・H・モルガンに、ふかくお礼を申しあげる。」といういちばん最後の文章を削除されました。わたしは先生のモルガンにたいするお気持ちをなぜ消されたのか、と疑問におもいました。

しかし、先生の計画には、このあと『民族学の父モルガン』の出版が予定されていましたので、先生がもっとも尊敬されていたモルガンへの感謝の言葉は、そこで書かれるのだなあと思ったわけです。この本に収録されるであろう論文を、目次と対比させた表を病院でお見せしましたときは、言葉はでなくても、いろいろな目次や論文を指で示されました。先生はもう一度元気になって、三つの書き下ろし論文を追加して、この『民族学の父モルガン』を出版したかったにちがいない

ありません。

あと少しで出版される『正倉院籍帳の研究』も、先生は手に取られることもなく逝ってしまわれました。本当に残念だったことと思います。このような偉大な先生からお習いしておりながら、不肖の教え子たちで申しわけなく思っています。

「書くということが、生きるということだ。」とおっしゃっていましたお言葉を自分のものとして、わたしたちは先生の学恩に報いる努力をしなければならないと思っています。

先生、ほんとうにありがとうございました。

(一九九三・六・一七・熊本女子大学第一回生)

布村一夫先生を偲ぶ

緒方和子

布村先生、布村先生と申し上げてもご返事いただけないと思いがらもいつまでもお呼び申し上げたい気持ちでございます。先生からお教えいただきまして二〇数年がたちました。当時、先生は熊本女子大学におつとめで、家族史のことを勉強したいという私たちの願いを気持よく受け入れてくださいました。そして書物にとり囲まれていらっしゃる先生の研究室に押しかけては指導いただき、こんなすばらしい先生が熊本にいらっしゃったことに感謝申し上げます。

そして五年後の一九七五年になって丁度「国際婦人年」のはじまりの年に「女性史研究」第一集ができました。先生はご自分のことのようによこんでくださいました。また、先生のおすすめで瀬上菟子、中山そ

み、光永洋子各氏と緒方和子の四人は、一九八六年にバツハオーフェンの生誕地であるスイスのバーゼル市をおとずれました。バーゼル大学では『母権論』の初版本や、資料あつめのために書かれた直筆の貴重なノートや沢山の遺品を拝見することができました。それにバツハオーフェンのすばらしいお墓や、そのまま残されている住居など、数々の遺品とともに写真におさめることができました。さらに翌年には『バツハオーフェン墓参記―一〇〇年忌記念写真集―』として出版することができました。いままもバーゼルに是非行くようにとおすすめ下さいました先生に深く感謝申し上げます。

それにいまは思い出となりましたが、あるとき「僕

は『家族の起原』を一八才のとき、何気なくはいった本屋で手に入れて、いつきに読んで感激したよ。」と申されたことがございました。当時発行された西雅雄訳によりますと、「家族の歴史は一八六一年から、即ちバツハオーフェンの『母権論』発刊の時からはじまる……」とあります。先生は一九五〇年代には既にバツハオーフェンに関する論考を発表されていますし、このあと一九七三年出版された『日本神話学―神がみの結婚―』にもバツハオーフェンが引用されています。

このことについてお伺いしたときのことでした。「先生は有名な熊本出身の神話学者の高木敏雄や松村武雄をのりこえるためには、このバツハオーフェンの『母権論』のご研究も大事なことだったのでございますね。」と申しあげると、「そうだよ、先駆者をのりこえることは大変なことだよ。」とおっしゃった先生のお言葉が今も耳に残っていて、学問のきびしさを教えていただきました。このように先生は早くからご自分の研究に『母権論』を取入れていらっしやいましたが、昨年は『母権論解説』を立正大学講師石塚正英氏とグループの光永洋子、犬童美子、石原通子各氏との共著で出版されました。最近になってようやくバツハオー

フェンの『母権論』の翻訳がつきつきと出版されていますが、先見の明をお持ちのバツハオーフェン学者布村一夫先生はやはりすばらしい先生です。

それからまた「あなた方は熊本に住んでいるので熊本の人たちの生きかたを知ることが大切なことですよ」とのアドバイスをいただき、私達は一九八一年には『近代熊本の女たち』上下二冊を、熊本日日新聞社から出版しました。このたび現代の熊本の女たちを調べることにしています。

モルガンの『古代社会』の研究とともに進めてこられました『正倉院籍帳の研究』が間近に刊行されるとお伺して、皆でよろこぶことでもりましたのに、こんなにも早く先生がお亡くなりになるとは考えてもおりませんでした。残念で残念でたまりません。先生ご自身多くの論文を執筆されたり、著書のご出版などご多忙の日びをお過しになりながら、私たちをご指導いただいたことを決して忘れることはありません。それぞれ自分なりに受けとめて、これからの生活に生かしてまいります。ほんとうにありがとうございます。

先生どうぞやすらかにおねわり下さいませ。

(家族史研究会員)

布村先生 ありがとうございます

小柴 雅子

布村先生にはじめてお目にかかったのは、一九七〇（昭和四五）年頃だったと思います。大阪府から山の熊本県立小国高等学校へ転動してきた翌年でした。緒方和子さんと中山そみさんが、熊本県高等学校教育研究会家庭部会や、教職員組合家庭部会で「家庭科の男女共修」の実現にむけて初期の努力をしておられたことです。

全国の自主的な家庭科教育研究者連盟の第三回大会が、九重高原ホテルで開かれたときに、阿蘇郡小国町から近かったので参加しましたが、その世話役をしておられた中山そみさんの誘いを受けて家族史研究会に出席するようになりました。それが先生の講義を月一回お聞きすることができたご縁となったのです。

私は大阪の女子専門学校を卒業して女学校に勤めた

のですが、戦前の家政科専攻でしたので、先生のお話はとても新鮮で「勉強している！」という実感がうれしく、毎回のしみに山を降りてきていました。熊本女子大学の旧校舎は、暗く、冷たく、なんとなく重厚な感じで、足音が響かないようそっと歩いて先生のお部屋で講義を伺ったことも心に残っています。

家族史研究会のたぐさんの写真を取り出してなつかしく思い出しています。みんな若かったなあと感無量です。共済会館・緒方さんのマンション・市民会館・桜町のマンション・産文会館・東急イン：、先生はおひげがあったりなかったり、和服だったりジーパンだったり、しゃれた棒タイだったり：：シルエットの白黒写真もあります。

一九七五（昭和五〇）年から「女性史研究」誌の刊

行が始まりました。私は随筆専門になってしまいました。が、ちょっと休憩室というのもあっていいんじゃないかなと弁解しながら書いていました。

女性学研究会も私達仲間だけでなく、女性学に関心ある外部の人達にも発表することで一層研究も深まったようです。わたしも「夫妻別氏」の問題でたいへん勉強させていただきました。

そして、その都度、先生は連続講義をして下さいました。昨年五月一日はその最後の講義になってしまいました。大変お疲れのようにみえましたもの、大きな声でいつものようにユーモアを混ぜてのお話でしたから、その翌月天国に行っておしまいになられるとは思ってもかけない事でした。

改めて「死とは？ 生とは？」を深く考えさせられています。

先生の包み込むようなお人柄と、親切な御指導があったればこそ私達の研究会が三〇年も続いたのだと心から感謝致しております。

先生ありがとうございました。

(家族史研究会員)

布村一夫著

日本神話学・神がみの結婚	むぎ書房	一九七三年	一、五〇〇円
マルクス 古代社会ノート	未来社	一九七六年	四、八〇〇円
モルガン 『古代社会』資料	共同出版社	一九七七年	六、〇〇〇円
原始共同体研究	マルクス・エンゲルスとL・H・モルガン		
	未来社	一九八〇年	六、八〇〇円
L・H・モルガン写真集	『古代社会』著者モルガン百年忌記念	一九八一年	(私家本)
共同体の人類史像	長崎出版	一九八三年	一、二〇〇円
原始、母性は月であった	『母権論』著者バットハオーフェン百年忌記念		
	『女性史双書 第1』	一九八六年	一、〇〇〇円
マルクスと共同体	原始共同体・村落共産体・家族協同体		
	世界書院	一九八六年	二、三〇〇円
日本上代の女たち	(女性史双書 第Ⅲ)	一九八八年	一、〇〇〇円
神話とマルクス・日本神話の謎を解く	世界書院	一九八九年	二、九八七円
共著 母権論解説・フェミニズムの根拠	世界書院	一九九二年	三、二九六円
正倉院籍帳の研究	刀水書房	一九九四年	一三、〇〇〇円

マックス・ブルクハルト未亡人にきく

シュミット・昌子

布村先生の訃報におどろきました。一度はお目にかかりたいと願っておりましたのに、その日に恵まれないうちに逝かれた先生に喜んでいただけるもの、——先生が御健在であったなら、わたしのどんなパーゼル便りを待っていたらっしゃったろう、と考えてみました。

さて、「没後百年記念」にあれ程書きまくられ、お盆に帰ってきた故人のようにもてはやされたバッハオーフェンは、その後音沙汰なくパーゼルから姿を消してしまっただけです。「故国で受け入れられない予言者」と諺にあるように、彼の魂は遠い国日本で、学会こそって『母権論』の翻訳や、その他の研究をしている熊本のあたりをさまよっているのではないでしょう

か。

ブルクハルト未亡人にきく

『バッハオーフェン全集』の未刊、第五巻と第九巻についての情報は、ベルンのゲルツァ教授よりも、現地のマックス・ブルクハルト先生にきいた方が手っ取り早いと、久しぶりの電話を試してみました。すると奥様が出られて、先生が七月に亡くなられたことをしりました。この春、癌で二ヵ月入院、その後自宅で永眠なさったのが七月二九日、八三歳とのことでした。病床でも奥様を側に『パーゼル史』を書き終えて「全て終わった、心残りはない」と、安らかに逝かれたとお

話しでした。

奥様には心からお悔みを申し上げて、「なにか質問があると、いつもきいて下さる先生がいらっしゃると思っております。」と申し上げましたら、「なにか私でわかることなら」と言っておりました。そこで御好意に甘えておたずねすると、『パツハオーフェン全集』の未刊本は編集が終って、第五巻は近日中、第九巻は次いで出版の予定とのことでした。その他、なにか資料があるか、遺稿の中から調べて下さるとのこと、願ってもないお言葉で、二、三日後に参上することになりました。

御住所はアッシュャンプラッツという旧市街の入口で、市立美術館の裏、リッターガッセのパツハオーフェンの生家と角のスイス銀行をはさんで向かい側という、熊本からバーゼルにいらした皆さんと一緒に歩いたあのあたりです。建物の色が「青い館」と似た青色で、あとで奥様にきくとその通り、同時代のもので二五〇年も前の歴史的建築物。一階が画廊になっていて、二階がブルクハルト先生のお住居でした。菊の季節で、大輪の白菊の花束をお持ちして、黒枠の額の中ではほ笑まれるマックス先生に捧げました。とても

日本的だと奥様はよろこんで下さいました。先生のお墓が、あのヴォルフ墓地のパツハオーフェンのお墓の近くにあるというのもうなずけるようでした。

日本ではパツハオーフェンの研究者布村先生を失った年、今年は前後して二人の先生が亡くなられたことを申し上げて、布村先生の絶筆となった「女性史研究」誌の第二七集をさし上げました。マックス先生の献本の一冊としてバーゼル大学図書館に送って下さること、その方が意味深いと思われました。ちなみにシタイマン先生の弔辞「バーゼルで忘れられない存在」が、バーゼル紙八月七日に出ています。その頃、私は旅行中で存じ上げませんでした。奥様から原文をいただきましたので同封いたします（同封物①）

マックス先生は主としてヤコブ・ブルクハルトの研究が専門なので、パツハオーフェンに関するその他の資料はなく、ただ「母権論者とシャラタン」⁽¹⁾の題でドイツのフランクフルト紙（八八・二・六）に寄稿されたもののコピーを下さいました（追記）、（同封物②）。日本では『母権論』の全訳という一大労作が完成されたことをお伝えして、この「見たことはあるが、読んだことはない」⁽²⁾本は、他の国で翻訳されているかど

うかきました。奥様のしる限り、英・仏・伊語はな
いとのこと。他の研究として最近、パーゼル大学のア
ンドレアス・セザナ博士のもとで、彼の『ギリシア旅
行記』がイタリア語で出版されたこと、緑色の一センチ
位の厚さの本を見せて下さいました。バッハオーフェ
ンの『ギリシア旅行記』は単行本が出ていて、広く愛
読され、私の伯母も読んだそうです。

奥様の従姉にあたる方で、マックス先生のお仕事を
手伝った初老の婦人がお茶を出して下さい、三〇分
位のお話を終えて帰る前にこの古雅なお住居を見せて
いただきました（この時に前述の二五〇年も前の建物
と教えていただいたのです）。このような歴史的建築
物は、郷土保護法によって、外観はそのまま保存され
るのですが、内装は事務所とかアパートに改装される
のが通常です。ところが案内された応接間はその当時
のまま残されていました。それはあの『墓参記』の「白
い館」の内部を偲ばせるものでした。そして、その古
いものにはつきものの少々かびの匂いがただようよう
な雰囲気、昔にかえったような錯覚をおぼえまし
た。

マックス先生とは大学図書館でお逢いしただけでし

たが、あの時、この住居を見せていただいたら熊本か
らいらした皆様方の感激は如何に……と思わざるをえ
ませんでした。「バッハオーフェンの時代のものでは
から、又、日本から誰か来られたら見にいっちゃい」
という奥様のお言葉でした。何時でも、誰でもと無期
限のご招待をいただいておりますので、ぜひ、またお
いで下さい。外に出ると、街の人混みの一人となり、
この玄関の扉で現在と過去とは紙一枚の差という今昔
感にとらわれました。

ヴィップ書房にきく

皆さんがパーゼルのいらっした時、ヴィップ書
房で『バッハオーフェン全集』を買われたのが八六年、
あれからはや七年がたちました。その時、未刊の二巻
を予約注文してあったので、その後二年くらい、書房
から「まだ未刊」、そして「出版の予定なし」とコン
ピューターのしらせがきていました。それも絶えて、
私はあきらめていました。ブルクハルト夫人から「近
日中出版」ときいて、早速、確認かたがた予約に電話
をしました。本屋なら近日中がもっと具体的に何月何

日とわかるのではないかとたずねても、「出版予定」とだけで、事務員はたよらない。ともかく、先日のお手紙の通り予約を入れておきました。

セザナ先生にきく

日本では「近日中」というようなことでは満足できない、もうすこし具体的なデータがほしいと思います、大学のセザナ博士にきくことにしました。バツハオーフェンの百年忌のリセプションや講演会で一面識があったので、快くお話しして下さいました。その結果として、第五巻はトーマス・ゲルツァ博士の編集で序文を書かれる。そして第九巻はアンドレアス・セザナ博士と、フリッツ・グラフ博士の編集で、前者が序文を書かれることがわかりました。出版は九四年の夏と思えば確かとのことです。「もう少々のガマンです」と笑っておられました。日本での『母権論』の完訳には驚きの声、現地のバーゼルでは若い学生にはバツハオーフェンは受けない、「魅力がない」という言葉をつかっていらっしやいました。その他の研究について、最近イタリア語の『ギリシア旅行記』の新版が先生の

序言で出たとのこと（お名前からすると、先生はイタリア系らしい）。イタリアではバツハオーフェンに興味があるようで、「一つの流行と言えるでしょう」とのことでした。

追記

マックス先生の「母権論者とシャラタン」の記事には「バーゼルの似ても似つかぬ双生児——バツハオーフェンとブルクハルトの出会い」という名サブタイトルがついています。拾い読みすると「……一九世紀のバーゼルが生んだ精神文化の代表的なこの二人は、外観は陰陽の相対的存在とみえるが内的には似ていないようで、血のつながる双生児であった……。ブルクハルトは三歳年下で、バツハオーフェンと同教師の許に同ギムナジウムを卒業……後者が法律家として、ただちに成功の道に進んだのに対して、前者はまずある雑誌の編集者、後、神学から歴史に移る茨の道歩んだ……。（終りに）……バツハオーフェンが飛躍的視界、ビジョンを持っていたのに比べて、ブルクハルトは具体的理論を持って足が地について……これらの二人は

当時バーゼルにいたニイチェと共に『新ヒューマニズム』を生んだ」というようなことが述べてあります。

注 (1) 「シャラタン」Charatan。知ったかぶり、ほ

ら吹き、大言壮語という意味。これは(2)と関係してブルクハルトが「バッハオーフェンの本は見たことはあるが、読んだことはない。読みはじめると頭痛がする」と言ったことに対して「バッハオーフェンが彼を「シャラタン」と呼んだ。

—この新聞一頁の記事の右上にあるブルクハルトの似顔(W・クリスト画)の帽子を頭にのせて、葉巻を口にしたヒューモアなものが「シャラタン」を表す。これに対して左中の「バッハオーフェン」は『墓参記』にもある彼の胸像(キスリング作)で「しかめっ面」です。

(2) 「バッハオーフェンの本は見たことはあるが、読んだことはない」。これは『母権論』に対してよく引用される名文ですが、実は「墓のシンボル」に対してブルクハルトが言った言葉です。彼のこの悪口を逆に「バッハオーフェン自身が皮

肉に引用した。

このエピソードはマックス先生が若い頃、S・フォリゲンから直接聞いたことがある。フォリゲンは「バッハオーフェン」を名付親にもち、ブルクハルトの弟子でもあり、この二人の論争も「シャラタン」の言葉も事実その耳で聞いたことがある由。

(3) この「双生児」の語は、ギリシア神話のディオスクーロイをつかっている。即ちゼウスの双生児カストールとポルックス。

(在スイス)

II
現代熊本の女たち

熊本県の婦人参政権運動史年表稿

高木 富代子

私は、いままで人物を通して見た婦人参政権運動について、『女性史研究』誌に二度書いた。「婦人代議士・山下ツ子・能勢清子さんにきく」『女性史研究二四集』と「聞き書き・大畑妙子」『女性史研究二六集』とである。ふたりとも熊本における婦人参政権の活動家である。いずれは、ひとつにまとめたかと思っているが、今回は、熊本における運動を全体の流れのなかでみるため、運動史年表をまとめてみた。婦人参政権は、敗戦直後の「マッカーサーの贈り物」という誤った認識があるが、ひとつひとつの資料を洗い出してみると、熊本の地でも参政権を求めて奮闘した女たちの姿がみえてきた。

熊本県の婦人参政権運動史年表稿

西暦	年	月日	時間	項目	全国	熊本県
一八七八	一一	明治		資料(熊本県関係のみ)	／	／
一八八二	一五			四・一六 第二回地方長官会議で、府県会議員の選挙権を、地租五円以上納める女の戸主にもあたるべきだという主張があったが、軽く否決された。		
				九・一五 植木枝盛、大阪で「女子に代るの演説」を行い婦人参政権を呼びかける。		
				四・一 岸田俊子、大阪で開かれた立憲政党建		

一八八二	一五			一八八二	一五	説会で、「婦女の道」と題して演説
						五・一三〜一四 岡山女子親睦会主催演説会で岸田俊子「岡山県女子に告ぐ」を演説、入場料三銭、満員盛況
						六・二三〜二五 岸田俊子、徳島で演説。二五日の演説会、集会条例により中止解散を命じられ取り調べを受ける。
						一〇・二六〜二一 岸田俊子の熊本遊説
一八八三	一六			一八八三	一六	①熊本史学四五号 ②女性史研究一〇号
						岸田俊子、大津で「函入娘」と題する演説を行い、政談にわたるとして集会条例違反で検束、一
						一・三罰金五円の刑
						六・八 山形県八郡連合会、議会へ婦人傍聴を願出、許可となり婦人傍聴席設く。
						四・一 仙台区役所、二五歳以上の女戸主に各区、各町の組長(のちに町会長)の選挙権を認める。
						六・一〜八・一七 広津柳浪の小説『女子参政蜃中楼』、『東京絵入新聞』に連載、女権拡張を題材
一八八九	二二			一八八九	二二	二・一一 大日本帝国憲法発布 天皇制確立

一八九九	大正八	<p>（四七・五・三新憲法施行まで続く）</p> <p>二・一一 衆議院議員選挙法公布（選挙は、男子のみ）</p> <p>七・一 第一回衆議院議員選挙（選挙権、被選挙権は、日本臣民ノ男子）</p> <p>七・二五 「集會及政社法」公布 女子が政党に加入すること、政治的集會の発起人となること、政談演説會を聞くことも禁止。女子の政治活動前面禁止。</p> <p>三・一〇 山脇玄、貴族院本會議で婦人参政権の質問演説（議會最初）</p> <p>「愛国心と国民的義務履行とに於いて平等なる女子が何故国政に参与する上で不平等な待遇を受けるのか、女子を参政権より除外するのは女子を非国民扱いにし、女子に対する非常な侮辱」と説く。</p> <p>三・二八 新婦人協會初會式、平塚らいてう・市川房枝・奥むめお等</p> <p>四・二〇 法警法五条改正公布、五・一〇施行、婦人の政談集會への参加および発起が認められる。</p> <p>二・二二 婦人参政同盟結成</p> <p>四・二二 覚醒婦人會規約改正、婦人参政権運動・消費組合運動促進など決定</p> <p>四・一 万国婦人参政権協會日本支部、久布白落実中心に設立</p>
一九二〇	九	
一九二二	一一	
一九二三	一二	
一九二四	一三	<p>一・二・一三 婦人参政権獲得期成同盟會発會式（久布白落実 市川房枝 中沢美代ら）、二五年四・一九婦選獲得同盟と改稱、四〇年解散</p> <p>三・二 「普通選挙法」成立 満二五歳以上の男子は衆議院議員の選挙権が与えられる。しかし婦人に選挙権はなかった。</p> <p>一〇・二 全国婦人同盟（日本労働党系）創立大会、婦人参政権獲得・その他要求</p> <p>一〇・二六 一婦人、婦人参政権につき、車中の天皇に直訴企て</p> <p>一・五 婦選獲得同盟、初の普選による総選挙のため対総選挙特別委員会結成、婦選賛同候補者二七人の応援演説行う。（全国各地でのべ二七六回開催、聴衆一五万人うち婦人一二〇〇〜一三〇〇人）</p> <p>三・一二 婦選獲得共同委員会結成、参政権・公民権・結社権獲得のため婦選獲得同盟の提唱により婦人参政権協會・婦人参政同盟・関東婦人同盟・労働婦人連盟・社会婦人同盟・全国婦人同盟（日労党系）の七団体で結成、四・一七全関西婦人連合會加入、二九・一二・一九解散声明</p> <p>一・初 望月内相、婦人公民法案の今議會提出に反対の意向表明</p> <p>一・一九 婦選獲得同盟・対市議選挙婦人委員会設置、委員長市川房枝、二五日第一回対市議選</p>
一九二五	一四	
一九二七	二	昭和
一九二八	三	
一九二九	四	

一九二九

四

挙演説会開催、三・一六市会選挙、推薦議員八人中六人当選

一・二七 婦選獲得署名デ、婦選獲得共同委員会、東京一八カ所で街頭署名、三一日共同委街頭署名四三二六を添え、婦選三案(参政権・公民権・結社権)の請願書を衆議院に提出(市川房枝・赤松明子ら)

九・二一 全日本婦人経済大会(大阪)安達内相夫妻出席、消費節約運動に協力呼びかけ全国代表三〇〇人、傍聴者二三〇〇人出席、「消費経済と婦人について」など討議、東京代表より出された婦選獲得の動議否決される。

(山下ツ子、この大会の出席の際、市川房枝に接し、今に熊本にも婦選の旗を翻してみせる覚悟をもったらしい。)
「婦選」五巻五号(昭六年五月号)

一・二六 婦選獲得同盟、選挙革正婦人団体懇談会開催、二月二〇日の総選挙に際し浄化選挙を唱道、五婦人団体出席、全候補者約八〇〇人に婦選に関して質問、選挙革正地方講演会、二月七日から一八日にかけて地方遊説が計画された。別府、熊本、広島、徳島、神戸、福知山、新舞鶴、舞鶴、京都、名古屋、松本、金沢、新潟、長岡、などで講演、回数二一回、聴衆一万四千人に及んだ。(懇談会開催中に、地方遊説が決定したのは、熊本と長野であった。)
「婦選四巻二号」(昭五・二月号)

一九三〇

五

二・八午後一、熊本市公会堂「婦人問題に関する大演説会」主催「熊本婦人問題研究会」金子しげり演題「母性愛の立場から」坂本真琴演題「婦人の使命」川崎なつ演題「一教育者として」三氏が紋付き姿所謂保守的外貌をととのえて登壇二千に余る聴衆があふれ、熊本開市以来の「女群洪水」と評された。感激極まってハンカチに泪を押さえる人々も少なくなく素晴らしい成功をおさめた。しかも、保守を以て鳴る熊本市の婦人達によって即夜支部設置の議がだされた。

(資料)

① 「婦人問題に関する講演会」九州日日新聞・昭和五年二月七日

② 「婦人の政治的自覚を促したい」九州日日新聞・昭和五年二月九日

③ 「われらかく闘へり」『婦選』四巻三号・昭和五年三月号

④ 『婦人参政権運動小史』ドメス出版

四・二七 第一回全日本婦選大会開催、全国より六〇〇人出席。参政権、公民権、結社権要求決議

五・一〇 婦人公民法案、衆議院本会議で初めて可決、一三日貴族院審議未了で廃案

七・一七 熊本県内婦人団体および有志婦人(約五万五千人)の代表、安達内相下野の際、完全

一九三〇

五

公民権要求を陳情
七・二三 各婦人団体、完全公民権運動開始
一二・二五 婦選団体代表市川房枝ら七人完全公民権

〃

〃

九・二八午後七時 婦選獲得同盟熊本支部なる 熊本市上通り五丁目サポテン樓上(熊本市上通り五丁目) 出席者江口あい氏その他約四〇名 菊本てる氏開会 山下つね座長役員(常任) 赤峰千代、井口ただ、石坂たか子、浦たみ子、大原みさを、大麻つえ、菊本てる、児島薫、古閑とし、佐伯はり、武田きみ、陣内きい、澤村幸子、平野まつえ、松本きよ、村上つるえ、安武つたえ(書記) 大畑妙子(會計) 川邊みち、山下つね、(顧問) 岩永はる子、江口あい子、築山八千代、野原つね子、深水つぎ子、戸次久子、松倉光子、溝淵駒衛子、水野ちき、山田さが、竹崎みね、遠山うて

熊本支部規約
第一條 本會は熊本市上通町サポテンに事務所を置き婦選獲得同盟熊本支部と称す
第二條 本會に左の役員を置く 顧問若干名 支部長 副支部長 幹事若干名 常任幹事若干名 書記二名 會計二名
第三條 本會は毎月一回一日會合す但し事務の都合により臨時會合することを得
① 「婦選」四卷一〇号 昭和五年一月号熊

一九三〇

五

本支部生る 一月末講演會開催
② 九州日日新聞 昭和五年九月三〇日 婦選同盟の支部組織 満場一致で可決
③ 九州新聞 昭和五年九月三〇日 「選獲得同盟熊本支部成る」

一一・二九午後七時 「支部結成のための記念講演會」市公開堂ホール聴衆一千二百余 市川房枝 「婦人公民権と第五九議會」 ☆金子しげり「婦選運動の現状」 (資料)

① 「婦選」五卷一号 昭和六年一月号

(1) 九州、中国、関西、四国、婦選行脚 (2) 熊本支部より 大畑妙

② 九州日々新聞 昭和五年一月二七日 「市川、金子両女史を迎え、熊本で婦人問題講演會」

③ 九州新聞 昭和五年一月二七日

新時代の女よ起てと 紅唇泡を飛ばし 市川房枝、金子茂両女史の婦人問題講演會

④ 九州新聞 一月二九日 歡迎會 三〇日夜一〇時 水谷食堂で

一二・二五 婦選団体代表市川房枝ら七人、完全公民権を要求し安達内相訪問
二・一四 第二回全日本婦選大会、後デモの予定を当局の不許可により中止

一九三二

六

一九三二	六	<p>地方支部代表安達内相訪問、この時熊本から上京した一人が、「熊本は婦人団体連盟も制限案絶対反対を声明しました。」と述べ内相をたじたじさせた。</p> <p>二・二八 婦人公民法案(制限案) 衆議院本会議可決、婦人傍聴者多数、三・一八婦選獲得同盟、貴族院に制限公民権案反対の陳情。二四日、貴族院本会議否決(一八四対六二)</p>
〃	〃	<p>五・一 昭和六年五月号(婦選)五巻五号)にて「同志を語る 二、熊本支部の人々」という題で伊藤伸女が熊本で活躍している婦選活動家を紹介している。</p> <p>山下ツ子(支部幹部)、大畑妙子(九州日々新聞社の婦人記者)、川邊みち子(美容術師)、菊本テル子(石炭商)、開田直子(速記塾)、平野松枝(市議夫人)、石坂多嘉子(弁護士夫人)、遠山うて子(九州学院長夫人、矯風会支部長)、深水織子(民政代議士夫人)らのことが、掲載されている。</p>
一九三二	七	<p>陳情</p> <p>七・一 熊本県婦人団体代表、完全公民権要求</p> <p>一・二三 市公会堂において「婦人問題講演と演劇の夕」講師金子しげり午後六時</p> <p>①九州日々新聞 昭和七・一・二四「金子しげり女史来熊」</p>

一九三二	七	<p>②九州新聞 昭和七・一・二四「熊本における運動は、相当有望視される婦人問題講演会に臨む金子女史談」</p> <p>二・二三 全国婦選デー 標語「与へよ一票婦人にも」婦選団体連合委員会、演説会開催(東京)、秋田・京都・大阪などでも婦選団体支部、選挙革正運動</p> <p>婦選獲得同盟熊本支部 婦選デーは延期してピラを新聞に折り込み配布</p> <p>五・二八―二九 第三回全日本婦選大会開催、四〇〇人出席、婦選即時獲得・ファシズム反対を決議 六・一一 決議文を衆・貴両議長に手交</p> <p>婦選大会記念・地方婦人代表大演説会熊本支部幹事 美容師 川辺みち子</p> <p>八・二七 婦選一三団体代表者(市川・久布白・岩内ら)貴族院各会に婦人参政権・結社権につき陳情</p> <p>一〇・一四 法政審議会選挙法改正委員会、清水澄博士(行政裁判長)の「女子に参政権を与える事」賛成四・反対一四で否決</p> <p>二・一八 第四回全日本婦選大会開催、四〇〇人出席、婦選獲得同盟・など六団体共催</p> <p>二・一八 第五回全日本婦選大会開催、五〇〇人余出席 婦選即時実施</p> <p>八・七 選挙、肅正婦人連合会結成、婦選獲得同盟など二三婦人団体参加、会長 吉岡弥生・書記</p>
〃	〃	<p>〃</p>
一九三三	八	<p>〃</p>
一九三四	九	<p>〃</p>
一九三五	一〇	<p>〃</p>

一九三六	二一	市川房枝、一〇日選挙粛正中央連盟への加入承認、三一日大講演会開催
一九三五	一〇	二・一七 第六回全日本婦選大会開催、三〇〇人余出席 決議文を翌日地方代表（大畑妙子も参加）が国会へ持参
一九三六	二一	五・一四 婦人参政権案、杉山元治郎ほか無産派議員が議会に提出、一六日婦人公民権案・家事調停法案提出さる（以上三法案は上程後審議未了となる）
一九三七	一二	一・二四 第七回全日本婦選大会開催
一九三九	一四	五・七 婦選獲得同盟一五回総会、「精神運動の徹底に努むること」などの運動方針可決、婦人参政権などの法律改正運動は妥済す
一九四〇	一五	九・二一 婦選獲得同盟、国内新体制樹立を促進するため臨時総会で解散決定
一九四五	二〇	一〇・一〇 幣原内閣、初閣議で婦人参政権付与を決定
一九四六	二二	一〇・一一 マ元師日本民主化のための五大改革を要求 選挙権付与による婦人解放など 一二・一七 衆議院議員選挙法改正公布、次の選挙より施行、初めて婦人参政権実現なる（二〇歳以上の男女に選挙権、二五歳以上に被選挙権を付与）
一九四六	二二	四・一〇 戦後第一回衆議院総選挙（第二二回）、初の婦人参政権行使、婦人議員三九人当選（立候補七九人）、投票率女六六・九%、男七八・五

一九四六	二二	二%、五・一六初党院 （熊本）総選挙で紅一点の山下ツ子当選、五六人が立候補し、当選者の内訳は、自由四、進歩二、社会一、無所属三
一九四七	二三	四・二七 当選婦人代議士演説会、旧婦選運動者の和崎ハル・山下ツ子・竹内茂代・加藤シズエ・武田キヨら出席 六・二〇 加藤シズエら婦人代議士三九人、マ元師と非公式会見 マ元師「日本の婦人たちは非常によく民主主義の要望に応じている」と激励 九・二七 町村制、市制、府県制、北海道会法、都制改正公布 一〇・五施行 婦人公民権実現、四七・四初の地方選挙 四・二〇 第一回参議院選挙、婦人議員一〇人当選（立候補者一六人） 八・三一 行政監査委員に山下ツ子（前社会党議員任命）
一九四七	二三	（参考とした主な資料）『日本婦人問題資料集成一〇巻』、『現代婦人運動史年表』三二書房、『婦人参政権運動小史』ドメス出版、『九州日々新聞』、『九州新聞』、雑誌「婦選」、井上清『日本女性史』三二書房など

女性が政治にでるとき

— 川辺ミチさんの場合 —

中山そみ

女性史は、女性がこれまで生きてきた状況を認識し、社会的、経済的、政治的なかかわりのなかで解明していくことであろう。だが、そこに人間としての解放の視点が欠落していたら、もはや女性史の価値はないにも等しいのではないだろうか。では、女性の解放・人間の解放とはなにか。それは、女性が、ひいては人間が隷属状態から解放されることである。とはいえ、資本主義社会は、階級社会であるから、決して隷属状態はなくなるのではないかと自問自答する。しかし一方、その解放に政治的な役割が大きいとしたら、女性が女性の手で、女性の解放をどのようにして実現しうるかも自ずから明らかになようにおもえる。女性が、参政権（選挙権、被選挙権）を通して、人間が人間を支配しない、一方の性が他方の性を隷属しない平等な社会を創造しうるであろうが、ここではまず、女性が被選挙権を行使するときの状況を調べて今後この問題を考える手がかりにしたい。

(一)

日本の女性が、政治上の権利を得てから約半世紀（選挙権は一九四六年）を経て、女性の政治的な関心もようやく高まってきた。しかし女性議員の数からいえば、一九四七年（昭和二二）年の第一回では女性の当選者数六七七人で全議員に占める女性の割合はわずかに〇・四％その四年後の第二回では七七五人で〇・五％あったのが一九五五年の第三回から一九七九年の第九回まで議員の数はかなり少なくなっ

た。それが一九八三年の第一〇回からやや回復して、一九九一年の第一二回には四三二人になったが第一・二回ころの数に比べると約半数強にすぎない。しかし、全議員に占める女性の割合は二・一％になっている（『全地方議会女性議員の現状』市川房枝記念会）

次に川辺ミチさんに関連して熊本市議員の場合をみると

第一回	一九四七年	〇人	(七人)	一六八人	四四人	〇%
第二回	一九五一年	一人	(四人)	一八六人	四四人	二%
第三回	一九五五年	二人	(四人)	二七人	四四人	四・五%
第四回	一九五九年	二人	(二人)	七九人	四八人	四%
第五回	一九六三年	三人	(四人)	九六人	四八人	六%
第六回	一九六七年	三人	(三人)	九九人	四八人	六%
第七回	一九七一年	三人	(三人)	八九人	五二人	五・八%
第八回	一九七五年	三人	(三人)	六八人	五二人	五・八%
第九回	一九七九年	三人	(三人)	六四人	五二人	五・八%
第一〇回	一九八三年	一人	(二人)	六四人	五二人	二%
第一一回	一九八七年	二人	(二人)	六八人	五二人	三・八%
第一二回	一九九一年	二人	(四人)	七四人	五六人	三・六%

(この表は「熊本市女性市議会議員候補者一覧表」(八中山作成)より抜粋、()内の数字は女性議員候補者総数、男女立候補者総数、定員、全議員に占める女性の割合の順である)

熊本市における女性市会議員第一号は川辺ミチさん（以下敬称略）である。川辺ミチについて、人々にどんな人かと尋ねたら、即座に「男まさりの人」と言う答えが返ってきた。何事においても男が優位な地位を占めていて女が社会的に認められていなかった時代に男女の同權を唱え、男に伍してがんばりつづけて、社会人として認めうる言動のしっかりした女性のことを人々は「男まさりの女」といった。川辺ミチは男まさりの代表者みたいな女性と認められていたようである。

なるほど、川辺ミチは、戦前に女性が政治的に権利が認められていなかったときに、熊本の女性の参政権運動の幹部の一人として活躍し、戦後に女性に参政権が認められたとき、直ちに、熊本の市会議員に立候補した。すなわち、先の表の第一回の選挙に立候補して他の女性六人の候補者とともに、運命をともにしたのである（『女性史研究』誌二四集「落選した七人の女たち」）。そのなかで、四年後の選挙に再び立候補したのは、川辺ミチただ一人であり、川辺はついに初志を貫いたともいえる、しかし選挙にかつことだけで、女性の政治上のあり方をとやかく云々することはできないが、川辺ミチの、第二回目の選挙は、一〇〇八票の得点で定員四名のなかで二十九位で当選した。さらに、四年後の一九五九年四月三〇日の選挙には、一二七名中一六八票を得て、定員四名の一九位で当選した。またさらに一九五九年四月三〇日には七十九人の立候補者のなかで、二六八一票をとって、定員四八人中二位に当選をした。戦後の民主化政策が進められるころに、三期一二年間市会議員の席にあった。川辺ミチが、六一歳から七三歳までのときである。

さらに政治家としての生活は、市会議員を退いた一九六三（昭和三八年）年一〇月に熊本県教育委員会委員に任命されたことで継続する

ことになるが、これは熊本市民によって選挙されたのではないことを銘記しておかねばならない。ともあれ、一九六五（昭和四〇）年一月退任した。通算して一六年間の政治家生活だったのである。

（二）

熊本市新屋敷三の七の一〇で内科医院を開業していられる川辺博通氏は、「母は何よりも政治が好きでした。始めは参議院議員になりましたかっただですよ」といわれる。戦後に、女性参政権運動とともにした幹部の一人であって、戦後いち早く衆議院議員に立候補した山下ツネが、女性の初の政治家として全国三九人のなかに入ったのは周知のことである。川辺ミチが、運動のなかで自他ともに認めていたメンバーは、山下ツネ、大畑妙子、開田直子、平野松枝などであったが、いずれが立候補してもよい程の女性達であったと思われる。立候補した山下に、「あなたはえらかなあー」といったという川辺の言葉は、女性参政権運動の女性達が、被選挙権を得た当時のエピソードとして残されているが、川辺もまた参議院議員として中央政界に出たいという願いをひそやかにもっていたのである。川辺ミチの政治姿勢については「母は始め革新的無所属でした。しかし、あとでは与党のがわに組しました。現実の社会を住みやすく変えていくために；母は現実的でしたから」とも、博通氏はのべられる。それまで、美容院経営をしながら、四人の子の母として、封建的な地域社会で寡婦が生きていくのには並み大抵ではなかったにちがいない。現実のさまざまな問題の中で中央での一見華やかな政界入りをあえて願わず、熊本の地にとどまって地方の政治を担っていく道を選んだのだと考えられる。

川辺ミチが、何よりも政治をこのみ、政治に関心をもち、政治に執着したのについては、おいそれと一口には語れない。川辺ミチの生い

立ちがそれをまづ語ってくれよう。彼女の自伝『思い出ずるままに』（一九八二年以下『思い出』と略す）をもとに、さらに小山ナヲエ（ミチの弟勝清の娘で、母と同じ名）氏にお話を伺った。

川辺ミチ（戸籍名川邊ミチ）は、一九八一（明治二四）年に、熊本県でも鹿児島県境の球磨川上流の山深い土地、球磨郡相良村大字四浦一七五二番地に生まれた。父の小山文郁は熊本市の郊外、飽託郡牟田口村（現熊本市）小山自庵（細川藩家来によって藩医になる）を祖にした開業医の小山玄春（七代）の次男として生まれた。由緒ある在宅医であっても、明治の始めごろまでは、医業は、医者である先代（主として父）に医術を学び（徒弟制度）、家業としての医業を相続するのであったが、相続するのは長男の宗郁で、次男の文郁は父に医術を学んでいても家業の相続責任はないので、自由な立場で地方の無医村をまわって病人の治療にあたった。これが医者腕をみがくことにもなった。いわゆる「医者（武者）修業」である。あるとき、文郁は父の命で、八代から五木越えをして鹿児島へ行く途中に、この四浦の地にたどりついた。ちょうど、村には疫病がはやっていて、つぎつぎに村人が死んでいくような状況に遭遇して、それを見捨てることはできず、文郁が治療にあたりると病人はつきつぎに治っていった。「どうかここに永く留まって、村人たちを、村を救ってください」と、しきりに懇願する村人たちをむげに断り、村を去っていくことはできなかったという。これが、『思い出』に見られる父の「正義感」ともいえるものなのであろうか。文郁の業は、初めて口にする村人たちには良く効いた。地獄に仏だったにちがいない。村人たちの評判は良く医者としての信望をえて、請われるままに、この山村に根を下ろすことになるのだが、村で評判の良い生田家の娘ナヲエが文郁にめあわされ

た。ナヲエは色が白い雛には希な美しい気立てのよい娘で「ナヲエ観音」といわれた慈悲深い女性であったという。文郁とナヲエのあいだには三男三女が生まれ、ミチは四番目に生まれた二女であった。

「父は事業家で、そのうえ政治に興味を持ち、郡会議員を永く勤めていた」という。事業家としての文郁は、「鋼山一つ堀り当てただけですべて失敗した」（『思い出』）と記されている。しかし、「鋼山は村のものであった」ということである。別に医業をしていた文郁は自らの家を破産させることにはしなかったという。しかも、医者としても、当時医療がおかれていた「らいびょうなどが得意中の得意で、ただれた人を幾人もなおしていた」というキャリアの持ち主だったというのである。ミチが、こうした父への尊敬とあこがれの念を抱いて、地方政治を担当し、理想的な地域社会を作ろうと考えたことは容易に理解できる。さらに政治的興味を深めていったのは、弟の小山勝清であって、姉と弟はマルクス主義や民本主義などの本を読んだという。ミチが、川辺文治と結婚して川辺姓になったのは、一九一三（大正二）年一月であり、ミチ二二歳、文治二四歳であった。「見合い」は、恋愛に発展したようである。ミチの父は「娘は農家にはやれない」と反対したとされるが、「結婚に反対したのは文治の父だったに違いない」という見解もある。文治は師範学校を卒業して小学校の訓導をしていた学問好きの青年であった。「非常な読書家、哲学書・教育心理学などの本を読」み、さらに強く向学心をいだいた。ミチは一九一五年長女が生まれたその年に、夫の広島高等師範学校への進学に協力した。学費は、ミチの願いで父の文郁、叔父生田万次郎などが頼母子講をつくった。「村人たちの多数協力」によって、夫は学業を続けることができたというのであるが、そのときの川辺家の動向についての記述はみられない。

い。卒業した文治は、まもなく、熊本県立第二師範学校の教諭になった。理想主義者で、「古典教育学に心酔」し学識ゆたかな文治は、刑事に追われて東京から逃げ帰った勝清（ミチの弟、労働運動の闘士）を、「彼は反逆者ではない。理想主義者、自然主義者だ」と自分の家に起居させ、刑事をまじえて食事をするなどある信念と胆力をそなえた人だった。その文治が肝臓腫瘍（チブス）で急死したのは一九二五（大正一四）年七月であった。長女一〇歳、九、五、三歳の遺児をかかえた三四歳のミチは錯乱状態になるほどに追い込まれた。母子心中まで考えるにいたったミチを救ってくれたのは「ボクは八〇まで生きた」との五歳の幼児の言葉であったという。

母子五人の経済生活を真剣に考えるようになったミチは、つぎつぎに仕事をかえた。まず男袴仕立ての内職。しかし、「仕立て屋の子供たちは皆悪童ばかりと噂・妹の子供が仕立て屋の子供と一生涯なされるか」と、心配した兄のよこやりで仕立て屋をやめて、次に従姉の協力で「毛糸編物研究所 川辺みち」の看板を立てた。「教えることは好きで・講習生も六〇人を越し盛況であった」ので、一方で洋裁師を志すことになった。自信も出来て唐島町の黄楊櫛屋のあとに店を出すことにきめた。しかし、これも田舎の叔母と姉の「洋裁店開業を中止せよと忠告」を受けることになる。夫から相続した「退職金、生命保険など合計一万五千円」を使つての商売は危険過ぎる。「月給取りになりなさい」と言われ、ついに翌年二月、下二人の子をつれて姉婿が校長をしていた球磨郡木上村の青年学校に勤務した。上二人の子供を熊本市の兄信説の家にあずけたのであったが、兄夫婦にも四人の子があった。ミチは誰よりも兄をたよりに思い、兄も寡婦（未亡人）になつたミチを温かく肉親の情で包んだ。「家」制度では「扶養の義務」は兄

の当然に取るべき行為でもあった。しかし、ミチは兄姉、叔母からの経済的援助を断り、自分の手で母子五人の生活を維持し、四人の子を最高学府にやるのには、収入が少ない学校の教師では駄目だとの思いにいたる。ミチは教員を辞め、大阪の大家美容研究所促成科で修業した。一九二九年大阪市曾根崎で美容院を開業したが、その翌年熊本に帰り、水道町に美容院を開業して、ようやく四人の子とともに暮らすことになる。夫の死後五年目の一九二九年であった。

はじめは「階級意識で恥ずかしいので妹や他の親戚は寄りつかなかった」という。そのころは「髪結い」と言い、髪結組合があり「業界は封建的」ななかでミチは「近代的経営」をめざした。「職業を得ることによって、人びとも次第に生活の安定をみとめ、お嫁に行けという人もいなくなり職業と子女の教育に専念することができた。金には勿論困らなくなつて私の念願である男性並みの生活」をえたと満足したが、ミチの長年のおもいが、やっとかなつたこの年八月に末っ子の信子が疫痢で亡くなった。ミチは、美容の職業とひきかえに信子を失つたと自らを責めつつも、髪結いの組合に新風を吹き込んで新しい美容院経営にとりくみ、髪結業組合長にも選ばれた。

美容院経営後、女性参政権運動熊本支部に加入し、幹部となり事務局を美容院のなかにおいた。ブルジョア民主主義運動であっても刑事から尾行されるような社会で、物事に動じない行動力と自由な生き方のミチは進んで事務所を提供したのである。さらに、戦中の美容院経営は、パーマネントに対する軍の攻撃で一層波乱にとんでいる。

川辺ミチにとって戦前の体験、生き方のすべてが政治にかかわっており、市会議員に出ることができたのも、この美容院組合の熱心な支持と協力によって多数の票の獲得ができたからである。

市婦連とともに

—島田まささんのこと—

光 永 洋 子

熊本市の西郊、島崎の閑静な住宅地に私立島田美術館がある。島田真富氏が島田家に伝わる中近世の歴史資料や美術工芸品の公開のための美術館を建設中に、実現をまたずに逝去された。そのあと、娘のまささんをはじめ遺族の方たちによって、一九七七（昭和五二）年の秋に開館されたものである。

美術館の理事長であった島田まささんは熊本市議会議員を四期（一九六七—一九八三）つとめた方である。また一九八八（昭和六三）年には石風社より『雨夜の皇子—熊本市西郊の昔話—』を出版して、信友賞を受賞するというもう一つの顔がある。どんな方であったのか、まささんの一生を追ってみた。

(一)

まささんは熊本市島崎町で、父真富、母アキの次女（長女は夭折）として、一九一五（大正四）年一月二日に生まれた。地もとの島崎小学校（現在の城西小学校）から県立第一高等女学校に進み、一九三二（昭和七）年に卒業、暇さえあれば本を読んでいた文学少女であった。上の学校に進みたかったが、近眼がそれ以上わるくなったら困るからと、両親の許可がでなかった。四年後、藤崎八幡宮の岩下宮司が仲人となり、阿蘇郡高森町草部出身の伊藤祐夫氏と結婚する。祐夫氏は一九二二（明治四五）年生まれで、当時皇宮警察勤務であったが、帰熊後は県立熊本中学校に剣道教師として迎えられた。女学校五年のとき

満州事変、結婚の翌年には日中戦争、長男の誕生の翌年には太平洋戦争がはじまり、戦争、戦争の暗い時代であったが、夫とともに子どもたちの成長を楽しむに、まささんにとっては最も幸福な時代であった。

敗戦の色がこくなくなった一九四四年七月、祐夫氏は召集されてフィリピンに送られ、敗戦直前の七月五日に戦死、公報だけで遺骨はかえらず、まささんには七才の真寿子さん、五才の真祐さん、二才の真理夫さんが残された。御両親、妹さんと一緒の生活がどれほどまささんの力になったことだろう。まささんは持ち前の明るさを失わず、町内の世話役であった父の仕事を手伝っていたことがきっかけとなって、町内の嘱託員、婦人少年室協助力員、同婦人問題相談員等をひきうけて、外に眼をむけて働くことになる。末っ子の真理夫さんが通っていたルーテル教会の白羊保育園の理事をしていたことで、キリスト教に接する機会が多くなり、一九四九（昭和二四）年に日本福音ルーテル熊本教会でバプテスマをうけた。家族の方たちには長い間知らせていなかったようである。

(二)

毎日新聞西部本社によって一九五三（昭和二八）年に「毎日西日本童話連盟」が創立された。熊本県の支部長は昭和のはじめから童話の研究をつづけていた山鹿の内村二封先生で、まささんはすぐ入会して

創作童話の指導をうけることになった。また、二年後には地域の城西小学校に誕生した母親学級にも入会した。敗戦後、日本はそれまでの軍国主義から民主主義へと一八〇度の転換で、子を持つ親として子どもにどう対応したらいいのか、どうすればいい家庭をつくっていいのか、軍国主義の教育をうけて育った母親たちの共通の悩みがあった。

母親学級でまさはるは一つの解決をみいだすことができた。それは、子供たちと共に学ぶことで、子供たちがどのようにして知識を吸収し、一つの事柄に理解を深めていくのかを知ることができたからである。

そのほかに母親たちは郷土史の研究にもとりくんだ。それは子供たちに郷土の歴史を深く知り、それを学んでほしいとの願いからであった。まさはるの童話会での勉強がここでは大いに役立つことになった。城西小学校社会部では、まさはるの『肥後国誌』や『肥後先哲偉蹟』を種本にした童話を『ちはら』史話と伝説』として一九五五(昭和三〇)年の夏に、ガリ版刷りで子供たちに配った。城西小学校のあたりは昔から千原台とよばれていて、全国にも珍しい千原桜は有名である。

この時の経験がもたくなって、まさはるは「婦人公論」誌が一九五七(昭和三二)年に募集した「第一回女流新人評論」に応募した。そしてまさはるの「郷土史から子供の読み物を綴る」は、「私の研究」の部門でみごと一席に入選して賞金三万円がおくられた。同時に入選したのは作家の竹西寛子さんであった。

この評論「郷土史から子供の読み物を綴る」は、一、母親学級入学、二、地域社会の文化の中から人間は生い立つ、三、伝説から物語りを

つくる、四、町の古老の話をつづる、五、古老の話からもう一つ、六、むずかしさ、の六章からなっている。選者は亀井勝一郎、田中寿美子、鶴見俊輔の三氏であった。「非常に未完成なもので、まとまりという意味からいえば磨きが足りない。けれども、これにはなんかわれわれにショックを与えるような実質がある。……テーマの求めかた、問題の設定にたいして感心した。どういうふうにして子供との間に共通の世界を持つか、どうすると伝わらなかつたかという、実験の結果を出してみようとしている。問題の設定が多元的でオリジナルなんです。こういうしかたは歴史とつながっているし、芸術理論ともつながっているし、それから教育ともつながっているし、思想一般ともつながっている……こういう多元構造を持つ思想の問題設定というのはほんとうの生活者、実生活にたずさわっている人でなければできない……」と、選者の高い評価をうけている。まさはる自身が一席入選におどろかれたようであった。

「石風社の『雨夜の皇子』は、『ちはら』史話と伝説』と評論「郷土史から子供の読み物を綴る」をあわせまとめて編集したものである。この「雨夜の皇子」の舞台となった琵琶崎の地はいまだ聖母の丘とよばれて、カトリックのコール神父がリデルさんの回春病院より少しおかれて、フランスからシスターたちをよんで、一八九八(明治三二)年に救ライの待労病院を開いた記念すべき所である。その仕事はいまもシスターたちによって受け継がれている。

(三)

敗戦と同時に、戦前の大日本婦人会ほか各種婦人団体は全部解散させられたが、一九四六(昭和二一)年三月一日、手取カトリック教会に隣接する振武館で、市内二六校区の婦人会々員たちが集まって、

熊本市婦人会の発会式が行われた。五〇〇人あまりの出席者の中から、会長には福田ムメさんが選ばれた。敗戦の年一二月には衆議院議員選挙法が改正されて、日本の女たちは待ち望んでいた選挙権を手にすることができた。総選挙を四月一〇日にひかえて、女たちの自覚が高まってきていたことが想像される。

各町内の婦人会が集まって校区婦人会となり、校区婦人会が集合して市婦人会となったが、入会は強制的でなく個人の自由であった。翌年一〇月には県内市町村の婦人会を統合する熊本県婦人連盟も発足し、初代理事長は長野千鶴子さんであった。熊本市婦人会は一九四七年には熊本市連合婦人会、朝鮮戦争が起った一九五〇年には熊本市婦人会連絡協議会（以下市婦連とする）と改称される。

壺川校区婦人会の記録によると、一九四九（昭和二四）年には、市と教育委員会の主催で、軍政部のパンダピヤ女史を講師として、民主的婦人団体指導者講習会が開かれている。そして翌年にはどれほど民主主義が浸透しているのか同女史の例会視察があったりして、熱心な指導の様子が記録されている。

まささんの城西校区では、山下ツネ衆議院議員（第一回総選挙で熊本県から当選した人、その後熊本県から女の衆議院議員は出ていない）を招いて国会の話を書いたり、森本忠氏から文学の話を書いたりして勉強会を開いている。コーラスグループや読書グループも誕生した。家庭の事情で高校へ進学したくても出来ない子供たちが、毎年五〇名近くいて、担任教師や婦人少年室長や、できれば雇主たちもよんで、就職していく少年少女たちを上げます会を開いていることなどが記録されている。

まささんは一九五二（昭和二七）年より一〇年間城西校区の婦人会

長をつとめたあと、一九六四（昭和三九）年の年次総会で佐藤寿子さんのあとをついで、市婦連の第七代会長に選ばれた。熊本国体（一九六〇年）が終わり選挙についての勉強会や、市役所を訪れて市政のしくみを勉強したり、また、市議会を傍聴に行く回数もふえて、政治に対する知識の吸収に市婦連全体がもっていた。物価のこと、子どもの教育費のこと、家計をあずかる主婦たちの悩みや不安まで行政の眼はとどかず、市政に訴えてもごまめの歯ぎしりで、いっこうに効力のないことを実感していた市婦連では、何とかして市議会に台所代表を出したいという気運が高まってきていた。なぜ主婦が選挙に出にくいかを考えてみるのに、資金がないこと、夫をはじめ家族の同意がえられない、女同志で足をひっぱる等が障害になっていることはみんなのみとめるところであった。まささんだったら「選挙資金は父上が面倒みて下さるだろう、手のいる御主人もいない、運動は婦人会みんなでしょう」ということで、会長のまささんを満場一致で推薦することになった。まささんが市議選に出る決心をしたとき、父の眞富氏は思いあまって石坂市長に相談に行き、それはいいことぢやないかとかえってあげまされたそうである。

先輩の女の市会議員には、一九五一（昭和二六）年から三期つとめて引退した川辺みちさん、まささんの前の市婦連会長で、一九五五（昭和三〇）年から三期つとめている佐藤寿子さん、一期つとめている西田住江さんと川俣桃江さんの四人がいるだけであった。

選挙長はそのとき市婦連の副会長であった打出綾子さんがつとめ、まささんはじめ会員の頭には市川房枝の理想選挙が描かれていた。三年坂の入江タクシーの近くに選挙事務所を借りて、白いかっぱを着てユニホームにした会員たちは手弁当で、事務所は活気にあふれてい

た。精いっぱい運動の甲斐あって、まさは一〇〇名の立候補に、得票総数二四八九票、議員定数四八人中、一七位の高位でまごことに当選することができた。四期目のベテラン佐藤寿子さんは二七七七票で八位、西田住江さんが二一九八票で三三位、二期目の当選であった。

選挙後はじめての市議会で佐藤さんは副議長にえらばれ、はじめての女の副議長の誕生であった。佐藤さんとまさは県立第一高等女学校の同期生である。まさんの一年うえの二四回生には足達環子、児玉三子等、一年あとの二六回生には内藤トシ子、本田トシ子等、社会主義運動に加わった人たちがいる。その間には生まれた二五回生は、花の二五回生とよばれて、佐藤、島田の両市会議員を出し、これは単なる偶然とは思えない。

まさんが初当選したころは、市議会に日本刀を持ち込む議員もいて、全国に悪名高い議会であった。男の議員たちにできなければ、女たちで何とかしなければの気負いもあったにちがいない。当番制で市議会本会議の傍聴をつづけてきた市婦連であったが、まさんの初質問の傍聴席は女たちで満員、男たちをびっくりさせた。まさんは女たちの市政への願いをまとめて、消費者保護行政についての質問、保育所の質の向上と保育の過重労働の実態について、また、住民検診の内容充実について、そして住宅団地に集会所と子供たちの遊び場の設置などの向上改善を要求して、市長からも「御婦人方の声を反映させたい」との答弁があった。そして一期目の中頃からは、身障者対策に連続してとりくむことになった。

議員生活をふりかえって、うれしかった思い出の一つは、一九七五（昭和五〇）年に熊本市が身障福祉モデル都市の指定をうけて、不自由な人たちのための施策がつぎつぎにうち出されたことで、長年とりく

んだ甲斐があったとまさは語っている。清水校区の会長であった坂本田鶴子さんも、市婦連の後援で一九七五年より二期市議員をとめたが、まさんの心残りは、その後の後継者をつくれなかったことであった。

戦後、まさんが安心して外へ出られたのも、母のアキさんが家庭の面倒をみて下さったからであるが、アキさんが一九七四（昭和四九）年に亡くなられ、三年後には父の真富氏が他界された。美術館の仕事は長男の真祐氏が果しておられたが、運営上のいろんな問題もあり、議員活動の限界、体力の限界も感じて、一九八三（昭和五八）年にまさんは議員生活から引退した。目だった業績ではないと男たちからは思われるかもしれないが、男たちでは気づかない小学校のトイレや産院の問題など、すこしでも女や子供たちが暮らしやすくなるよう、まさんのきめ細かな心配りで改善されたことが多かった。男の議員たちからもねえちゃん、かあちゃんと親しまれ、惜しまれながらの引退であった。

議員はやめても、市婦連、福祉の仕事で、家にゆっくり落ちついていくことはできなかった。一九八六（昭和六一）年二月、急性大動脈解離という思いがけない難病で長期入院、それでもまさんは奇跡的に立ち直って退院できた。家でゆっくりできたのは退院後の療養中だけであった。一昨年六月九日に急性心不全で逝去、七七才であった。一度しかお目にかかったことはないが、あのやさしい笑顔を思い浮かべるとき、今ごろは天国で祐夫氏と楽しくすごしておられるだろうと想像するのが不思議である。

水俣の女・日吉フミコさん

石原通子

水俣市のふるさと環境会議でおこなわれる『聞書・水俣民衆史』五巻の編著者である岡本達明氏の基調講演を、日吉フミコ氏とともに聞くために、わたしは一九九三年二月七日(日)、朝起きて水俣市にでかけました。

一九五六年の水俣病公式発見の翌年に、わたしは天草の牛深高等学校で教員としての第一歩をあゆみはじめました。土曜日には牛深港から水俣の水銀で汚染されていた百間港まで船で、水俣駅から汽車で熊本駅まで、さらに乗りかえて肥後大津駅まで片道五時間かけて、蒸気機関車の煤でよごれながら父母のもとへかえていました。そのころ水俣病についてはなにも知らなかったような気がします。ただただ故郷の遠さをかなしがっていたことだけを思い出します。

このたび、ひさしぶりにおとずれた水俣駅は熊本駅からわずか一時間という近さになっていました。水俣駅に降り立ったとき、三五年ばかりまえと変わらないなかに、なにかさびしい印象もうけました。

「水俣の歴史は細川藩時代の水俣村というものがあります。この細川藩時代の水俣も今につたわっています。そのあと明治になりまして新しい明治の村ができていくのですけれども、この明治の村が約四〇年かけて終わり、そのあと工業化がはじまりまして、チッソがきて、工場が建って、水俣が工業化され近代化されていく。しかし、いまそ

の近代化、工業化の歴史はやはり終末を迎えているのではないでしようか。これは水俣病の終わりとは、とらないでいただきたい。そういう工業化の時代が今終わりつつあるのではないか。あの醜悪な埋め立て地、あれをみても一つの時代の終わりというものをつくづく実感されるとおもいます。……明治の末がどれほど醜悪なものであったかが、もうわたしたちの記憶からはなれようとしています。現代の今の工業化社会の終わりはもっと醜悪ではないでしょうか。この二つの醜悪さのおそろしさのなかに、わたしたちはいると思います。」

日本窒素肥料株式会社の水俣工場に二七年間つとめて、一九九〇年に退職された岡本達明氏は、このように語りはじめています。

七八歳の日吉フミコ氏は、六〇歳の岡本氏を「達ちゃん」と親しみをこめてよびかけます。それは小学校教員をやめた三〇年前のフミコ氏が水俣市議会議員に当選して、市議のなかでただ一人、水俣病第一次訴訟の患者たちの先頭にたつて、「まさに母性そのものであり、一族を引具するかつての母権社会の族長を思わせる」(『告発』第一号、一九七〇年四月二五日づけ)ような威厳と気迫でたたかっていたとき、岡本氏は日窒(現・チッソ)水俣工場の第一労働組合の委員長として、ともにたたかっていたからです。「達ちゃん」と呼びかけるとき、あのはげしい闘争のころがよみがえってくるにちがいないません。

(以下では敬称を略します)

二

日吉フミコは熊本県菊池郡北合志村（現・菊池郡旭志村）大字新明二一九二番地で、一九一五（大正四）年三月五日に生まれています。北合志村は一八八九（明治二二）年に新明字（明治九年に妻越村と高永村が合併）、伊坂村、小原村、麓村（明治九年に高柳村、平村、湯船村が合併）が合併したもので、さらに北合志村は旭野村、護川村の一部と合併して、一九五六（昭和三一）年に旭志村となります。

こと旭志村はわたしの住む大津町の北隣の農村ですが、一九九二年四月にはじめておとずれました。高尾野、平川、矢護川、片川瀬などの二〇箇所ほどの停留所をとってバスで四〇分、あとで菊池バイパスから車で一五分ほどで着くことをしりましたが、菜の花畑をとおって、鎮守の森をぬけて、舗装されてはいるがやっと離合できるような道を、乗りあわせた近郷の人びとの声だかな話を耳にしなが、バスにゆられて遠くへきたというこの日の印象はわすれられません。

役場や教育委員会をおとづれたあと、フミコの生まれ育った集落にいきましたが、汗ばむ良い天気で、東に阿蘇外輪山の一つでいる鞍岳が青くそびえ、その裾野にひろがる新緑の平野のほぼ中央部を合志川が西にむかって流れています。この川に沿って北側に大字新明の家並みがつづいていました。この集落をみおろす小高い森に新彦神社があります。フミコは幼いころ、この付近を駆けまわって遊んでいたのでしょうか、子供たちの影もなく、春の陽光のなかに静まりかえってしまいました。

フミコの父・高宗益喜は村一番の豪農の家に、七ヶ月の未熟児として生まれましたが、婿養子だった益喜の父のよろこびようはひとしおでした。真綿にくるむようにして育てられて、すこしあまやかされ過

ぎたのでしょうか、益喜は放蕩息子に成長してしまいました。そこで、益喜の父は息子の手綱を引き締めてもらおうと、親類すじで一歳年上のしっかりものの坂本キトと結婚させました。キトは益喜がきらいで、財産なんかいらなないと思いましたが、周囲の説得で泣く泣く結婚したのでした。婚姻届は、一九二二（明治四五）年一月五日にだされていますが、フミコの兄・守は、その六日あとに生まれていますので、父母の婚姻届は第一子の出産が近づいたために、いそいでだされたものと思われまます。盛大な結婚式は二年もまえにおこなわれていますから、「子なきは去る」という当時の嫁の弱い立場が、ここにあらわれているようです。しかし、益喜は隈府町（現・菊池市）の遊廊がよいをやめませんでした。また合志川流域の開田事業をおこし、水害で元も子もなくなり、ついに家産をつぶしてしまいました。現在の字図にも家屋敷があった新明二二六九番地はありません。

益喜とキトは婚姻届をだして三年目の一九一四（大正三）年九月一日に、協議離婚をしています。キトは長男の守をつれて、おなじ大字新明に住んでいる父・坂本鶴松と母・チカ、兄夫妻と弟夫妻、その子供たちそして妹のツユカのある実家にかえってきました。大所帯のなかに子連れでかえってきたキトの気持ちはどうだったのでしょうか。そのうえ彼女は妊娠四ヵ月だったので、キトの父・鶴松は近所の懇意にしている赤峰鶴介（現・新明二二二一—三）の宅地の一角をかりて、八畳と六畳の間きりの家をキトのためにたててくれました。家のそばには大きな樟の木があり、春にはのうぜんかずらの花がさき、そばに小川が流れていました。その家で三歳になる長男をそだてながら、フミコを出産したのでした。明治一九年式の戸籍簿には、フミコは戸主・坂本鶴松の「孫」、父母の欄には戸主の「二女キト」と

母の名だけがかかれています。父・益喜の娘であるのに認知されずに私生児として戸籍にかかれたわけです。これは母方の祖父・鶴松の意思によって、自分の孫「坂本フミコ」として戸籍にいれたのでしょう。

法律婚を拒否した新しい女・平塚雷鳥も、おなじ年に長女を出産して、やはり戸籍制度になやまされています。明治三一年戸籍法は一九一四（大正三）年に改正され、戦後の一九四七（昭和二二）年に改正されるまでつづいていますが、雷鳥は夫に認知してもらって自分の戸籍にいれたかったのですが、戸籍法では認知した子は庶子として父の戸籍にはいるとされています。そこで雷鳥は分家までして、あえて私生児として自分の戸籍にいれました。子供にたいする、また人間にたいする差別が、出生届けにはじまることは、いまの民法・戸籍法にもひきつがれています。

フミコの母は里の養蚕や田畑の手伝い、機織りそして他所の縫い物をして、子供たちをそだてました。この小さな家に、父はときどき訪れては「上がらせてくれ。」といひます。そうすると母は「帰ってください。」と、いつもひと騒動があつて、フミコをおぶって裏口から実家に逃げかえるのがつねでした。家に残った兄・守は父に抱かれて眠っていたということですから、幼いときに父といっしょに暮らしたことのある兄にとっては、やさしい父だったのでしょう。しかし母をこんなに苦労させている父をゆるす兄の態度は、フミコには理解できなかったようです。

フミコは一九二一（大正一〇）年、菊池郡新明尋常小学校へ入学します。小学校に行くようになって、兄は「高宗」なのにフミコは「坂本」と、なぜ氏がちがうのか、ふしぎでなりません。男の子を泣かせるほどのおてんばで、疑問をかんじたら聞かずにはおれないよ

うな物おじしない子供でしたから、きつと母にたずねて困らせたにちがいありません。

当時、先生たちは貧富の差によって、「君」「しゃん」そして呼び捨てと、三段階にわけて子供たちの名を呼んでいました。母かたの祖父・鶴松はそのころただ一人読み書きができて、お経もあげる、村人たちの暦なども見てやるという知識人であり相談役でしたので、その孫娘・フミコは呼びすてにはされなかつたのですが、先生の差別的態度が子供たちの関係にも影響することをかんじていました。ところが三年生になったときの担任の先生が、えこひいきをしない、やさしい先生でしたので、このときから「このような先生になりたい。」と思うようになりました。

兄は一九二三（大正一二）年に創立された熊本県立天津中学校へ、第二回生として学んでいました。母はけんめいに働いても、里からの援助をいくらかうけなければ、息子の勉学をつづけさせることはできません。そんな苦境の母に馬喰をしていた父は、馬の売買や周旋も軌道にのってきたので、息子の学資もだしてやるから、じぶんの戸籍へもどってくれというのです。離婚後、養育費も負担しないでいて、すこし金回りがよくなったからと再婚をせまるような父にたいして、母は子供ぐらい自分の力で育てる、と意地で頑張りました。

ところが、母（三七歳）は一九二七（昭和二）年二月二日に、あんなにきらっていた父と再婚し、フミコの認知届も当日に提出されています。フミコは一二歳で母の氏である「坂本」から父の氏である「高宗」にかわりました。母はなぜこのような選択をしたのでしょうか。それはフミコの先生になりたいという願いをかなえてやりたかつたからです。フミコは先生になるため熊本女子師範学校にいきたい、とい

う希望を小学校の三年生のときからもちつづけていましたが、当時は私生児では受検資格もなかったのです。戸籍に嫡出子として記載されるためには、母は父の意見に従わざるをえなかったのです。母はそれほど戸籍制度による差別を腹立たしく思ったことはなかったでしょう。そしてフミコに母の、女の、このくやしさをあじわせたくなかった。どうしてでも娘を経済的に独立した女にしてやりたいと思ったので

す。

田舎の小学校からは熊本女子師範学校にはなかなか合格しない時代でしたので、フミコはまず熊本女子師範学校付属小学校高等科へ一九二七（昭和二）年に入學しました。叔父夫妻が熊本市水前寺の駅通りで理髪店をやっている、体の弱い叔母の家事手伝いをするという条件で、この家に置いてもらいました。朝早くおきて炊事をし、フミコとあまり年齢の変わらない従兄弟三人の弁当をつくり、熊本市内坪井にある学校まで子供の足で一時間ほどかかる道を、風雨のはげしいときでも三銭の電車で一度もならず、二年間歩いてかよいました。課外授業でおそく帰り、一人でさびしく夕食を食べ、後かたづけをして、暗くなった井戸端で明日の米を洗うとき、ギーッ、ギーッとときむ釣瓶の音に、母こいしさに泣きました。

フミコ（一四歳）は一九二九（昭和四）年、熊本女子師範学校本科に合格しました。「これから先の女は職を身につけていなければ、わたしのようにならざるを得ない」と口ぐせのようにいっていた母は、フミコを抱きしめながら泣いてよろこびました。

師範学校は全寮制です。叔父の家には二年間大変世話になりましたが、つらいことの多い日々でした。それで規律のきびしい寄宿生活も自由の天地のようにかんじられたということです。一九三二（昭和六）

年九月に満州事変が勃発しますが、この三年生のときの学芸会で「行け満州」という創作劇を女生徒たちが全員男装をしてやらかして、一騒動をおこした張本人はフミコでした。もう完全な軍国少女のリーダーに教育されていました。

四年生のときはクラス全員で担任の先生を変えてくれ、とブルーサイドに一時間もすわりこんで担任を変えさせたり、通知表の「公民」の評価が「乙」であったのを、「甲」に訂正してもらうために、松原佐吉教頭のところに押しかけていって、担任をはらはらさせたりするような非常に活発で積極的な生徒でしたが、フミコはクラスの友だちからも先生からも信用があり、かわいがられました。

この舎監長でもあった教頭はみんなからおそれていましたが、通知表の件以来、フミコにたいする信用が特にあつくなりました。教頭はひどい吃りでしたので、校長が胃潰瘍で吐血して、教育勅語の代読をしなければならなくなったとき、信用しているフミコを相手に、舎監室の衝立のかけでなんども練習しました。式が無事に終わったとき、フミコはうれしくて涙がでたということです。一言もまちがえて読んではいけないと、教育勅語の巻紙をひろげた教頭の白手袋、生徒たちの頭をたれてしんとしずまりかえった立ち姿など、帝国主義教育の緊張した光景が目に見えるようです。また、五年生のときはテニス選手として優勝し、七年ぶりに熊本女子師範学校の名を上げたことを、フミコは今でも誇りにしています。

一九三四（昭和九）年に熊本師範学校本科を卒業して、小学校の教員免許状を手に母のもとにかえりました。母が一番よろこんでくれました。このようにして、フミコの差別をゆるさない正義感や積極的な行動力は培われていったと思われまふ。

（一九九三・一〇・未完）

戦後の学制改革のころ

母校の統廃合と昇格

緒方 都

(1)

一九四七(昭和二二)年の六・三・三・四の学制改革から五〇年になろうとしています。この時多くの学校が統廃合を経験しました。

今日もまた教育予算の効率化や生徒数の減少を理由に、都市や過疎地に学校の統廃合が行われていますが、保護者に当事者の生徒たちも加わって、反対運動をくり広げているのを、テレビや新聞などでみると、時代の移り変わりを感じます。わたしは母校熊本県立第二高等女学校(以下第二高女と略称)と熊本県立第一高等女学校(以下第一高女と略称)が合併するとき、直前まで知らずにいました。

一九四八(昭和二三)年四月一九日、第一、第二高女が一つの高校として新たに充足する日。第一高女の職員生徒の迎えを受け、桜散り敷く校門の通りに、第二高女は定員が一学年一〇〇名と少なく、その上旧制のまま卒業もできたので、高校へ進む少数の生徒の二団を引率された恩師の清水裁介先生や和田ユキ先生の姿が見えてきたのを、わたしは通りに面して建つ第一高女高等科の教室から迎えました。この時始めて熱いものが体をつつみ、母校がなくなることを実感しました。敗戦、そしてそれに続く占領下での学制改革であり、それぞれの学校の歴史や帰属の思いなども、覆いくつがえす絶対的な力を占領行政は持っていたし、一方、当時は情報量も少なく、そのうえお上のなさることはそのまま受けられるという下地も強く働いて、反対運動など

思いつかせもしなかったのです。また、空襲で焼け野原となっており、人々は衣食住のドン底にあり、経済力を全く失っている県の実情ではどうすることもできないと納得して、大きな流れにのみこまれていったものと思います。

この間の事情を記録でみると、『創立五十年』(熊本県立第一高等学校、一九五五年、四〇頁)に、清水裁介先生は「高等学校に昇格の際の第一、第二両校の合併は、いとも円満に行われました。これほどスムーズに進んだ例は、学校合併史上類の少ないことであろう・・・」とあり、第一高女側の包容力や行き届いた受入れ準備に感謝しておられます。そして合併後の融和についての心配も「杞憂に終わりました」とあります。しかし同文中に、「昭和二十三年一月末、両校の合併して元第一高女に新制高校を創設することが決定した由、新聞紙上に発表された時、寝耳に水の驚きを喫しました」とあり、短期間で一方的に進められたものであることがわかります。また、「職員会議、生徒総会、父兄総会、同窓生総会が矢継ぎ早にひらかれて、『単独昇格』の陳情が行われたこと、昇格運動のなかでいろいろの問題が起ったことにもふれられており、合併決断までの道が決して平坦ではなかったことが伺えます。当時第二高女の浜勲校長は「流れは合併昇格の方向にむかっていた・・・単独昇格への方向転換を図ってはみたが、それは逆行の努力に終わり、棹を上げて流れのまゝに順応せねばなら

なかった」(熊本県立第一高等学校清香会『清香会五十年史』一九六〇年、七七頁)と。また、合併時に新制高校三年へ進んだ渡辺信子氏も、「時代の波をもろに受けても、造反に及ぶ術さえ流され、・・・」(熊本県立第一高等学校七十年史)一九七五年、九九頁)たと、それぞれに歴史の大転換期の流れがいかに強いものであったかを述懐しております。

合併にあつた従来第二高女の生徒はそのままだ坪井で教育し、新人生は募集をしないので自然廃校となるよう、当分二本だてで行こうという考えも関係者の間にあつたといえます。「二本建は将来の感情融和にも滞りが出来、又教育上にも欠陥ができるので心配しました」が、第二高女側も合併と決まつた以上は一緒になると心よく快諾され・・・世評を裏切つて心配した感情のもつれもなく、両校の融和が比較的簡単に予想以上に行われた」(創立五十年)三九頁)と、吉田浩校長は合併が成功し、続いて男女共学実施に伴う準備が整えられ、新しい高校の時代を歩み始めたことを喜ばれます。同窓会も合併し、「現在両者の関係が実に円満」(同上)だとあります。

しかし、第二高女の側のいたみはしばらくは続きました。生徒と共に第一高校へ移り四年間ご在職後、熊本大学に移られた和田ユキ先生(元熊本大学教授。一九八六・八七年度に同窓会の「清香会」会長を務められる)によると、合併後の校章や校名について「二つの学校が合併して新しく生れた新制度の高校であるにかかわらず、暫定措置として旧第一高女の白梅を用いたのが、ずるずるとそのまま続けられたこと、校名は新学制が断行された折、一とか二とか、いわゆるナンバーを付ける名称は全廃すべしとの強い線が出て、しかも合併した学校である以上、新しい校名が生まれるべきであり、そのことを信じていたの

であるが『第一』は固有名詞であるとか、たしかそういう理由で、随分強硬に『第一』の名称を残すような努力があつたように覚えている」『小さいものが、大きいものに吞まれる感じ』(清香会五十年史)八五頁)を持たれたのでした。

合併時の熊本女子高等学校の名称を、一年後小学区制がしかれ男女共学実施に伴い、校名変更をする時の吉田浩校長の考えは、「私は最初から『第一』と決めていました。」「熊本高校、済々黌高校は名前を変えていないのにこちらが変える必要はない。『第一』は順序の数詞ではなく固有名詞であると主張した」「其の後も米国側から圧迫をうけたが押通しました。これも清香会や父兄の御後援委員会の御理解の賜であつたと感謝しています」(創立五十年)四〇頁)というものでした。こうして熊本県立第一高等学校の名称は決定をみました。

熊本師範学校女子部(現熊本大学教育学部)に残り、併設校第二高女の生徒一同を送りだされた永井喜登先生は、「只終戦後のきびしい思想混乱と深刻な物資不足にあえぎながら、戦後の痛手も癒えないままに第一高女と合併してしまつたことは心残りである。・・・名門第一高校と合併して隆々発展しその中に生き続けているとは思ひながら、若くして散つた娘の年を数えるような気持ちはどうしようもない」(七十年史)五九頁)と第二高女の廃校を惜しまれました。

また、同窓の宮川久子氏は、「第一第二高女合併」と題し、行政のやむなき措置と肯へばかなしみはふかく裡に保たむ青春のわがふるさとを喪ひしごととき傷みはいかで消ぬべき(『七十年史』六六頁)と消えていく母校への思いをよまれました。この空虚さ・かなしみ・いたみは、ふかく母校を愛する者の、そして同じ体験をした者の思いでもあります。

八月一五日の戦争終結を飛行場整備奉仕作業中に知りました。重大放送があるといつて本部へ行った兵隊の異常な動きから、敗戦らしいことがわかりました。飛行機の爆音のない強い日ざしの空を見上げながら家路につきました。ほっとした安心感と不安な虚ろさのないまじった妙な感じがあつたのを覚えています。

虚脱状態から回復してふりかえると、一九四一(昭和一六)年に入學してから、戦争が激しくなるにしたがい田植え・麦刈り・稲刈りなどの農作業、食糧増産のための開墾作業、軍服縫製などの奉仕作業に従事しました。一九四四(昭和一九)年六月に県下中学校に通年動員が始まり、一〇月には五年生は師団兵器庫に、わたしは四年生は三菱戦闘機製作所熊本工場に動員になりました。日曜・祭日返上で当時歌われた「月月火水木金金」で作業をしました。一所懸命でした。疲れもしました。しかし、今思うと作業がエアーマンマーでの鋏かしめや、広いジュラルミン板に印をし、裁断機で切り、やすりかけをするなど大変ハードな仕事で、力不足であり役に立たなかつたのではないかと思います。この間、工場は何度となく空襲をうけ、工員の方の死亡、施設に大被害を受けました。警戒警報もかかつていないのに敵機が来襲し、機銃掃射を受けながら大工場の門を出、畑の中を駆け、竹林の中の防空壕に走り込んだこともありました。

一九四五(昭和二〇)年三月戦時特例により、四学年は繰り上げ卒業となり、一日だけ学校に帰り卒業式に出ました。五年生と一緒に警戒警報の中「海ゆかば」を歌い卒業式が終わりました。卒業後も終戦まで工場動員は続きました。わたしは四月から人手のない農業を手伝う農業動員という身分で、空襲の時は用水井手や草むらに体をかく

し、機銃掃射をさけながら田植えをし草取りをしました。その合間には竹槍訓練や、飛行場の整備作業に狩り出されなした。小学校校庭で竹槍訓練を受けていた時の機銃掃射の反復は激しく、校舎の腰壁を盾にし、南側北側と逃げ回り念仏を唱える人もありました。

敗戦の年も暮れるころ、ようやく落ち着きをとりもどして、将来のことを考えるようになりました。翌年熊本県立第一高等女学校高等科(以下高等科と略称)に入學しました。この高等科は熊本で女子高等教育の役目を戦前から果たしてきました。

一九〇八(明治四二年) 補習科設置

一九三二(大正一〇)年 補習科廃止、専攻科設置、修業年限三カ年

一九三五(大正一四年) 専攻科廃止、高等科設置、同上

一九二六(大正一五年) 高等科(文科)に家政科増設

一九四四(昭和一九)年 高等科修業年限二カ年となる

戦後の学校生活は、解放感のなかで楽しく生き生きとしたものでした。この時点で宿願であった女子専門学校への独立運動は進められていました。当時の第一高女校長古谷莞示先生、高等科主任竹下武雄先生らが、清香会はじめ諸婦人団体と協力された熱心な運動は県民の支持を得、一九四五(昭和二〇)年二月には、女子専門学校設立の特別建議案が採択されました。戦後女性の立場は向上し、全国各地に女子専門学校が新設されていく気運にあり、県議会の傍聴を生徒にも勧められました。設立期成会が一九四六(昭和二一)年八月に充足し、女子専門学校設立に伴う予算が一二月に県議会で議決されました。

一九四七(昭和二二年) 高等科廃止(熊本女子専門学校設立)

一九四八(昭和二三)年 高等科最後の卒業式(二三回)

熊本県立女子専門学校(以下女専と略称)設立に伴い、高等科は廃

展的に解消し、また一つその歴史を閉じました。

(3)

熊本女子専門学校は一九四七(昭和二二)年三月文部省の認可があり、三年制の英文科・保健科(のち生活科)・被服科で発足しました。進駐軍への諒解工作から運動が始められたという占領下においてはやむを得ない事情があり、「国文科でなく英文科が設置されたこともこの間の事情を物語るものであろう」(『創立五十年』三六頁)と本田義彦先生(元熊本女子大学教授)はみておられます。少しおくれて五月一〇日に入学式が行われました。第一回生として入学しましたが、施設設備は第一高女に同居で、高等科のものを借用する状態でした。

女専が設立されたと思ったら、文部省の学制改革案が発表されて、専門学校は廃止して大学一本にするという条令ができました。

六月二〇日に医学博士北村直躬校長を迎えて、熊本女専を大学に昇格しようという、熊本県の当局ならびに学校側の創設以来の願いが動き始めました。生徒もこの運動にどのような協力ができるかということと、生徒集会がもたれました。このまま廃校になっては一大事だし、大学昇格をどうしても成し遂げなければならぬと思うあまり、わたしは「・・・昇格の自信があまりでしょうか」と大変失礼な発言をしてしまいました。北村校長は「自信のないことはやりません」ときっぱりとおっしゃいました。

北村校長(昇格後初代学長)はみんなから尊敬されておられました。その一端は伊藤基記先生(元熊本女子大学教授)の「学長はこれであると思ったら、どんなことをしてもやる人だった。優れた学長だったと思うそれから私が感心していたのは、考えることと心配することとを区別できる人だった」とか、野口サキ先生(元熊本女子大学教授)

の「二十五年に北村学長が作られた『家政学研究会』のことです。学長は先生方の教育にもご熱心で、殊に私たち女性を対象にこの会を作られて・・・毎週水曜日の放課後から日暮れまで、学長を中心に勉強会を開くのです。二十七年によくやく家政学の体系ができあがって、私が家政学会へ発表に参りました」(座談会「大学創立の頃」『熊本女子大学紫苑会誌』一九八〇年)のお話にも伺えます。一方、一九四八(昭和二三)年六月二日熊本市本丸一番地旧六師団司令部跡の仮校舎に移転した頃のこと、生徒を集められてヨーロッパ仕込みのワルツを教えられるという一面もありました。

女専の三年間は、三科が力をあわせ女子大学昇格運動や、校舎建築資金つくりのバザーや講習会開催などをし、教師の資格をとるための教育実習や、生活科は栄養士資格をとるなど充実していました。もう城内に移っていましたが、栄養士資格査定のため厚生省から来校されたとき、野口先生のお手伝いをしたことを思い出します。クラブ活動では熊本の「大学高専演劇コンクール」に三年連続優勝しました。始め演劇部がなかったので、文化部が世話役になり、わたしも教会の鐘の音を出す金属管を放送局に借りに行ったことなど思い出します。

一九四七(昭和二二)年一〇月三〇日 女子大学へ昇格の建議案可決
一九四八(昭和二三)年 三月一八日 女子大学設置準備経費可決
一九四九(昭和二四)年 三月二五日熊本女子大学の設置認可

生まれたばかりの女専の中に女子大学の芽が育ち、新制女子大学として日本で最初の認可となりました。

母校熊本女子専門学校もまた、第二回生の多くが女子大学に転学したため五三名の卒業生を送りだし、一九五一(昭和二六)年三月三十一日をもって発展的に解消しました。

熊本女子大学 — 別学から共学へ —

うのき ゆきい

一九九四（平成六）年三月三十一日発行の熊本女子大学同窓会新聞「紫苑会」会報第三〇号が手もとに届いたのは三月三十一日の夕方だった。これまで親しんだ母校「熊本女子大学」の名前が消えることを考えると、とても淋しい思いでいっぱいだった。編集後記にも「女子大」最後の会報と記されていた。この会報では「女専から女子大そして県立大へ」の特集が組まれていた。そのひとつ「熊本女子大学創立当時の思い出」と題して、本田義彦先生（熊本女子大学名誉教授）が、かつて熊本県立第一高等女学校・高等科の専任教授だったころ、本田先生と、同じく主任教授だった竹下武雄先生（故人）、志内ヒデ先生（故人）の三人が中心になって、熊本女子専門学校設立から熊本女子大学設立への道を開かれたことが書かれていた。本田先生は『女子』だけの大学として、四十有余年の間、女子の高等教育にたずさわってきた『熊本女子大学』の功績は、言葉につくせないほど大きなものであると確信している。終戦当時の女性の地位は非常に低かった。・・・女性が男性に追いつくためには当時としては女子だけの大学が必要だった。『熊本女子大学』は、十分にその責任を果たしてきたと言ってもいいであろう。『熊本女子大学』の名称が消え去ることは、その創立にたずさわった者としては、いささか淋しい気持もするが、発展的解消という事であれば先ずはおめでとうと言わなければなるまい。」と述べられていた。

熊本女子大学高等教育は、関東や関西に比べて明治時代の初期から女学校の数や多様性という点で、ずっとおくれ続けてきた。中央集権による地方格差の宿命を負われ続けていたのである。しかし、戦後の教育改革は地方から全国にさきがけて女子大学を設置するチャンスを与えてくれたが、再び国内の復興が始まり中央集権にもどったことは地方の教育を不幸なものにしてきた。私が学んだ一九五八（昭和三十三年）ころの熊本県立第一高等学校の進路指導でも知的学力の偏差値で進学する大学のランク付けがあった。そのころ熊本女子大学は十分な評価をうけていなかったと私は思う。大学進学による優秀な人材の県外流出は現在もつづいている。県内に能力を発揮できる職場のないことも大きな原因である。国際化や情報化、生活福祉の向上を求める教育研究機能の充実には県民多くの人びとの願いはないだろうか。

会報三〇号のもうひとつの特集記事は「同窓会館の建設と熊本女子大学開放講座の創設」という題で、大橋綾子氏（現尚絅大学文学部長・教授）の同窓会会長時代の思い出が記されていた。大橋氏は「長年懸案の同窓会館を建設して会の本拠を作り同窓会誌を創刊して會員の連携と向上を図り、更に地域社会への文化的寄与を目指し熊本女子大学文化教室の創設、全国大学にさきがけた熊本女子大学開放老人講座、生活科学講座、家庭教育講座、集団給食講座を創設して創立一五周年を迎えられる母校の御発展を御援助申し上げる」という画期的な構

想を立てました。同窓の皆様と母校、熊本県、熊本市はじめ関係機関の絶大な御賛同と御協力を頂き、すべてを実現いたしました。・・・昭和三七年から始まり四〇年度には大学の教育事業に発展し、四一年度には文部省に認められ文部省委嘱講座となり学会などからも高く評価されています。・・・と書かれていた。当時ご健在だった志内ヒデ先生から「同窓会ががんばっている。」と在学中によく聞かされたものだった。このような実績が世間一般に知られていないのは残念である。

一九四七（昭和二二）年に教育基本法（法律第二五号）に基づく学校教育法（同年、法律第二六号）の第五章、「大学、第五二条」には「大学は、學術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」と書かれている。一九四九（昭和二四）年三月二五日、文部省の認可をうけた熊本女子大学は、この学校教育法の内容をもりこんで設立の目的を「女性最高の教育研究の機関として、広く一般教育を授けて高い知性と清純の品性を養うとともに深く専門の学芸を教授して創造と応用の能力を豊かならしめ、もって社会の福祉と文化の向上に貢献し得る有為の女性を育成することを目的とする」（大学の概要を記載した書類、熊本女子大学所蔵）とされている。文中の「清純の品性」は、戦前の女だけに對する貞操教育と、男の公娼制度容認の流れにある考え方が感じられる。このように設置目的の中にも男女不平等の意識が残ることをこの言葉は語っているように思う。

一九七二（昭和四七）年に熊本女子大学に関する諮問機関として「熊本女子大学基本問題審議会」が設けられた。その答申に基づいて、一九八〇（昭和五五）年四月一日付、熊本女子大学の教育目的は、「熊本女子大学は學術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専

門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させ、もって社会の福祉の増進と文化の向上に貢献する有為の女性を育成し、併せて地域社会の発展に寄与することを目的とする」（書類は前述に同じ）。とあらためられたが、「地域社会の発展に寄与する」ことがつけ加えられている。これは職業に就いても結婚退職するものが多く、県民の税金の無駄遣いに考慮したものでらう。文家政学部を改組し、国文学科と英文学科は文学部として独立し、生活科学部に食物栄養学科・生活環境学科・生活経営学科が設置された。そして、熊本市大江町（現在の熊本県立劇場一带）から熊本市健軍町水洗一四三二の一の現在地に校舎も新築移転した。この時、熊本女子大学は創立三〇周年を迎えていて、記念事業として一般公開講演・公開講座が催された。地域社会への啓蒙活動の努力は惜しみなく続けられてきたのである。

しかし、それから四年後の一九八四（昭和五九）年三月、県政懇話会の席上で細川熊本県知事（現首相）は「大学も時代の変化に対応する必要がある。」と男女共学への改革の意向を示しているのには、あまりにも早いかんじさえる。同年八月、私的諮問機関、熊本女子大学問題懇話会が発足した。翌年九月三〇日に提言のとりまとめがおこなわれた。この会の構成委員は熊本県内各界の学識経験者から熊本県知事が定めたもので熊本女子大学同窓会や女性の有識者が一人も参加していないのはなぜだろうか。男女共学の大学をつくるのに女性を一人も加えていないのはおかしいのではないか。懇話会は月平均一回の会合で一七回実施され、一九八四（昭和五九）年一〇月一日に熊本女子大学を視察し、一九八五（昭和六〇）年七月一〇・一一日には、女子大学から男女共学の大学へ建設準備をしている愛知県立大学及び静岡県立大学の視察が行われた。一九八五（昭和六〇）年一〇月七日「県

立大学としての熊本女子大学のあり方について」の提言書は細川熊本県知事に提出された。

審議の視点は、次の四項目だった。

- (一) 大学の高度化
 - (二) 時代の要請に応え得る大学
 - (三) 地域に開かれた大学
 - (四) 個性ある大学
- 提言の内容は、次のとおりであった。

- 一、大学全般について
 - (一) 学際的教育研究の確立（新学部設置）
 - (二) 教育研究機能の充実（教授陣の充実強化・研究機関設置）
 - (三) 高等教育就学人口の増加と進学志向の多様化に応えた大学規模の拡充
 - (四) 社会の進展に伴う既存学部学科の見直し
 - (五) 開かれた大学としての社会人の受け入れ、公開講座の拡充、県民の生涯教育の拠点としての機能の充実
 - (六) 他大学との単位互換制度の拡充、外国人教師の招へい、留学生の交流、語学集中訓練センターの設置、帰国子女の受け入れ、特色ある入試制度の導入、民間人の教授陣への登用、学外識者による特別講義の導入
- 二、学部学科について
 - (一) 文学部、学問領域を人文学的分野に広げた学部の系別編成または日本学科、英米学科等への再編成
 - (二) 生活科学部、生活福祉科学や、健康科学に重点を置いた学科への拡充改組

(三) 新たな学部学科の設置

- 1、特にアジア、中でも中国、朝鮮半島、アセアン諸国に目を向けた人文学的、社会学的学問領域を持つ国際関係学部の設置
- 2、情報科学や高度な経営学を学問分野とする情報関連学部の設置

3、地域文化の向上に資するための美術関連学部の設置

4、熊本県地域教育振興のための初等、中等教育関連学部の設置

三、研究機関等の設置について

総合的かつ高度な研究所の設置（将来、大学院の設置を展望）

四、男女共学化について

男女共学化を志向（学部学科の新設や改組充実を図るにあたっては、共学化を志向すべきであるとの意見が多数を占めた。共学化にあたっては、まず新設の学部学科からこれを実施し、既存の学部学科については段階的に実施することも考えられる。）

五、大学の運営について

大学と設置者との間の十分な協議と民間識者を含めた協議システムの検討

男女共学化などについては懇話会の第二二回（四月二十五日）第一三回（五月一八日）第一四回（六月一五日）に協議された。この中で女子大学存続と共学化にどのような意見が出されたかは次のとおりである。

「女子大学として存続すべきであるとの意見」

(一) 女子大学の存在は、現在よりむしろ二一世紀を展望したとき、地方の固有な文化を象徴する新しい大学として評価され得ると考える。

(二) 県民の公租で運営される大学であるが故に、誇るにたる女子

大学として個性ある存在こそ重要であり、共学画一化は県民の望むところではなからう。

(三) 女性文化の研究や女性を対象とした生涯教育は、女子大学でなければ図られない。

(四) 女子大学においては、女性の特質を尊重した教育が図られるので、附属高校をも併設し、七年制の一貫教育による女子教育の振興を目指すべきである。

(五) 熊本女子大学の実態からして、共学にした場合、学力水準の低下が懸念される。

「共学化を図るべきであるとの意見」

(一) 県民の公租で運営される唯一の大学である以上、広く県民に開かれるべきであり、男子にも当然門戸を開くのが至当である。

(二) 地域社会の要請に応じ、有為な人材の育成を図るとともに、多様化する学問研究を継承発展させるためには、共学化が必要である。

(三) 学問は、適性や希望によって自由に選択され得るべきであり、性別によって規制されてはならない。

(四) 今日、女子の高等教育機関への門戸はすでに開かれており、県立大学のあり方を見直すとするれば、共学化への移行は自然であろう。

(五) 共学は、男女間の相互理解を深め、知的学問的水準の向上に役立つことはもちろん、婦人差別撤廃条約や教育基本法の精神にも適合するものである。等の意見があった(熊本県所感)。

これをうけて一九八六(昭和六一)年改革検討委員会が設置された。

一九九三(平成五)年四月には大学院が設置され、文学研究科に日本語日本文学専攻と英語英米文学専攻の修士課程が設けられ、熊本女子大学は充実の方向に向かっていくかに見えた。しかし、一九九四

(平成六)年四月一日から男女共学による学校名の変更で「熊本県立大学」として発足することになった。私は男女共学に反対ではない。来るべき時が来たと思った。「去る二月二六日、熊本女子大学同窓会は平成五年度代議員会を開き一部会則を変更した」(会報三〇号)。

今後は「熊本県立大学・紫苑会」として進んでいくものと思われる。平野多嘉子会長(現九州女学院短期大学教授)は「二十一世紀の男女共存社会へ向けて、男女共に学び、多くの素晴らしい人材が育っていくことを期待しています。『紫苑会』は平成五年度の新しい卒業生を迎えることにより、会員数も七千八百名になります。・・・大学が新しい出発をするとき、再度検討を重ねた結果、育英資金制度を設けることに致しました」(会報三〇号)。私もこの育英制度の提案には賛成である。

一九五三(昭和二八)年、熊本県立第一高等学校に私が入学したとき、それまで実施されていた学区制が廃止され、大幅に男女共学が崩れ、以来第一高等学校はもとの女生徒だけの高校になってしまっている。この跌を熊本県立大学には踏んで欲しくない。共学に変わったからには共学で発展してもらいたいからである。

男女共学の実施は女子の学力を著しく向上させ、一九五〇年代後半には熊本県でも女子の大学進学率は年を追うごとに伸びていった。教育の面ではいち早く男女平等は達成されたと思う。だが、一昨年来の不況は女子の就職に厳しい状況を示してきている。職場や地域、家庭内での男女平等にもまだ十分とは言えないものがある。地方や中央の政界への多数の女性の進出には、まだまだ年数を要することだろう。「熊本県立大学」の誕生が熊本県民により良い影響力を発揮してくれることを期待したい。

ある戦争未亡人のあゆみ

松本純子

一九四一（昭和一六）年二月八日に始まった太平洋戦争は一九四五（昭和二〇）年八月二五日、終戦の詔がラジオから全国に放送された敗戦を迎えた。この戦争によって多くの日本国土は焦土化し国民に大きな打撃と辛酸をなめさせた。また、アジアの諸外国にも多くの禍根を残す惨憺たる結末を招くにたった。戦没者遺族に関する数少ない当時の記録資料等を頼りに調べてみると、補償が確立されるまでは敗戦から七、八年ほどを要し、その間は全く無の状況であることがわかった。参考のために太平洋戦争における戦死者の数を挙げると、全国では二、六六〇、〇〇〇柱、遺族世帯一、八五〇、〇〇〇世帯、『戦没者遺族の手引き』財団法人日本遺族会、一九八五年版、九頁、熊本県においては戦死者数四四、四四六柱、世帯数四一、三六四世帯、未亡人数九、六八〇人、遺児数二〇、四二四人に及んでいる。

熊本市在住の戦争未亡人であるT子さん（八一歳）は、戦争未亡人の代表として戦後の混乱期に未亡人救済の処遇改善をはかるため、熊本県や市との交渉を初めとして、遺族会婦人部結成当時から誠心誠意未亡人たちの支えとなって今日まで活躍されてこられた方である。現在では戦争未亡人たちが高齢に達し、当時のことを詳しく知っている人は少なくなりつつあるが、T子さんは戦争未亡人たちの当時の状況や太平洋戦争前の遺族の人たちの心情などについてもつぶさにみてこられた方であるため、今回幸いにも貴重なお話を伺うことができた。

終戦当時、戦争未亡人たちの周囲を取り巻く状況は大変厳しく、夫を戦争でなくした上に生計を立てることも容易ではなく、次第に窮地に追い込まれることばかりが続くことを余儀なくされていた。その最大の理由としては、終戦時における連合軍の占領下政策により、政治も経済も占領軍の指令の元で行われていた事による。当時、占領政策の基本は日本が再び戦争を起さないことに重点が置かれ進められていた。一九四五（昭和二〇）年二月二五日にだされた「神道指令」（国と神道との分離を命令したGHQの指令、『国家神道・神社神道に対する政府の保証、支援、保全、監督並に弘布の廃止に関する件』）は、戦没者遺族側の人たちに精神的に大きな打撃を与えるものであったという。これまで国のために尊い生命を捧げた人たちの霊を公的に祀る場所とされていた靖国神社（一八六九年創建）は、戦没者遺族の人々の心の拠り所とされてきたが、国家指定の宗教の強制は信仰と告白の自由を反し、特に国家神道は信仰を歪曲して日本国民を欺き、軍国主義的及び超過激的国家主義のイデオロギーを増長させるものとして排除された。

さらには一九四六年一月一日に「公葬等について」という内務、文部両次官通達がだされ、都道府県、市町村等の地方公共団体は戦没者の慰霊祭や追悼式を行ったり行事に参列することも禁止されたが、戦後公的な行事として初めて行われたのは一九五二年五月二日東京新

宿御苑において、政府主催による全国戦没者追悼式であり、この後全国各地で追悼式が開催され、熊本では県及び市主催の戦没者慰霊祭が、一九五二年五月二六日に白川公園において行われている（『新熊本市史』資料編、第九巻、熊本市発行、一三五頁）。しかし、この時既に連合国軍司令部の命令で軍人、軍属等に対する遺族援護法が停止（一九四六年二月一日）されており、一九五二年四月に援護法が国会で確立されるまでは、戦没者遺族の人たちは精神的、物質的にも困難な状況が続いていた。太平洋戦争前までは戦没者遺族の家は「誉れの家」として敬意を払われていたが、終戦後に遺骨を抱えて家族が混雑した汽車に乗っても、席を譲っても貰えず片隅に追いやられ肩身の狭い思いをしたような人たちや、生活ができずに母子心中をしていく人たちも少なくなかったという（『戦没者遺族の手引き』一九八五年版、六頁）。また、かつては栄華を誇っていた将校婦人の中からも自分の身体を売って生活の支えにするという人も現れ、そのことを知った息子が自殺したという悲しいエピソードも残されている。

このような状況の中で遂に各地から遺族たちの不満の声が上がり、全国組織で団結し遺族会を結成しようという動きが起り始めた。しかし、会を組織しようとする進駐軍から占領政策に対する反対の集まりではないかと疑われ、調べられたりすることも度々あったが、その趣旨が理解されると「あまり好ましくはないが」ということをいわれるながらも、後には黙認されていたという。こうして一九四七年に各地の遺族代表が東京に集まり、日本遺族厚生連盟（一九五三年に財団法人として設立され日本遺族会と名称が変えられた）が創設され、この後からこの連盟より代表者を議員として国会に送り出すよう力が入れられ、戦没者遺族に対して冷遇視されてきた諸待遇面を改善する

よう、政府や国会で訴えることが次第に可能となっていった。

戦争未亡人たちは大黒柱であった夫を有無をいわず戦争で失い、苦難の道を歩まねばならなかったのであるが、何といても緊急の問題は自活の道を何に求めるかであった。「日本遺族通信」（一九四九年二月一〇日、第一号発刊）には戦後の惨憺たる生活状態について、全国各地から寄せられた戦争未亡人の手記が掲載されている。その中で薬剤師の資格を持ったある女性が、懸命に仕事を探しても子供がいるなどの理由で病院が雇ってくれず、一方では独身の女性は雇用されている現状をみて、「私に仕事を与えて下さい。」と必死に訴えた手記などはこの時代の状況を物語っている（『日本遺族通信』第二号、一九五〇年六月一五日付）。

戦前まで旧民法の下で女性は全くの無能力者として扱われてきた。そうした封建的土壌の下で女性は育てられ、「家」制度に縛られた非独立的な存在でしかなかったことが緩急の際に物事の解決を遅らせ、女性がいざひとり歩きを始める時、余りにも無力であったことは戦後の状況に現れていることがうかがえる。

ここで熊本県、市がこの未亡人たちの救済のためどう関わっていたかを調べてみたが、混乱期であったためか記録らしいものは残されていなかった。この点についてもT子さんのお話はこの時代のことを知る大きな手がかりであり、今回、私は彼女の業績についても詳しく触れることとなった。その一つに、一九五三年から支給が始まった公務員扶助料の金額表（『戦没者遺族手帳』一九八四年版、五五頁）をみると、元将校の未亡人と赤紙一枚で招集された一兵卒未亡人の扶助料との間には大幅な開きがあった。そのことに矛盾を感じられたT子さんは、その差をなるべく縮小して下の層の人に対して厚く改善がなされるよ

う、日本遺族会婦人部を代表して大蔵省まで交渉に出向かれた時の体験談などには心を打たれるものがあつた。

人間の命の代償に対してなぜこのように高低がつけられるのか、私もお話を伺いながら不思議に思ったが、丁子さん自身も当時そのことを強く訴えられ、政府も後に改善を行つて今日に至つてゐる。

次に熊本市における婦人部活動状況については、一九四九年一〇月に市遺族婦人部が結成された折、市当局（当時は厚生課と呼ばれてゐた）と交渉が行われた。この時未亡人への自主更生援助として内職の世話、行商資金の貸与などがなされたが、その際、市側から戦争未亡人ばかりでなく、一般の未亡人も加えて広範囲で活動するようにとの助言があつたという（当時は特に戦争未亡人を特別扱いにすることができない風潮にあつた）。

そのとき示された具体的な仕事の内容は次のとおりである。

①熊本城宇土櫓の下足預かり。

②競輪場内売店経営、タバコ飲食物販売、荷物預かりなど。

主として戦争未亡人たちが市当局と交渉を行つたが、このことがきっかけとなり未亡人会が結成され、その基礎づくりへ寄与している。未亡人会については、この頃すでに熊本市内では大江の引上げ者住宅（青葉住宅と呼ばれてゐた）や城西校区などで未亡人の世話をしてゐる方があつたが、その地域と各校区の未亡人会が一緒になつて熊本市未亡人会が一九五〇年に結成されている。この未亡人たちは働く場などが何も確保できない時でもあり、市当局より示された下足預かりなどの仕事を各校区持ち回りの当番制で、賃金の一部が未亡人会の運営資金に繰り入れられることもあつて、誇りを持って喜んで従事してゐたのである。しかし、当時の賃金は下足預かりで一三日三〇〇円

程度であつたという。戦争未亡人たちは遺族援護法（一九五二年四月三〇日制定）が確立されるまでは、公的には何の補償も無されないままに、このような下働きで生活を支え家族を養ひ食へつないでゐた。

また、熊本県に対しては桜井三郎知事時代（一九四六〜一九五八年在任）に、子供の奨学資金の貸与や就職の際の身元引受け人になつてほしいなどの陳情がなされた。一九五五年代頃は特に片親の子供は銀行などへの就職が今よりも難しかった。そこで、遺児の中には知事という公的な人が保証人になることで就職ができてゐたという。

ところで丁子さんの夫は一九四四年頃熊本市内で医院を開業されるつもりで数百坪の土地を用意し備えておられたが、その年の一月に赤紙招集が来て、二月八日にはフィリピンのルソン島へ出征していかれ、帰らぬ人となられた。

丁子さんは戦後しばらくの間、卓球クラブなどを空いた部屋を利用して開かれていた。卓球クラブは戦後の何も娯楽がなかつた時代、とても賑わつたという。夫が亡くなった後、丁子さんにとってその土地や建物は夫の遺産となつたが、終戦直後の何の補償もなされなかつた苦しい時代はそういった財産で経済的に支えられ、三人の子供たちを女手一つで育て上げ、今日まで乗り越えてこられたのである。

しかし、ここでお話を聞く内に大きな問題にぶつかった。丁子さんによると一九四五（昭和二〇）年に丁子さんの夫は戦死した。

明治民法（一八九八（明治三二）年七月一六日施行）

第九百七十条（法定推定家督相続人―家族たる直系卑属）被相続人ノ家族タル直系卑属ハ左ノ規定ニ従ヒ家督相続人ト為ル

一 親等ノ異ナリタル者ノ間ニ在リテハ其ノ近キ者ヲ先ニス

二 親等ノ同シキ者ノ間ニ在リテハ男ヲ先ニス

三 親等ノ同シキ男又ハ女ノ間ニ在リテハ嫡出子ヲ先ニス

(以下省略)

第九百九十四条(直系卑属の遺産相続権) 被相続人ノ直系卑属ハ左ノ規定ニ從ヒ遺産相続人ト為ル

一 親等ノ異ナリタル者ノ間ニ在リテハ其ノ近キ者ヲ先ニス

二 親等ノ同シキ者ハ同順位ニ於テ遺産相続人ト為ル

第九百九十六条(配偶者・直系尊属・戸主の遺産相続権) 前二条ノ規定ニ依リ遺産相続人タルヘキ者ナキ場合ニ於テ遺産相続ヲ為スヘキ

者ノ順位左ノ如シ

第一 配偶者(以下省略)

民法改正の前であつたので、この明治民法により長男に家督相続がなされ、遺産は幼い五才の長男の名義となつた。遺産相続について、明治民法は男女の区別なく子どもに均等の権利があることを規定しているが、二人の娘たちには何等相続がなされていない。旧民法時代は「家」意識が強く浸透していたため、家督相続は長男優先に行われることが一般的であり、この時も遺産相続は長男相続と解され見過ごされたのであろう。そして、戦後とはいえ夫の財産をT子さんは相続できなかった。しかし、一九八四年一月その長男が四三歳の若さで癌で急死するという事態がおきた。

現行民法(一九四八「昭和二三」年一月一日施行)

第八百八十七条(子及びその代襲者の相続権) 被相続人の子は、相続人となる。

第八百九十条(配偶者の相続権) 被相続人の配偶者は、常に相続人となる。この場合において、前三条の規定によつて相続人となるべき者があるときは、その者と同順位とする。

T子さんが結婚し戦争未亡人となって必至で守ってきた財産は、この現行民法によつて、長男の妻とその二人の子が相続したのである。

戦争未亡人であるT子さんは戦争の犠牲者であるとともに、旧民法の犠牲者である。そして家督相続・遺産相続により遺児へ全ての相続がなされ、T子さんはか弱い手でお金や食べ物、衣服をT面し育てなければならなかつた。しかもその後、遺児は成長し結婚していきその間には新民法の施行がなされ、母親にとつてみれば苦しい辛酸をなめた上に、今老いを迎えるという現実を直面している。「これまでに弁護士に相談をしてみました。『自分の相続分を確保したければ裁判所へ申し立てを行い、裁判で認められれば可能であろう』と、言われました。」と語られた。私は明治民法の妻・女に対する相続権の不等等をもろに受けたT子さんの心情を思うと、何か割り切れ無さを感じるのと同時に、この非常なまでに厳しい法律の現実を知らされ言葉を失つてしまつた。

戦後二、三年間の混乱の時代に法律と法律の狭間で生じたこのように悲運な事態は、この時期にどれ程多く起きたことであらうか。

日本は敗戦したが明治民法は改正され、現行民法では妻の相続権は強く保障され大きく前進した。しかし、これまで明治民法は女性差別法として戦争未亡人に限らず、女を無能力者扱いにし、人権を認めなかつた。そして今だに女たちを苦しめているのである。その変遷の過程から現在の妻の権利を保障する現行民法が誕生した所以でもある。

戦後五〇年を迎えようとしている。私は戦争未亡人のあゆみをたどりながら、戦争によつて犠牲者が再び生み出されることのない、人類の平和への願いをあらたにした。

最後にT子さんのこれまでのご健闘に対して深く敬意を表します。

占領と娼娼

伴 栄子

1

一九四五年八月一日ラジオ放送は終戦をつげた。翌日の一六日から一七日にかけては「中国軍博多上陸」のうわさがとび、福岡市では博多湾からはなれた山間地帯へと避難する人々で道路はうめつくされたといわれている。熊本市でも同様に婦女子の避難があいついだ。

「米兵対応心得帳 慎め婦人の夜歩き」と題して地元熊本市新聞が一般に呼び掛けたのは九月二日の紙面であった。六日あとの九月八日には略奪、暴行などにたいして婦女子の生活態度、隣組による自衛態勢の確立について町内会や隣保の緊急臨時常会、回覧板による呼びかけが行なわれることを報じている。

熊本市への進駐は一〇月五日から本格的に始まり一日頃までに四千名となった。

熊本市々新聞の広告欄に「ダンサー急募、千葉城町元借交社勤務、熊本社交クラブ」という募集が出されたのは一〇月七日であった。その翌日熊本市々新聞の記者は「進駐の街の表情として」電柱にはられた同じ内容のものを「進駐軍歓待の準備だろうか」と報道している。同じ月の一日には二本木貸座敷組合が募集人員五百名の「サービスマール急募」がある。他に仕事のなかった当時のことからすれば多い募集人員であった。

駐留軍相手のダンスホールが上通で開店したのは敗戦の年一二月九

日であった。当時上通でダンスホールの経営にあたった人々の話によると、直接占領軍から開設依頼があったといわれる。

戦後いかに占領軍対応が急がれたかがこの紙面の上にもよくあらわれている。多くの人々が恐れていたように、占領軍の犯罪も多い。

警察のまとめによると、終戦の年一九四五年には一〇月からの進駐にもかかわらず占領軍の犯罪は、強盗の五二件を筆頭に合計九四件、一九四六年には一一五件とつづき、一九五〇年の朝鮮戦争を境にして減少し始め一九五二年の対日平和条約発行からは極めて少なくなっている（『熊本県警察沿革史』国家地方警察熊本本部、一九五三年、一二五頁。）

2

敗戦直後の八月一日当時の内務省から地方長官あて、「外国軍駐屯地における慰安施設に関する内務省警保局長通牒」がだされた。その主な内容は外国軍駐屯地における慰安施設は「急速に開設を要するものなるに付き内部的には予め手筈を定め置くこととし外部には絶対に之を漏洩せざること」として、設備の充実を図るものに性的慰安施設、飲食施設、娯楽場があげられ芸妓、公私娼妓、女給、酌婦、常習密売淫犯者等をあてることとなっている。（『日本婦人問題資料集 第一巻』ドメス出版、一九七八年、五三三頁。）

八月二六日には接客業者などによって特殊慰安施設協会（Recrea-

tion and Amusement Association 又は R・A・A 協会ともいわれている)が発足した。

前記の『日本婦人問題資料集成 第一巻』五三六頁によると、「命下りて、予て我等が職域を通じ戦後処理の国家的緊急施設の一端として、駐留軍慰安の難事業を課せられる。命重く且つ大なり。」と特殊慰安施設協会の声明書は述べている。

「慰安婦等ノ求人注意方ニ関スル警視庁経済警察部長通牒」がたされたのもこの月である。一九四五年一〇月六日、各警察署長あての経風紀第四〇五号である。それによると「連合軍進駐ニ伴フ特殊慰安施設等ノ整備ヲ急グノ余リ一部ノ業者ニ在リテハ従業婦ノ獲得ニ狂奔シ芸妓、女給、ダンサー、慰安婦等ノ求人広告ヲ新聞紙上其ノ他ニ掲載スルノ向漸ク滋カラントスル傾向在」として業者の自粛と不正な紹介をしないようにとのことであつた(『日本婦人問題資料集成 第一巻』五四四頁)。

終戦と同時につくられた R・A・A とはどのようなものであつたのか、GHQ に勤務していたセオドア・コーエン氏はその回想録で「R・A・A が一九四五年末に、千葉船橋市に占領軍専用で設けたこの I P は、たぶん当時世界最大の女郎屋であつた。」そして「米兵が建物の外で順番を待ち長い列をつくっている驚くべきニュース写真が、米国の新聞に掲載された。これは多くの親にショックを与えた。」本国から議員たちが調査におとずれ、結局司令部は数カ月しかたっていないこの施設を閉鎖しなければならなかつたと語っている。(セオドア・コーエン著、大前正臣訳『日本占領革命 GHQ からの証言 上』TBSブリタニカ、一九八五年、二〇〇頁)。米国の世論と性病の増加に対して GHQ は、米兵の施設立入を禁止した。

一九四六年三月二十五日東京憲兵司令官官房の「進駐軍ノ淫売窟立入禁止ニ関スル件」である。それは警視総監あてに、涉外官であつた野砲中佐エメリ・D・ミドルトンの名で通達された。兵士の立入禁止とその入口にすべて V・D (花柳病) の標示をし、憲兵の巡察と日本側の協力を要請した(『日本婦人問題資料集成 第一巻』五五一頁)。

3

GHQ が公娼制廃止の覚書として指令したのは、一九四六年の一月二一日であつた。「日本における公認された売春の廃止」でその内容は公娼の維持はデモクラシーの思想に矛盾するのでそれらの全ての法律をただちに廃止するように命令し指導するという主旨のものであつた(『日本占領重要文書 第二巻』日本図書センター、一九八九年)。この GHQ の覚書をうけて内務省は、この年二月二日に「公娼制度廃止ニ関スル内務省警保局通牒」警保局公安発甲第九号を警視総監、府県庁官あてにだしている。そして公娼制度に関する地方法令も同年二月二十日までに廃止することとなつた。

公娼制廃止の覚書にいたるまでには、長い期間にわたつて撤廃を請願してきたキリスト教婦人矯風会をはじめ幾つかの団体の力があつたものとおもわれる。覚書発表の数日前にも内務大臣にキリスト教を初めとする四団体撤廃の請願をおこなつている。

GHQ は基本的人権擁護の立場からこの問題をうけとめている。当時 GHQ との交渉に当たつたといわれる勝尾鏖三氏は、公娼の解放について GHQ の担当者は「ホワイトスレーブの解放」すなわちおしるいをつけ、前借金を抱えている人たちを白色奴隷と表現したと言ふ(西清子編著『占領下の日本婦人政策 その歴史と証言』ドメス、一九八五年、一一〇頁)。占領軍の基本的な考え方は売春は規制できない

が、家のための娘の身売りについては厳しく取り締まるといふ方針であった。

しかし、GHQの覚書より数日前の一九四六年一月二日、内務省保安部長より関係警察署長あての「公娼制度廃止に関する内務省保安部長依命通達」がある。その方針は、「現業者（貸座敷及娼妓）をして自発的に廃業せしめ之を私娼として稼業継続を許容す。」というものであった。公娼は認めないが私娼は認めるといふこの通達は業者のともに娼妓をとどめることになった。

戦後の民法改正が「家を廃して氏を残す」といわれたようにGHQとの交渉のなかで巧みにその抜け道を求めていったのと同様な姿勢がうかがわれる。

熊本県では「貸座敷業者（熊本南警察署管内三一業者・八代警察署管内七業者）は、特殊飲食店営業（特飲店）に切りかえ稼働していた娼妓（熊本南警察署管内二七〇名・八代警察署管内三八名）は、そのまま業者のもとにとどまった。」という（熊本県警察本部編『熊本県警察史 第三巻』一九八六年、七〇七頁）。

一九四七年一月十四日に「婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令」が公布された。勅令第九号である。その内容は「第一条 暴行又は脅迫によらないで婦女を困惑させて売淫をさせた者は、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。」「婦人に売淫をさせることを内容とする契約をした者は、これを一年以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。」というものであった。

しかし熊本市内には街娼が増えつづけた。一九五一年には高田原の三五〇人を最高に一四七〇人、四〇六業者となっている。

熊本市では一九五一年一〇月の第四回臨時市議会に「風紀取締条例

制定について」という条例案が提案された。治安委員会付託のこの議案は一〇月二六日の熊本日日新聞では第五条まであり、第一目的、

第二条定義、第三条勧誘などの禁止、第四条斡旋の禁止、第五場所提供の禁止となっている。議会に提案されたのは第五条を除く第四条までであった。削除された第五条場所提供の禁止については、川辺ミチ議員は「淫売行為を禁止されないか。淫売行為を禁止されれば、両方とも罰せられると私は思うのであります。同時にまた場所を提供し、あるいはまたさせる者をどうして制裁をお加えにならないか」と質問している。それに対して市長は「立証の困難な問題に一つの処分をつけることよりも、市としてこれはまず闇に踊るところの女を取締まって、そうしてそれによっていろいろの悪いことを行われないようにした方が、実際、この条文を適用するについて妥当である。」と答えている。もつとも必要な第五場所提供の禁止は、「一部業者の陳情によって削除されたといわれる（昭和二六年第四回臨時会）『熊本市議会会議録』熊本市議会議事務局）。

女に罰則を設け、男に設けないのはなほだ遺憾であると川辺ミチ氏が述べているこの問題は、国籍のない子が生まれてくるという現在の問題とつながっている。

国会で売春防止法が成立したのは一九五六年五月二四日の法律第百十八号である。「売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものである」ので売春行為に対する処罰と女子の保護更生を目的としている。そして刑事処分の対象となるのは勧誘、周旋、困惑等による売春、対償の收受、場所、資金の提供などであり、保護更生としては婦人相談所、相談員、保護施設のなどである。施行は一九五七年四月一日、刑事処分は翌年の一九五八年四月一日から施

行された。

この間一九五七年には二本木をふくむ婦人会では子どもを守るとい
う理由で売春防止法反対の署名活動がされ、熊本市婦人会をあわてさ
せた(熊本市婦人会連絡協議会編『熊本市婦人会の歩み』一九六四年、
三二頁)。

一九五八年四月一六日、二本木町では女紅場で組合員三百人を集め
て解散式が行われ、二本木八〇年の歴史に終止符を打ったことを地元
の熊本日日新聞はつたえている。

G H Qによる公娼の廃止と、占領軍対策として考えられた売春、こ
の矛盾した対策のかけには女と男の対等な関係はなく、金と物にしか
結びついていない性の問題がある。しかもG H Qの覚書が出て一〇年
という長い月日をかけて制定された売春防止法、その間常に抜け道を
つくつてきた法律、そこには人間としての尊厳と男女の平等意識がは
たして定着しているのだろうか。

(注) 参考資料、内務省令抜粋

内務省令四十四号

娼妓取締規則左ノ通之ヲ定ム

明治三十三年十月二日

内務大臣侯爵西郷従道

娼妓取締規則

第一条 十八歳未満ノ者ハ娼妓タルコトヲ得ス

第二条 娼妓名簿ニ登録セラレサル者ハ娼妓稼ヲ為ナスコトヲ得

ス

娼妓名簿ハ娼妓所在地所轄警察官署ニ備フルモノトス

娼妓名簿ニ登録セラレタル者ハ取締上警察官署ノ監督ヲ受クル

モノトス

第七条 娼妓ハ庁府県令ヲ以テ指定シタル地域外ニ住居スルコト

ヲ得ス

娼妓ハ法令ノ規定若ハ官庁ノ命令ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭ス

ルカ為外出スル場合ノ外警察官署ノ許可ヲ受クルニ非サレハ外

出スルコトヲ得ス但シ庁府県令ノ規定ニ依リ一定ノ地域内ニ於

テ外出ヲ許ス場合ハ此ノ限ニ在ラス

第八条 娼妓稼ハ官庁ノ許可シタル貸座敷内ニ非サレハ之ヲ為ス

コトヲ得ス

第九条 娼妓ハ庁府県令ノ規定ニ從ヒ健康診断ヲ受クヘシ

(内閣官報局『法令全書 第三三卷一六』原書房 昭和五八年
よら。

福祉にたずさわる女たち

—戦後の軌跡—

小玉 稜子

(一) 第二次大戦後、GHQなどにより我が国に福祉政策が取り込まれた。アメリカの日本占領政策の目的は日本の非軍事化・民主化を中心に行うことであった。即ち日本帝国主義を無力化すること。帝国主義と半封建的要素を解体させること。日本をアメリカの全面的支配下におき極東の軍事基地にすることであった。

一九四五年、当時の日本国内は失業と飢餓の悲惨な現実のなかにあり社会福祉政策は緊急な政治課題であった。一九四五年一月、日本政府は一九四六年一月からの暫定措置として「生活困窮者緊急生活援護要綱」を閣議決定した。同時にGHQも「救済並福祉計画の件」を日本政府に提示する。それによると、差別的または優先的取り扱いせず平等にすること。単一の政府機関の設立。公私の分離、即ち、公共の責任。救済の総額になんらかの制限を設けないこと。必要かつ十分でなければならない。この四原則を明示した。日本政府は戦前の社会事業の特質である慈恵的、恩恵的側面を残し、GHQの四原則は具体化されなかった。

しかしとに角、一九四六年九月九日、旧生活保護法が成立し一九五〇年五月四日、新生活保護法が公布され国家責任と保護の請求権を確立した。その前一九四七年一月二日、児童福祉法が成立。一九四九年一月二六日、身体障害者福祉法が成立し福祉三法が成立公布されたのである。さらには一九五一年三月二九日、社会事業の近代化を

はかるため社会福祉事業法が発足した。この法案はGHQの強い方針を受けて社会福祉の公共性を明確にし、民間社会福祉事業とのあいだの関連を明らかにした。これが民間社会福祉事業の財政に大きな負担をもたらすとともに国の責任が民間への措置として委託をしかねず責任転換への道を残したのである。

一九六〇年代になって日本は高度成長期に入り著しい黄金時代を築いたが、一方極度に貧富の差を生み出したのである。そこで社会保障社会福祉の役割は一層重要となった。一九五八年二月二七日、新国民健康保健法が成立、一九五九年四月一六日、国民年金法公布。一九六〇年三月三十一日、精神薄弱者福祉法が、一九六三年七月一日に老人福祉法、一九六四年一月一日、母子福祉法が成立公布され、福祉六法の体制が確立した。

(二) 熊本県における社会事業は明治二〇年代(一八八七)より始まり約一〇〇年の歴史を持っている。だがその始まりは殆んど外国のキリスト教布教者の手によるもので長い間彼らの恩恵を受けていた。

その頃から福祉活動に奉仕した女たちがいる。救済事業に一生をささげた英国生れのハンナ・リデルとハンナ・ライト。フランスからやってきて病人や子供の世話に尽力したボルジア。人吉市寺町に修道院、貧困者のための施療所、若い女性の生活に役立つ裁縫室などを創設し社会事業に大きな役割を果たしたスペイン生まれのローザ・アルダ

ス・メルセデス。孤児、貧しい子供たち、身寄りのない老人たちの救済事業に尽くし慈愛園を創設したアメリカ生まれのモード・パウラス。売春問題と取り組んで廃娼運動、禁酒運動に身を捧げた矢島攝子、久布白オチミ。慈愛園で孤児のために一生を捧げた川上イト。ハンセン病患者を収容している待労院で看護婦として患者に尽くした畑原サダと畑原スギの姉妹。保母として児童福祉に大きな貢献をした池田福。乳幼児保育に尽力し生活困窮世帯の園児たちには私費を投じて育成を続けた原サダメたちである。彼女らの福祉活動は主として医療、保育に関するものが多かった。

戦後、一九四五年二月一七日、婦人参政権を得て男女平等の権利が認められるようになり女にとって社会福祉の仕事も幅広くなった。戦後できた家庭裁判所の調停委員もその一つである。調停は裁判所で行われる裁判と違って紛争当事者がお互いにゆづりあいのなかで公平な妥当な解決をするのが目的である。一九四八年に熊本でも三人の女性が調停委員に選ばれた。福田ムメ、林原知佐子、平野マツエの三氏である。

平野マツエは一八九六年六月一〇日菊池市隈府で生まれる。一九一四年県立第一高等女学校を卒業後、弁護士平野龍起と結婚し主婦業に専念する。夫の龍起はその間、市会議員を二期勤めた後、十一代（一九四二年六月二五日～一九四五年八月一〇日）の熊本市長になった。彼はスローガンとして公設質屋、市営住宅、託児所、診療所を四大社会事業としてかかっていたが、一九四五年八月現職のまま急死する。マツエは夫の意志をついで社会福祉への道を歩むことになる。一九四五年敗戦時は世の中が混乱し戦災、引き揚げ孤児が多く救済が必須であった。在郷人会の資金を基にして発足した敬人会は、これらの

孤児たちのために一九四六年三月、熊本市細工町西光寺の一室を借り敬人童園を設立し孤児たちを収容した。そしてこの事業をマツエに任じた。それからその年の十一月に藤崎台童園と改称し、一九四七年四月、熊本城台地の西端藤崎台に移転した。以来、理事長、園長として園児たちのために一生をささげた。開設した頃は孤児たちとの生活はきびしく食費や学費が足りず、マツエは私財をつぎつぎに売り払って当てていたという。彼女のモットーは子供の自主性を重んじること、能力に応じ高い教育を受けさせることであった。そこで国や県から支給される措置経費の中から児童の日用品代を教育費の一人前の額として公開し、彼らの既得権としてそれを節約すれば自分の収入になるようにした。また、園内売店を設け、伝票で日用品を購入させ、月末には一括計算し若干の剰余金は個人の貯金として取り扱うようにした。このようにして園児たちの経済観念を養った。平野マツエはこのほか県児童福祉審議会副委員長、調停協会副会長、地方裁判所司法委員、家庭裁判所参与員、県教育委員、県青少年問題協議会委員なども務めた。女性三人だった調停委員もその後増えてそれぞれ活動した。

(三) 戦後、注目された福祉活動の一つに純潔教育と売春防止運動がある。敗戦で進駐軍といわれる兵士たちが入ってきて以来、売春を仕事とする女たちが増えた。そのため進駐軍宿舎のある地域の学童に悪い影響を与えることを心配し、その地域はなるべく通らないようにという申し合わせがPTAで検討されたこともあった。また女性解放、男女共学が男女の性適徳を案じる材料になった。一九四六年一月二一日、GHQは公娼制度廃止に関する覚え書きを提出し、一九四七年一月一日には婦女に売淫させる者等の処罰に関する勅令も出された。熊本市では、一九五一年五月開かれた第五回熊本県社会教育研究会の

分科会で純潔教育が取り上げられた。そのあと県社会教育課の幹旋により純潔教育研究会の結成が企てられた。その世話人に女性では、長野千鶴子と佐藤八千代が選ばれる。純潔教育研究会では、講習会、座談会、映写会などを開いて啓蒙につとめたが、なかなか成果があがらなかった。一九五五年一月二日に入って売春防止法案が上程され、中央では久布白オチミ女史を中心に売春防止国民協議会が結成される動きがでてきた。熊本県でも、その支部を作るかどうかの会合が開かれた。長野千鶴子はこの席上、この困難な売春防止法に対して民間の有識者の協力組織を作ることの重要性を提案した。出席者の賛同を得たので会が発足することになり、一九五六年一月二八日、売春防止県民協議会が結成された。

純潔教育研究会結成より一貫して売春防止運動の世話をしてきた、長野千鶴子は、一八九二年二月一九日、熊本県蚕糸業界の大立者といわれた長野家に生れた。祖父濬平は、横井小楠の門下で小楠の実学に共鳴し、明治維新後の肥後の産業開発に努力し早くから養蚕業、特に製糸業の発展に努力し県近代文化功労者表彰を受けている。その遺業を継いで父関吉も家業に努力し製糸業界を経済的に発展させた。千鶴子には兄があったが、父は千鶴子の才能を高く評価していたので、家業を継がせたいと思っていた。そのため彼女が県立第一高等女学校を一九〇八年卒業後、女子大受験を許さず二〇才の娘に一つの製糸工場を新設してその経営のすべてを委せたという。父の期待通り千鶴子は努力の末りっぱに自分の工場を仕立てあげた。そのとき彼女は、男子はもとより女子工員にも夜間学校など人間教育に努めた。一九一五年八月二八日、教育者である簡悟が婿養子に迎えられた。教育者であった夫が事業経営者として十分な経験をつんだころ、千鶴子はきっぱり

と事業から離れ主婦として、また自己の情熱を注ぐ場として社会を明るくする運動に自分の余暇を捧げようと決心したという。戦前は仏教婦人会の会長として活躍するが、戦後は熊本県婦人連盟の初代会長となり、婦人参政権や民主主義教育に真剣に取り組んでいた。しかし婦人会会則を守り会長を二年で辞し、そのあとは家庭裁判所調停委員、県社会教育委員、社会福祉法人熊本県共同募金会理事、県社会福祉協議会理事、福祉法人ひまわり児童館理事、県地方社会福祉審議会委員、新生活協議会副会長ほか数々の要職についた。そして一九六一年九月、社会福祉事業につくした功績により第八回熊本県社会福祉大会長から表彰を受ける。進駐軍が引きあげ、赤線といわれた地域が削減するとき千鶴子は、一番困るのは自衛隊ではないかと思い、清水駐屯軍の隊長に意見を聞きに行ったこともある。彼女はいつも家族と社会のことを考えながら生きてきた人であった。

(四) 戦後、福祉活動を行ってきたのは社会人ばかりではない。学生たちも男女を問わず福祉活動に加わった。学生セトルメントは社協活動の一環として認められている。セトルメントは、地域社会を対象にその地域の住民の生活の中に入って、地域の人たちが自らの力で自分が健康で文化的な生活を築き上げるように自主的意欲を起こさせ、自立できるような糸口を一緒に考えようというのが主旨である。当時、熊本市大江町渡鹿にあった青葉住宅は第二次大戦時の外地引揚げ者や沖繩からの疎開者が多く、軍隊の兵舎の空いたのを利用した大棟式の集団住宅である。そこでは、空家は荒れ住民も貧しくスラム的要素を呈していた。セツラーたちは、一九五八年から一九六三年までの間、そこに住む人たちの医学的診療や文化的活動を行った。女子大や女子短大学生のセツラーたちは、生活部会を作り家計簿のことから料理

講習などのほか家庭生活面の相談にも応じた。文化部会では、子供たちを集団生活に慣れさせ、そのなかで子供たちの個性を伸ばしてやるために、住民自身が自分たちの問題として考えるよう精神的援助を行った。生活部会では、また更に戸別訪問して住民の栄養調査、家族制度の調査、および他の部会との共同調査を行いながら食生活問題や住民の生活全般にわたるあらゆる問題を積極的に考察した。そして地域社会の根本問題としての経済問題を提起するに至った。

(五) 最近、我が国でも「ボランティア」という言葉が一般化し日常的に使われるようになった。ボランティアは歴史的には宗教概念のボランティアリズムと深く結びついて発展してきた理念といわれている。そこには「仕えるもの」「神に選ばれたもの」という意味が含まれているということである。しかし我が国では、ボランティアは篤志奉仕者、民間奉仕者、慈善家の奉仕活動と解釈されがちであり、かつて福祉活動する人たちはお金持ちで生活に余裕があり身分が高く上流社会の人の慈善事業と思われていた。現在は、ボランティアの活動範囲は広がり参加者も増えている。例えば社会福祉施設では音楽、手芸、園芸や洗濯。地域の福祉活動としては在宅障害者、一人暮らしの老人の世話、保健衛生活動などさまざまな仕事がある。

目の不自由な人のための朗読ボランティア参加の武岡寿美さんは、三菱電気(菊池郡西合志町)に勤め半導体を作る仕事に従事している。勤務状況は、三交替の勤務体制で五日勤務して一日休むという仕組みである。彼女は、休日を利用して朗読ボランティアとリデルライト記念老人ホームの老人たちの世話をしている。彼女のボランティアへの動機は、友人に誘われて精神障害者の全国大会で弁当配りを手伝ったときだった。そのあと福祉の勉強を始めアメリカへの福祉研修旅行に

も参加している。(熊本日日新聞一九九二・一一・一)

熊本市健軍町に住む山内慶子さんは、夫と二人暮らし、朗読ボランティアを始めて一三年になる。録音時間は五〇〇時間を越えた。このほど盲人福祉に尽力したことで日本盲人福祉委員会から感謝状が贈られた。彼女がボランティアを始めた動機は、自分の子供たちの独立による淋しさからだったという。朗読を録音するのはなかなか難しく苦労が多い。文庫本から参考書、専門書、教科書、雑誌などさまざまな時間のかかる仕事である。しかし彼女は人のためではなく自分の生きがいだと話している。(朝日新聞一九九二・一〇・六)

一九七四年一月から活動を開始した「熊本婦人ボランティアの会」は、一九九四年で満二〇才を迎えた。熊本市春日に住む会長の藤江京子さんは「ボランティア活動に定年はありません。これからも会員一同健康で楽しく続けてゆきたい」と意欲を見せている。出発時には二十九名だった会員も現在は四七名に増えた。大半が主婦でさまざまな福祉活動を続けている。主な活動場所は、養護施設、養護老人ホーム、身体障害児施設、老人保健施設、乳幼児施設など広い範囲に及び喜ばれながら共存できる環境作りの手伝いに励んでいる。

高齢化が進むなかで老人クラブの「シルバーヘルパー」が熊本県下益城郡小川町で誕生し、訪問活動を続けている。一方、夜間における保母の人手不足が問題になっている。最近では出産後も働く母親が増えているのに対策がなされていない現状である。すべての人が幸せになれる福祉国家への道はほど遠い。解決の難しい問題が多すぎるからである。

熊本県における福祉活動の一端をのべてきたが、さらに深く福祉問題を考えていきたい。

夫妻別氏と戸籍

——事件別登録、子は母の氏に——

林 葉子

(日本の戸籍制度は律令と明治民法だよ。そして明治民法の戸籍は律令の引き直しだよ」と布村一夫先生は、言われました。つまり戸籍制度は、徴税とか徴兵とか支配し管理する側のためのものであって、民主主義の時代にはあわなくなっているということです。また「夫妻別氏は、今の日本のフェミニズムの最先端の問題だよ。これに目をむけない者はフェミニズム論者とはいえないよ」とも言われました。

(一)

氏名は人格権であり、結婚によって変わるべきではないということや、夫妻別氏の法制化については、「女性史研究」二十七集でもかきました。法務省も、法務大臣の諮問機関である法制審議会の民法部会、身分法小委員会が審議がなされ、「婚姻及び離婚制度の見直し審議に關する中間報告(論点整理)」として一九九二年二月に公表しました。また福島瑞穂弁護士も「政府は、『夫婦別氏については議論している』と対外的にも言っているので、法制化はできると思う」と言っています(『全国婦人新聞』一九九三年一月三〇日づけ)。その場合の戸籍あるいは、身分登録方法は、どうなるのでしょうか。考えられる案を述べてみます。

(1) 別氏同戸籍案

別氏の夫妻も同氏の夫妻と同じように、その間の子と一緒に同じ戸籍に登録します。これは、今までの戸籍とよく似た形で、うっかりす

ると、一つの戸籍のなかで子はみな父の氏になり、母の氏がちがつていただけ、ということにもなりかねません。年配の人が戸籍簿を見ると、家に入れられずに、よそのあつかいされている妻と見るかもしれません。女が男の家に入るという家意識も残り、今までと同じように、筆頭者や世帯主が一番偉くて、その次が二番目とか、嫡出子、非嫡出子、長男、長女、次女、次男とかいう序列意識や差別ものこり、両性平等の浸透が妨害されます。今までの戸籍に近いので、この案は早期に実現する可能性が強いのですが、それならやらないほうがいいです。賛成できません。

(2) 別氏別戸籍案

妻と夫の各々について別個の戸籍をつくります。どちらかを筆頭者にする必要がないのはよいことです。子供は氏を同じくする親の戸籍に登録されますが、子供を個人として尊重するという理念には反することになります。

(3) 個人登録(個人籍)案

個人を単位として登録します。個人の身分事項(出生、結婚、死亡など)を同じ帳簿の上に一括して記載します。登録簿に父母や子についての記載欄をつくれれば、検索機能は維持できます。前進した案ですが、個人情報現在の戸籍簿以上に集中するおそれがあり、プライバシーを侵害されやすくなります。

(4) 事件別録案

個人の身分関係を一括登録せず、出生、結婚、死亡などの事件ごとに、別々の登録簿をつくりまします。家族をまとめて登録する戸籍や、個人の身分事項をまとめて登録する個人登録と比べて、個人情報情報の分散化をもっとも徹底させたものであり、プライバシー保護に一番適しています。死亡や離婚した場合には必ず出生簿や結婚簿に付記するという方法をとれば、出生簿や結婚簿をみてもその人が死亡や離婚をしているかどうかが判らないということはありません。

最終的には(4)の事件別登録が最も望ましいと考えます。当面の改革がどのあたりに落ち着くにしても、私たちは個人の尊厳や両性の平等を求めて、事件別登録の制度を目ざさねばならないと思います。

私の知人にフィリピン国籍の女性がいます。彼女は出生届けと結婚届けを別々にもっています。子供が生まれると夫である日本人男性の戸籍に入れました。この男性の戸籍簿や住民票を見ますと、夫の欄の次に妻の欄はなく、すぐに嫡出子としての子の名が書かれた欄になっています。つまりフィリピンの女性なら、日本の男と結婚しても妻として夫の戸籍に入らずに別戸籍でいいわけです。アメリカやカナダやフィリピンは事件別登録で、登録簿の間の連結がないようです(資料1)。イギリスでは事件別登録簿の余白などに、その後の身分変動を付記して登録簿間の連結をはかる方式がとられています。熊本でハ氏病患者救済に献身したイギリスの宣教師ハンナ・リデル(一八五五―一九三二)の出生届謄本を興味ふかく見ました(資料2)。

(一)

夫妻が別氏になった場合、その間に生まれる子の氏はどうなるのでしょうか、難問の一つです。いろいろな方法がありましますが、私は

生まれてくる子はすべて、さしあたっては母の氏にするのがよいと考えます。子が成人してからあらためて子が決めればよいのです。母の氏にするとどんなにすっきりするかを次にのべます。

(1) 出産時の心労を少なくする

出産は母子が主役で、母子にとっては人生の一大事です。そんなときに子の氏をどちらにするかなどを、短時日のあいだにきめねばならないのは酷です。生まれた子は皆、母の氏にするのです。

(2) 嫡出子、非嫡出子の差別をなくせる

子の母が婚姻届けを出している場合は、戸籍簿や住民票に嫡出子として長女、長男、次男、次女等と記され、殆どの場合父の氏を称し、婚姻届けを出していない場合は婚外子(非嫡出子)として、子と記され母の氏を称し、法的にも社会的にも差別されているのが現状です。生まれてくる子を皆、母の氏にすれば、その差別はなくなりまします。スウェーデンでは「子の出生後、三カ月以内に子の氏の届出がなされなかったとき、生まれてきた子は、出生時に溯って、母の氏を取得したものとみなされる」(スウェーデン氏名法第一条)という法律があるので、別氏の夫妻の間で子の氏の協議がととのわない時は、必然的に母の氏を称することになっています。また「スウェーデンでの非嫡出子出生率は四九、九パーセントとなっている。(一九八七年)」「結婚が変わる、家族が変わる」神原富士子、吉岡睦子、福島瑞穂)ので母の氏を称する子の数は更に多くなります。

(3) 兄弟姉弟の氏が皆同じ

一人の母から生まれた子は皆、その母と同じ氏で育ちまします。一般には別氏の夫妻の間に子が生まれた場合、父と母のどちらの氏を選ぶかについては、父母の協議できめ、協議がととのわない時は家庭裁判所

の審判によるものとし、最終的にはくじによる方法もとり入れるという意見が多く、またかわりばんこに父の氏、母の氏を名のるという意見もありますが、私は皆、母の氏にするのがよいと考えます。また離婚の時、幼い子は母がつれる場合が多いのですがその場合も大変便利です。父の認知した母の違う子と同氏になることもありません。

(4) 子の父をめぐる氏争いがなくなる

現行制度では女は離婚したあと六カ月の再婚禁止期間があります。離婚の成立がおくれたりして、その禁止期間を待たずに事実上の再婚をして子が生まれた場合、本当は後婚の子であり、出生後も後婚の夫と一緒に生活するのに、法のきまりで自動的に前婚の夫の戸籍には入りません。このように父親の推定が衝突した場合は、家庭裁判所の審判を得たり、地方裁判所で裁判をしたりして、どちらの氏にするかを争うわけですが、生まれた子をみな母の氏にするのであればそのような争いはなくなりません。

子を母の氏にすると、子と母は今よりもっといためつけられると心配する人がいます。たしかに現在は母の氏にした子は、父の氏にした子よりも総じて低い位置におかれています。それで事実婚で生まれ、母の氏になっていない子を、面倒な手数をかけて父の氏に変えている人もいます。母の氏にした子が父の氏にした子よりも低い位置におかれるような社会では、別氏の法が成立してもつまらないではありません。子の人生の出発点をみんな平等に母の氏にするのです。そうして子の人権を中心にすえて父にも、もっと責任を持ってもらい、効率主義で労働強化しか眼中にない日本の企業社会にも、もっと人にやさしく変わってもらわねばなりません。

今、日本の女が、男と同じに仕事をもち、同じ給料をもらって生き

ようとするとき、妊娠し、出産し、授乳することが、どんなに困難な状況におかれているか、どんなにそれが障害になっているか、男たちは気付いているのでしょうか。気付こうとはしないで、むしる肩を並べようとする女をおとしめるための武器にしている気さえます。これはおかしいとおもいます。だから日本の女たちは子を生まぬくなつて、一九九二年の特殊出生率（女が一生の間に生む子供の数）は一、五〇人で最低記録を更新したと厚生省は発表しました。女にもっと子を生んでほしいと、ラジオやテレビも結婚願望、出産願望の番組を流しますけれども、現実には結婚しない女、子を生まない女がふえています。子等が社会の宝であるのなら、子が母の胎に宿ったときから、生まれるときも、乳を飲んで育つ時も、子の幸せを願ってどうするか、女に圧力をかけて追い詰めるだけでなく、もっとみんなよく考えねばなりません。子を連れて女が離婚するとき、裁判所を通した場合でも、男が払う子の扶養料は月々約二万円位、三万円ももらえれば大変良い方で、一銭もはらわれないで消えてゆく人も多いそうです。飼育動物のえさ代ならいざ知らず、人の子がそれで育つものではないか。スウェーデンでは一九七六―一九八四年に一、六だった特殊出生率が、産後の育児休暇を二年にしたことで、一九九一年には二、一になりました（「女性労働問題研究」NO23）。

働きながら子を産む女にやさしくすることは、そのまま、地球にやさしくすることにつながります。今年に国連の国際家族年です。それは、家長制の家族を賛美することではなく、国連の国際婦人年をふくむ人権運動の延長線上にあって、多様な家族の一人ひとり、女、子、高齢者等の個人の尊厳と、平等と、権利の確立を目指すものなのです。

資料 1

フィリピン共和国

出生証明書

登録番号 (a) 全国 () (b) 地方 ()	
県 市または自治体 (マニラ)	
1、出生地 a 県 ()	2、母親の通常の住所 a 県 ()
b 市または自治体 (マニラ)	b 市または自治体 ()
c 病院または公共施設名 (病院でない場合は住所を書く) ()	c 所 番 地 ()
d 出生地はマニラ市内ですか ハイ <input type="checkbox"/> イエ <input type="checkbox"/>	d 住所はマニラ市内ですか ハイ <input type="checkbox"/> イエ <input type="checkbox"/>
e 住所は農場ですか ハイ <input type="checkbox"/> イエ <input type="checkbox"/>	
3、氏名 ファースト () ミドル () ラスト ()	
4、性別 5a、この誕生について ひとり <input type="checkbox"/> 双子 <input type="checkbox"/> 三つ子 <input type="checkbox"/>	
5b、双子か三つ子の場合 第一子 <input type="checkbox"/> 第二子 <input type="checkbox"/> 第三子 <input type="checkbox"/>	
6、誕生日 月 日 年	
父	
7、氏名 ファースト ミドル ラスト () () ()	
8、宗教 (カソリック)	
9、年齢 (今年の誕生日現在)	
10、誕生地 ()	
11 a、通常の職業 ()	
11 b、職種 ()	
12、未婚時の氏名 ファースト ミドル ラスト () () ()	
13、宗教 (カソリック)	
13 b、人種 (ブラウン)	
14、年齢 (今年の誕生日現在)	
15、誕生地 ()	
16、母にとってのこれ以前のお産 (この子を含めない) 生きている子は、何人か	
b、死んだ子は、何人か ()	
c、妊娠3ヶ月以後胎児で死亡したのは何人か ()	
17、a、届出サイン ()	
b、印刷名 (スペル) ()	
c、住所 ()	
18、現住所	
19、出生時の立会人 私はこれによって上記の日付の〇〇時に生きて生まれたこの子どもの誕生に立ち会ったことを証明します a、サイン () b、印刷名 (スペル) () c、住所 ()	
d、誕生時立会い日付 ()	
e、誕生時立会人の肩書き <input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> 助産婦 <input type="checkbox"/> 看護婦 <input type="checkbox"/> その他 (明細に記入)	
20、地方登記官の事務所での受取 a、サイン b、印刷名 (スペル) c、肩書きまたは地位 d、日付	
21 a、補助記録から加えられた授与名 b、補足された名前が与えられた日付	
22 a、妊娠の長さ 週 週	
22 b、誕生時の体重	
23、合法か否か ハイ <input type="checkbox"/> イエ <input type="checkbox"/>	
24、両親の結婚の日付と場所 (合法的な誕生であるために) 月 日 年 市または自治体 () 県	
25、この証明書の作成人 サイン () 印刷名 (スペル) () 肩書きまたは地位 () 日付 月 日 年	

(備考)
(熊本在住フィリピン国籍人提供)

資料 2

出生届謄本

ロンドン サマーセット ハウス 登記総局交付

申請番号 5 0 8 5 8 5

登記地区	バーネット								
1 8 5 5	ミドルセックス	ハートフォード州			南ミムス地区に於いて出生				
番地 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
出生年月日 場所	氏名	性別	父の姓名	母の姓名 及び旧姓	父の職業	届出人の署名 及び住所	登記年月日	登記人署名	登記後の改名
1141855年10月17日 南ミムス バーネット バラックス家	ハンナー	女	ダニエル リデル	ハンナー リデル ライト (旧姓) ハント	恩給受領者 現在ロイアル ミドルセックス ライフルスに 勤務	ダニエル リデル 南ミムスバーネット 9番地 バラックス家	1855年 11月1日	ウィリアム ホルドック (登記人)	

上記地区に於ける出生登記簿の謄本に相違ないことを証明する。

1 9 5 6 年 5 月 7 日付

ロンドン サマーセット ハウス 登記総局交付

(リデル出生証明書 リデル ライト 両女史記念館より)

河津タネさま

—今は昔の語り部として—

緒方 和子

(1) はじめに

去年の四月の頃でした。何気なくテレビをつけると番組も終りに近いらしく「昔話のタネばあちゃん」と子供達に呼ばれています」という河津タネ様のにこやかな笑顔が画面いっぱい写っていました。この時は、お年が八〇才のすばらしい語り部が阿蘇のふもとにいらっしやるな!と思った位で、やがてこの方を書くことなど思ってもありませんでした。しばらくして御指導をいただいている布村一夫先生が御入院になりましたので御見舞に行き、久しぶりに近況報告をいたしました。はじめに五月一五日に熊本県立第一高校の九〇周年記念として市の公会堂で、法制大学教授田嶋陽子女史を招き三千人を前にして講演されたことで「女史の古代女性への考え方が先生から教えて頂いているバッハオーフェンの『母権論』とは違っていて『古代の女は奴隷船の舟ぞこで舟をこぐ女で、ただ子供を産むための女としか扱われなかった』とのことでした」など。当日の講演を聞いて喜んで上げました。次にはじめに述べた昔話の河津様のことが放映されていたことをお話すると、先生は笑顔でお聞き頂いておりましたが「二八集にはまず田嶋陽子氏について書き、次の集に河津さんについて書くように」とのことでした。そして「田嶋陽子氏について、いそいで原稿用紙二枚でも三枚でも書いて持ってきたさいすぐ見てあげるよ」

とのことでした。でも残念なことに先生から御指導うけられなくなつた今、時の人である田嶋女史については先送りすることにしました。そして先生が最近の「女性学講座」で講義をされました昔話の講義の内容を心の糧として、二九集で書く予定だった今は昔の語り部として御活躍の河津タネ様を調べることにしました。

(2)

さて、タネばあちゃんこと河津タネ様を、どうしてお探したものと案じておりました。幸いなことに研究会員の中山そみ氏が阿蘇の御出身なのでこのことをお話すると、同級生や、知人に問い合わせ頂いて、御住所は阿蘇郡南小国町湯田であることや、電話番号まで調べていただきました。またこれと前後して、布村一夫先生が御指導されていた民話研究の「二火会」がございますが、メンバーの吉田淑子様にもおたずねしておりました。この方から「河津様が民話をお話になります。御一緒にいたしましょう」のおさそいと、一枚のパンフレットを頂きました。それは農林中央金庫熊本支店主催で熊本の民話、河津タネ様と、トルストイの民話、北御門二郎氏が熊本市総合女性センターで、八月三〇日に講演されることのお知らせでした。

このことに勇気を得て、八〇才の御高令でいらっしやるので、阿蘇地方の暑さのやわらぐ八月をまって電話をいたしました。私のことは

すでに御存知で、とてもお元氣な張りのあるお声で、「私もまだ現役で家の廻りの畑作などで忙がしくしております。こちらにお越し頂くのはとても大変なことですから丁度月末に熊本市内でお話することになっていきます。そのあと市内の息子のところへ二日三日泊りますのでその時お目にかかりましょう」とのこと、八月三〇日にお目にかかるのを楽しみにお待ちすることにしました。当日は午後六時の開演でした。女性センターの多目的ホールに参りますとすでに河津様と応援に御主人様や、南小国町市原保育園の先生方がお越しになっていました。御挨拶申しあげると、とても気さくな何となく人を引きつける魅力あふれる笑顔のすてきな方です。それにいざ講演が始まりますと次から次へと持時間一ぱいにすばらしい昔話をされるのです。その語り口は飾気のない素朴で、語りかける間合のよさに私もいつの間にか引込まれてしまって童心にかえっておりました。そして熊本にもこんなすばらしい語り部がいらっしゃることに感激いたしました。

それに最初に河津様は次のように述べられたのが印象的でした。「私のお話は熊本の民話かどうかわかりませんが、子供の頃は今のようテレビもなく何の楽しみもありませんでした。ただ父や母から昔話を聞くことが唯一のたのしみでした。でもこの昔話をしてもらうのは蚕の桑をつんだり、夜は蚕に桑の葉をたべさせたり、学校から帰って畑仕事を手伝うことが条件だったのです。でも両親から面白おかしく、またしんみりとした昔話を聞くのがたのしみでよく働きました」とおっしゃって、次の「盆皿や」のお話にはいられました。これは継子いじめのお話で、皆様もご存知のようにさまざまな形をかえた継子いじめの昔話があります。また日本だけでなく「シンデレラ姫」のように諸外国にもあります。そこでこの「盆皿や」が熊本の地にと

のように語りつがれているか調べることにしました。まず紙面の都合で当日の「盆皿や」のあら筋だけを述べますと次の通りです。

昔、あるところに年頃の娘二人と母親が暮らしていました。姉娘は継子でした。ある日姉娘が川で洗濯をしていると、殿様が通りかかると「谷川に洗物する娘よ、波打つ数をかぞえたか」と呼びかけると、娘は「馬にまたがる殿様よ駒の足数かぞえたか」と答えたので殿様は氣に入って「背が高ければ妻にと……」云われると娘は「奥山のつつじ、椿をごろうじろ、背は低けれど花は美し」と詠みました。殿様はたいそう氣に入って「明後日妻として迎えに行くから家にいるように」と。継母は姉娘の話を聞くと我が子の方を嫁にと、当日姉娘に汚い着物をさせ納戸に押込め、自分の娘を飾立てて待っていました。そこへ殿様はいってきて娘をみて不思議そうに「外に娘はいないか」と。「いいえ一人娘で外におりません」。殿様は「皿に塩を盛り松の枝をさして盆にのせて持って参れ」といいつけ、娘に「これを題に一句詠んでみよ」と娘は「盆の中の皿、皿の中の塩、塩の中の松」とよみました。納戸で開いた姉娘はついおかしかったので笑ってしまいました。殿様が襖をあけると汚い格好の娘がいました。娘に「これを題に詠んでみよ」と。娘は「盆皿や、盆皿や、皿が岳には雪降りて、雪を根として育つ松かな」と詠みました。殿様は「これこの娘じゃ」といって持ってきた花嫁衣装をさせ駕籠にのせてつれていきました。継母は怒って箒を娘の乗った駕籠に投げつけると、娘は「かかさん箒きたかや、かかさんめでたやほうきの国は私が丸どり」と歌い、姉娘は殿様の奥方としてしあわせに暮らしました。

この昔話を調べることで、ふとデパートの古書展で『民間伝承』の全集を布村先生の御推薦で購入したことを思い出しました。それは昭

和一〇年九月から毎月民間伝承の会で発行され、会員に配布されたものが『全集』として出版されたものです。この第一巻の昭和一三年一月発行のなかに『特殊研究書』として、「本書は熊本女子師範の生徒の手になる『肥後の説話の研究』である。継子譚、巨人伝説、長者伝説、お伽噺の四つの文章からなる……」として昔話の大家である関敬吾氏によって紹介されていました。当時の卒業生に問合せでも「昔のことでは探し出せません」とのことでしたが、幸いにも県立図書館に五〇数年たつて汚れた表紙の『特殊研究書』がありました。これは当時の女子師範本科生と、二部生、それに併設の県立第二高女の生徒達によって熊本の昔話を調査しまとめたものでした。それは生徒達を受持たれた国語教師の立山正光先生が夏休みの宿題として指示されたもので、出版にあたって先生の序文が述べられています。そして継子説話の研究は一二頁、二九頁で、そのなかに「盆皿や」の全文が菊池郡生徒提出に依るとして記載されています。この「盆皿や」は熊本市内、飽託郡、天草郡、菊池郡の各地で少しづつ内容が違っているのを生徒達の名前とその内容の違いが記録されています。結論として「この昔話は県下に広く伝わっているが話の一部分が異っているだけである」とのことです。この昔話がいつ頃できたかわかりませんが、河津様が明治生れの御両親から大正時代に開かれたものが、昭和の初めに生徒達によって一冊にまとめられています。それに河津様は御兄様が子供の頃の昔話を思い出すまま三〇余りを書きとめられていて、いづれ御出版のご予定とか。この題目に目を通してただで父や母から聞いた昔話のすべてを思い出したとのことです。この様に明治、大正、昭和、平成とすでに一〇〇年の時を経ていて、これからも河津様の語りによって次の世代から次へと語りつがれていくことでしょう。

(3)

では平成三年（一九九一）に七八才で突如として「昔話の語り部」となり、檜舞台に立たれ、八一才の現在もお元気で御活躍されている河津タネ様とはどんな方でしょうか。すばらしい御活躍の日々を振り返ってみましょう。まず御住居は熊本市内から特急バスで二時間、さらにまたバスで二〇分の山里で、年中みどり豊かな杉の木立に囲まれている全国的に木材として有名な小国杉の里です。河津様のお話によると「一〇人兄弟姉妹の六番目に生まれましたが、二人は夭折しました。現在は四人が元気でおります。昔は家の仕事が忙しくなると子供は学校を休んで、家の手伝をする家庭が多かったのですが、私の両親はどんなときでも学校は休ませずきちんと勉強するようにと申しました。そして女子は小学校まで、男子は高等科に行くのが当時のならわしでした。学校を出ると家の仕事をしますが、田植は集落で一緒に七日十日位で行います。腰が痛くなりますのでまぎらすためあるとき昔話の面白いのを話しました。ところがやがて昔話をさいそくされるようになり、結婚後も昔話を田植のときよくしたものです。結婚については今と違って一族の長老が結婚の相手をきめました。私も今の主人と結婚するように言われ、今では『いとこ』同志の結婚でもあまりよくないといわれる俗に言う『いとこ半』同志の結婚でした」と。この御結婚は決して平凡ではなかったのですがこれを乗りこえて、現在は御自分の山の名木小国杉をふんだんに使った、今どき都会では、なかなかお目にかかれないほどのすばらしい御住まいで、御主人様とお孫様御夫婦に曾孫様とのお幸せな日々をお過しです。

平成三年（一九九一）一〇月に第四回熊本県民祭が阿蘇郡で行われました。このどかな南小国町でも一〇月二六日に、熊本出身の俳優

常田富士男氏を招き中学校の体育館で「阿蘇の語り」など、青年団と共に華やかな行事が行われました。さらに夜は南小国町田ノ原温泉の太郎館で「第一回お話の会」の交流が、京都や全九州の会員が集って行われました。会の主催者である横田幸子様から「この地方で、昔話をされる方に当日は是非お願いします」という要請にこたえて河津タネ様に白羽の矢が立ち、はじめて公やけの場でお話をされるきっかけとなりました。その後河津様は主に横田様主催の「熊本こどもの本の研究会」で昔話をされています。この横田様の御活躍については、いづれ書く機会を得たいと思いますので簡単に述べますと、昭和四六年（一九七二）から熊本市西原町の自宅で「家庭文庫」を開き、更に市立図書館建設の際は委員として御活躍。昭和五八年（一九八三）に「熊本こどもの本の研究会」を発足させ、創刊号「初茜」誌を発行。その後年一回出版、更に会報を現在一二五号まで発行されています。

河津様の講演された日程について（一九九一～一九九三年）

- 一、平成三年一〇月 第四回阿蘇郡県民文化祭（南小国町・大郎館）
- 二、〃〃〃 四年 世界民話博覧会（岩手県遠野市）
- 三、〃〃〃 一月 第五回水俣市県民文化祭（明光幼稚園）
- 四、〃〃〃 二月 「お話の会」九州交流会（宮崎県日向市）
- 五、〃〃〃 二月 「こどもの本の研究会」（熊本県立図書館）
- 六、〃〃〃 五年 五月 「こどもの本の研究会」一〇周年記念事業（熊本県立劇場演劇ホール）
- 七、〃〃〃 八月 農林中央金庫熊本支店主催の「民話の会」（熊本県総合女性センター）
- 八、〃〃〃 九月 南小国りんどうの会（休養村管理センター）
- 九、〃〃〃 一〇月 「世界の語りを楽しむ会」（熊本市立図書館）

一〇、平成五年一〇月 第六回山鹿市と鹿本地域合同県民祭（山鹿市）
 一一、〃〃〃 一〇月 「お話の会九州交流会」（長崎県練馬市）

河津様が出席された岩手県遠野市では平成四年（一九九二）七月四日から八月三一日まで世界民話博覧会を開催して、日本をはじめブラジル、ドイツ、スペイン、ロシア、タイ、マレーシア、インドネシアなどから世界民話の語り手や、民謡、舞踏など多才な人材を招きおおがかりなイベントが行われました。日本の昔話は八月一日と二日の両目に行われました。昔の生活を再現した伝承園では、まがり家が建てられておしら様も祭られ蚕も飼われていました。それに昔の調度品や裸電球に囲炉裏を囲んでの昔話を語る雰囲気の中で行われました。もう一つの会場は昔話村として、遠野市常設の語り部ホールで行われました。この二つの会場を、南小国の太朗館で河津様の昔話に感動されこの会への推薦者でもあり、県立劇場理事で演劇人協会長の渡辺恭士先生と交互に、北海道や沖縄、佐渡、山形などから集ったなかで、熊本県代表として昔話をたっぷり披露されました。このことは南小国役場から配布されたニュース「まちの話題」によると、河津様は「八月一〇日は伝承園で一日は語り部ホールと場所をかえて、たっぷり一時間づつ語りました。『盆皿や』『大狸』『山伏』『三人兄弟』『生きらっしやい棒』『吉吉の数々のお話』明るくたのしい小国弁による語り口は、「うんうん、よくわかる」と、聞き上手をのみ込んでいました」と報告されています。このあとは前に述べた「講演された日程について」の通り、県内や県外でご活躍されました。

南小国町には三つの保育園があり、園児は勿論、お年寄にも文化遺産の昔話は人気があり、お話の会が持たれています。愛称のタネおばちゃんどうぞお元気で夢と希望をあたえつけて下さいませ。

「古屋の漏」^{ふるや}と越後の語り^{むり}べ

大江 眸

越後の語りべ馬場マスノさん（新潟県北魚沼郡守門村福山）は現在八七歳。昨秋、遠野で開催された「民話を語る会」で語り、この四月には東京や千葉のお話の会にも語りに来るといふ元氣潑刺ぶり。六十話ほど民話のレパートリーを持っており、聞き手の希望に応じて即座に語ることが出来ます。「鯖売り」「米福栗福」「鳥呑み爺」「百尻こき」など長い民話程、喉の振るい所があるのか得意とし、その中に「古屋の漏」がありました。一般に「ふるやんもり」として知られている民話です。

さて、マスノさんの「古屋の漏」は、布村一夫先生の連続講義「熊本民話を掘る」でご紹介された民話資料と一部異なったところがあります。ここでは馬盗人は狼から飛び降りて『深い穴』や『空井戸』ではなく『炭窯の中』に潜り込みます。猿は炭窯の煙出しの穴に尻尾を突っ込んで馬盗人を探します。そこで猿の尻尾がとれて、「ほいから炭焼き窯の裏けたの煙出し口は、猿尾ってそう言うがんだって。いちごさけ申した」と言うことになりました。この地方では現在も『炭窯の煙り出し』が「猿尾」という名称で生きている。これは民話に豪雪地帯の山村の地域性が表れて大変興味深いことです。

マスノさんの語りは独特の表情があり、張りのある声でリズムカカルにダイナミックに語られ、身ぶり手ぶりが加わり聞かせるものを引きつけて離さない技術を持っています。地元福山の年寄り衆を前に語ら

れた時は、初めて聞く方言の羅列で聞き取りにくかったにもかかわらず、その民話の情景がありありと浮かんでくる見事なものでした。都会の「お話サークル」での語りではかなり聞き易くなっており、「屋はら」↓「屋根裏」「じろう」↓「ゆるり」↓「罫炉裏」などの方言が、新潟の生活習慣を知らない聞き手の反応を見ながら、理解しやすいように適度に標準語翻訳されていました。しかし、登場人物の会話や擬音語、擬態語、唱え言葉など、話の骨格となる部分はどんな場合でもいつも同じ文句や抑揚、リズムで語られているのに気がつきました。これに関して「民話と文学の会」（東京都足立区）の守谷信二氏も同様の考察を「馬場マスノ昔話集」で述べております。この変化しない話の骨格のところは、語りの大切な部分だと言うことで、代々大切に守られて伝承されてきたのではないのでしょうか。

民話や昔話や伝説、説話など、又これらを複合して生まれたものなど、さまざまな形でいろいろな地方で語られています。空想の産物として語り継がれている昔語りは元来自由^リに語られる要素があった様に思われます。語りべの持つ特質、生活環境、風土などにより、微妙に変化するの昔がたりの面白さかもしれません。ですからその変化が「誰々さんの語り」を独自に生み出しても決しておかしくはないのです。そういう意味では民話は語りべと共に生きている生命体のような気がします。

マスノさんの語りは薬打ち仕事をしながら納戸や土間で生活の温もりの中で代々語り継がれてきたものです。その土壌と風雪の生活から生まれ、風土と歴史が育んだ「越後の語りべ」の美しい言葉で「むかしをかたろうかいのう」と始まったら、膝すりよせて次の言葉を待つでしょう。

「むかしがあつたてんがのオ。爺さんと婆さんとあつたつて……」。

(一九九三・九)

受贈図書

- 「女性歴史文化研究所紀要」創刊号
京都橘女子大学女性歴史文化研究所 一九九二年
- 「文学部論集」第七七号 仏教大学 一九九二年
- 「年報」第一〇号
比治山女子短大女性文化研究センター 一九九三年
- 「女性文化研究所紀要」第一・一二・一三号
昭和女子大学女性文化研究所 一九九三年
- 『新熊本市史』別編 第一卷 絵図・地図 熊本県 一九九三年
- 『 』史料編 第二卷 古代・中世 〃 〃
- 『 』史料編 第九卷 新聞下・現代 〃 〃
- 『熊本研究文献目録—人文編Ⅲ』
熊本県企画開発部文化企画室 一九九三年
- 石塚正英『フェティシズムの信仰圈』世界書院 一九九三年 三五〇〇円
- 「総合女性史研究」第一〇号 総合女性史研究会 一九九三年
- 宗左近『女性文化管見』
昭和女子大学女性文化研究叢書 第二集 一九九三年
- 伊藤セツ『両性の新しい秩序の世紀へ』白石書店 一九九三年 一八〇〇円
- 『光をかざす女たち—福岡県女性のあゆみ』
福岡県女性史編纂委員会 一九九三年
- 「福岡県女性史女性学ノート」創刊号
福岡県女性史・女性学研究協議会 一九九三年
- 『新聞にみる福岡県女性のあゆみ—明治・大正編』
福岡県女性史編纂委員会 一九九四年
- 『ある若き儒者の書状—女性史の視点でよむ』
鳥取近世女性史研究会 一九九四年

デンマークの女性解放のあゆみをきく

立山 ちづこ

世界で最も高齢者サービスが充実しているデンマークを一九九〇年八月に訪ねて、女性たちが責任ある仕事を生き生きと果たしている姿に感激した。九三年八月再び訪ねたとき、女性解放に関する話しを聴く機会を設けた。その概要を、以下に紹介したい。

私たちがお話をうかがったのは女性関係の図書がたくさん並んだ部屋で、古いビルの三階にあり、そこは KVINFO と呼ばれ、女性に関する相互研究センターであった。機関の名称は Kvin deforskning (女性研究) に由来するといわれる。現在、図書の貸し出しについては王立図書館の規定に準じて、独立の管理体制で運営されている。コペンハーゲン市にあり、女性学研究者や一般市民に広く活用されている。

この機関の創立者は女性研究者の草分け的存在である、ニユンナ・コックである。今は第一線から退いているものの、執筆活動では新聞の社説に「女性の結婚観」「男女の役割分担」「性差について」などの寄稿でしばしば登場し、社会において活発に論争を展開していたことで有名である。また、成人教育分野でも貢献しており、女性史に残る人である。

この研究機関の主な運営内容は、一、図書の貸し出し 二、国内外で催される女性研究に関する会議、講演会、文化芸術的な催しを伝える月刊カレンダーの発行 三、過去一五〇年のデンマーク女性の姿を伝える記録写真の保管 四、センターにおける女性討論会や会議の開

催である。

女性に関することであれば、デンマークに限らなくても、政治、社会、経済、文学など、あらゆる分野についての情報が得られ、また文献の問い合わせや相談にも快く応じる。

講師は、二人の女性であった。まず、キャスティン・レフシングさん(コペンハーゲン大学日本語学科で日本文学担当、一九六〇年代に上智大学に留学)から聴いた。

△デンマークの女性解放のあゆみ▽

一九世紀に貿易と工業の発展に伴い、女性の状況が変わり始め、何人かの女性が自由と自立を唱え始めた。一八七一(明治四)年、女性社会進出を進める組織、デンマーク婦人会が成立。社会進出のためには教育が必要として、労働者婦人のための日曜学校や就職を紹介する事務所が作られた。

一八八〇年、自分で稼いだお金を自分で管理する権利を女性が獲得。そして、一八八三年にデンマーク婦人会は「女性の完全な社会参加」を目標とした。が、大胆すぎて実際の行動には現れなかった。当時女性の労働環境は厳しかった。労働時間は長く、給料は男性の半分、健康保険や失業保険はなかった。

働く女性の状況を改善していこうと、一八八五年、婦人労働者同盟が成立、今日まで続いて、いろいろな有利な結果をえてきている。

一八八六（明治一九）年、女性の選挙権を求める運動が始まった。一九一五（大正四）年、国会への選挙権がようやく得られた。前後して北歐諸国の女性たちは選挙権を得た。そして、一九一九年に九人の女性がデンマーク国会議員となり、一九二四年にはニーナ・バングが初めての女性大臣として文部大臣となった。だが、残念なことに一九四三（昭和一八）年、第二次世界大戦中には二人に減ってしまった。そこで「女性に一票をあげよう」という運動が起こり、一九四七（昭和二二）年には女性の大任がふたたび生まれ、これ以来今日まで女性のいる政府が続いている。

女性の教育は、一九世紀の後半、女学校で行われていた。一八九三（明治二六）年、男女共学の学校が初めてできた。大学が女性に開かれたのは、医者になりたかったニルシネ・ニルセンが文部大臣に直接申請したことが契機となり、二年後許可が出た。当時強く反対したある教授は「そういう異常な性欲を動機にして男の学生と交わりながら、人間の身体を勉強しようとする女性の入学を許したことによって、将来のデンマークの医学に計りきれない害を与えた」と書いている。

その後女性の大学生は増え、一九〇〇年（明治二三）年までに二人の女性がコペンハーゲン大学で医師の免許を取得。一九二一年には国家公務員に男性と同じ条件で女性になれるようになった。ただし、給料につき諸手当を女性が受けられるようになったのは、一九五八（昭和二三）年である。現在、男女不平等の分野は軍隊だけである。

〈妊娠中絶について〉

デンマークの婦人運動がよくとりあげた問題の一つに、妊娠中絶がある。一九三〇年代には、違法の中絶が増加し、そのために病气や死亡する女性が多かった。当時の法律は医学的理由がなければ中絶を

許可しない原則であった。一九五六年に多少自由化され、社会的理由も認められるようになったが、申請して不許可になる例もたくさんあった。そのため一九六〇年代にイギリスやポーランドへ旅して中絶を受けた人たちが少なくなかった。一九七三（昭和四八）年、新しい法律が作られ、一二週間以内の妊娠中絶が、女性の意思だけでできるようになる。現在、デンマークの医療制度では、病院で無料で行われる。避妊教育を推進することも、婦人運動の一つの目標であった。学校で性教育を始めたのは一九四六年である。そのときは親の許可もなかった子どもにだけ教えた。一九七四年からすべての子どもに性教育と避妊法の教育を始めた。

〈Red Stockings〉

一九七〇（昭和四五）年、デンマークにウーマンリブの運動が起こる。その四月八日、小さなデモがコペンハーゲンで行われた。ブラジャーやかつらを付けて街を歩き回った女性たちが、デモの最後にブラジャーやかつらを脱ぎ捨てた。伝統的な女性像とファッションや化粧品会社に反対するデモであった。翌月再びデモがあり、「女性の給料は男性より低いからバスに乗る女性のチケットの値段も下げるべきだ」といってバスに乗りこんだ。この二つのデモは新聞やテレビによく取り上げられ、良い宣伝となってたくさんの方が集まるきっかけになった。

こうしてRed Stockingsの運動が生まれた。最初は一九六〇年代の学生運動に参加した女性たちであったが、しだいにそうでない女性たちも集まるようになった。この組織は会長や委員会を設けなかった。Red Stockingsの運動はいくつかの基本グループから成立、Basis Groupはおしゃべりグループともいわれた。それぞれのグループは

自立していて、どんな行動をするかは自分たちで決めた。なかには雑誌を出版したり、会議やデモを行ったりするグループもあった。五人（一〇人ぐらいの女性の集まりで、一週間に一回会っておしゃべりする。そこにはルールがあり、よく話す人と恥づかしくて余り話さない人がいるので、言いたいことが言えなかったという経験を誰にもさせないよう、話す順番を守るようにした。レフシングさんはこのグループに一〇年ほど入っていた。

話題は、結婚や恋愛、職場の問題などで、必ず個人に直接関係があるように話さなければならなかった。会議は順番にお互いの家で行われた。この運動の第一のスローガンは「プライベートなことは、政治的なことだ。」つまり日本でいう、私と公を分けるのは女性の抑圧の根本であるから、私生活の問題を公の場へ持ち込むべきだということである。「もし、夫が妻に暴力を振るったり、給料を全部浮気に費やしたりすれば、社会全体の問題である。または、家庭のなかでの女性の地位は個人の問題だけでなく、政治的な問題である。」

デンマークでは、このスローガンの影響は非常に強かった。社会福祉国家の考え方にびつたり合うスローガンであり、社会福祉国家のなからしか生まれてこないのかもしれない。個人の問題はデンマークでは、いかにも国家の問題にもなった。今では、失業したら、国がお金を出す。高校を卒業し、仕事が見つからないでいる若い人たちに充分生活できる程の社会保険がおられる。親が面倒をみるなどは子どもが一八歳になったら全く考えられない。レフシングさんは、税金が高いのもわかる、といわれた。

最近のこの一〇年間ぐらいのデンマークでは、女性解放運動の話あまりきかない。Red Stockingsなどの運動に参加した女性たちは、

四〇〜五〇歳ぐらいの年齢となって、政治的な運動、労働組合、市民運動、PTAなどに力を入れるようになった。そしてその娘たちは、女性はなんでもできる、という考え方で育ったので、男性を第一の敵とみなすような女性解放運動は必要もないし、絶対嫌だと思っているらしい。

では、女性解放運動はもう必要ないのか？男女平等が完全に徹底したのか？レフシングさんはそうは思わない。

△女性も男性も一緒に闘う時代▽

主婦專業はデンマークでは昔ばなしとなった。大学入学の女性は男性より多くなり、能力さえあれば、女性だからできないということはもうなくなった。女性が職場で性差別に出会った場合には、総理府が一九七五（昭和五〇）年に作った「男女平等委員会」に訴えると、すぐ助けられる。妊娠したら、産休は六カ月で、一年まで延ばせる可能性がある。父親まで産休が取れる。そして妊娠を理由にして女性を辞めさせるのは法律違反となる。産休が終わると、設備の整っている保育所に子どもを預けることができる。男性と同じ仕事をして同じ給料を貰うのも当然のことである。その希望があれば、部長や課長になることができる。それでは、何がまだ足りないか？

大学には、男子学生より女子学生が多いものの、先生はまだはるかに男性が多い。労働市場では、低給料の分野（保健婦、看護婦、教育関係など）に、女性労働者の五五％が働き、男性では二二％だけである。大学卒の男性の半分以上が一年間に三五万クローネ以上の給料を貰っているが、大学卒の女性でそれほど高い給料を貰っているのは、一〇人に一人だけである。

この不一致をなくしていくには、社会全体、つまり男性も女性も、

結婚や子どもや家庭について、考え直す必要がある。

これまで保育所が増やされ、労働時間も多少は短くなった。現在、週三七時間労働である。それでも小さい子どもがいる家庭には長過ぎる。六歳以下の子どもがいる家庭の労働時間を、収入を減らさないで、一日六時間にしようという政党もあるがまだ実現されていない。

核家族の廃止を提唱する女性解放運動は考えられない。女性の社会進出に伴ったいろいろな問題を解決するために、女性も男性も一緒に闘わなければならない時代になった。

次に、エヴァ・メルゴーさん（コペンハーゲン大学助教）のお話を要約する。

△デンマークの現代の姓名法▽

一九六一年、デンマークでは姓名に関する法律ができた。それは夫を家長とする過去一〇〇年間の慣習を法文化したもので、原則的には「女性は結婚により夫の姓を名のり、子の姓も自動的に父の姓とする。」であった。しかしながら、その後、特に教育レベルの高い女性たちは結婚後も以前の姓を名のるようになってきた。

一九八一年新しい姓名に関する法律が公布された。この法律についての法務省のコメント「この法律がめざすことは、姓名を与えることに關しても、男性と女性の間の平等を促進すること。さらに結婚していてもしていなくても、夫妻または男女の間に生まれた子どもに関する平等をさらに推進すること」は、新法が男女と子どもの平等を確保する革命的なものであったことを明らかにしている。

新法は「結婚後であっても、夫・妻は各々の姓名を保持すること」が原則であり、「共通の姓を望むときは、配偶者の一方は、他方の同意

を得た上で、どちらの姓を名のるか、書面により申請し、許可を受けるとしてゐる。妻が夫の姓を、あるいは夫が妻の姓を、いずれを名のるにしても、めんどろな手続きが必要となった。

また、配偶者の姓を自分の姓とした場合、離婚しても、さらに再婚しても、その姓を一生名のることができ、再婚してできた子にも、夫や妻に關係ない姓であっても、その姓を与えることができる。ただこの場合、再婚した相手はその姓を獲得できない。すなわち夫・妻がそれぞれかつての配偶者の姓をそのままのついでに再婚する場合、夫妻は同一の姓を名のれないということである。この姓は夫・妻各々の旧姓も与えることができる。

この法律が国会を通過する前、歴史の研究者や牧師たちのあいだに「家族の今までの伝統が崩壊する」と新法に強く抵抗し反対の声があった。

新法では別姓の夫妻の子の姓は、出生まで決定しないが、出生後半年以内にどちらの姓を名のるのかを、関係官庁に通知することが義務付けられている。もし、半年以内に申告しない場合には母の姓が子の姓となる。

事実婚の子の姓は新旧法のどちらによっても母の姓を獲得する。また父親が認知すれば父の姓をつけることも可能である。

新法では、別姓の両親の子は母親の姓を得る場合もあり、事実婚の子が姓によっての差別を受けない配慮がなされている。さらに事実婚の母は子の姓を市当局に通知する必要はなく、法律婚の母と平等になった。

このようにして、新法は、法律婚の女性と事実婚の女性に対して、平等性を与える。

(読書案内)

伊藤セツ著『两性の新しい秩序の世紀へ』

ジュンター

—女性・家族・開発— (白石書店 一九九三年)

犬童美子

この本は著者が前著『現代婦人論入門』(一九八五年)で「取り残した問題や発展させるべき論点を意識しながら」この間執筆されたものをもとにしたもので、その統編に位置づけられる伊藤氏の女性論である。八五年から九三年までの八年の間に、世界情勢は目まぐるしく変化した。大学の女性論に関する講義にも、常に世界の最新の情報と研究のとりいれが必要であった。それらに積極的に取り組んでこられた成果が、第一部 開発と女性・ジュンターにまとめられている。

また著者自らが、本書の名称と内容をあらわすキーワードは「女性・女性労働、家族・家事労働そして開発と女性」であるとのべておられるように、第二部は家族・家事労働・女性論からなっている。

「『今』家族」・家庭生活について語るには、さまざまの前提が必要になる」という。その理由は、「一つは、この激動と錯綜した世界の経済・政治情勢の中で、家族・家庭生活が多様化のテンポを早めているという現実の問題があるからであり、もう一つは、家族・家庭生活は、男女の役割分担の固定化を温存、再生産する女性抑圧の機構という側面をもち、女性問題・フェミニズムやイデオロギー問題と切りはなしては論じられない」からである。後者の問題を考慮にいれば、擁護すべき家族は、あえてカッコつき「家族」とあらわす必要が生じるとされる。現実の動きとイデオロギー、この二つを視野にいられた上で一九九四年の国際家族年と「家族」・家庭生活について論じられている

のである。

以下、私の興味・関心にしたがって、内容の一部を紹介したい。「家族」・家庭の擁護と国際家族年

家族に関しては、世界中の現実あるがままの家族を問題にすることなくして、「家族」の理論というものは別に存在しえないのである。現実に行っている女性の社会進出が家庭生活に及ぼす影響を避けて通るわけにはいかないとされる。

国際家族年は、国際婦人年以降の、女性に対するあらゆる形態の差別撤廃の地球規模の運動の延長線上に設定されたものであり、家族を構成する個々人の人権の擁護と拡大を前提したものである。

わが国では、九四年四月から、女子差別撤廃条約の路線に沿って家庭科の男女必修がはじまる。

著者は、ある出版社の高校家庭科の検定教科書の家庭経営部分の執筆にも携わってこられた。そこでは、「人類の美しい歴史を築くには、家族はどうあることが望ましいのか、そのためには家族は社会の中でどう支援されなければならないのかをめぐって議論が白熱したところである。

国際家族年設定を国連に働きかけた国際家政学会は、家政学を「家庭を中心とした生活価値を承認する」上に存立する科学であるとしている。「家庭を中心とした生活価値の承認」というのは、地球的規模で

の「家族」・家庭生活の擁護そのものである。特に男性の「会社・企業を中心とした生活価値を承認する」上に成り立つ社会は、その目的のために逆に女性だけに「家庭を中心とした生活価値を承認する」ことを要求する。そのために皮相だけをみる者は、「家庭を中心とした生活価値を承認する」ことは女を家庭に閉じこめる結果となることと同意と誤解する。しかし、家政学という「家庭を中心とした生活価値の承認」とは、家族内部の性別役割分業を前提とした「家庭重視イデオロギー」の対極にあるものである。

それは伊藤氏が、共同研究者とともに、これまでに行ってこられた多くの実証的研究によって、「女性の抑圧の場としての『家族』は決して絶対的なものではなく、むしろそうした『家族』自体が動き、変化しているのだということ」を認めなければならず、そうした動きを促進し、擁護することこそ、今必要とされていること」なのである。

そのような意味での家族・家庭生活は、決してフェミニズムと矛盾せず、むしろ、現実にもそのような方向で動きつつある「家族」の擁護は、フェミニズム思想の強化に役立つというのである。

家事労働

家事（労働）については、実にさまざまのことがいわれられてきた。伊藤氏は家事をまずライフサイクルの視点から実生活のなかで再考しておられる。

家庭をつくるとき、家事を女の領域とせず、自分のことは自分でできる男性を選んで生活をはじめても、やがて子供が生まれ、子育ての責任を若い両親が負ったときに、真の家事の問題が始まるのである。家事は衣食住のすべてにおいて育児と結び付いている。育児だけでは、自分の日常のことができない病人や老親が家族の一員であると

きに、家事の領域は、自立した大人の共同生活の場合とは全く異なる様相を呈する。家族員が、家庭内で全部これらを負おうと思って負いきれるものではないことが問題なのである。

ただし、こうしたことが問題になるのは、家事をお手伝いさんなどの家事使用人に任せるとのことない、ごく普通の多数の庶民の場合である。「庶民の場合、家事は、このように、家族員全員（子供も、大人も、高齢者も）の生から死にいたる労働力の再生産と関わる家庭内の仕事＝労働（人間の労働力の支出）である。この労働＝家事は家族の世代交代にあたって、生活文化や生活技術を伝承するという意味で、子供への家庭教育の重要な構成要素であり、家族員に健康・清潔さ・居心地よさをもたらすために必要な労働である。」家事だけへの専念はその担当者も愚鈍にもするが、育児と結びついて次代を再生産し老親の人としての生命を全うさせる厳かな人間活動でもある。また、自立した職業活動をする男女が子育てをする時期や、人生の終末に自分の身の回りのことを自立して行えない家族がいる時期に、家事は家庭生活という枠を越えて、医療や福祉という社会の領域と隣接する。つまり、自分のことは自分でやるという自立した男女の結合による家事分担という考えだけでは家庭生活の維持継承はできないのである。現実の日常生活から逃避しない限り、家族員は、自立した男女だけからなる方が少ない。自分自身、最初は生活上全く無力であったものが次第に自立し、やがてその自立を失って死に至る存在であることは、思いをはせるだけで、容易に理解される。その意味ではこの種の家事労働（ハウスワーク）は、社会的な医療労働や福祉労働（ソーシャルワーク）と同質でもあり、プライベートとオフィシャルの境界は紙一重である。自立した男女の結合という出発を基礎に、家事はプライベートで

あると同時に、オフィシャルでソーシャルなものであるという認識（再考）が、家事の展望をきりひろく、とのべておられる。説得力にとむ家事労働観である。

つぎに地球的規模での家事が再考される。ここではまず第三世界の家事が考察されている。女性の非市場労働活動の筆頭にあげられるのが家事労働であり、世界中で主に女性の手で行われている家事は、GNPの計算に含まれず、統計上、生活の質に貢献するものとはみなされていない。市場に組込まれない不払い労働であるので、女性は人間の生存に必要な世界の全労働時間の約三分の二を担当しているのに世界の所得の約一〇%の配分しか受けず、世界の財産の約一%しか所有していないともいわれている。貨幣所得と財産は力の尺度であり、それらを所有する人が、今日、世界の意思決定に参加しており、女性はその機会を奪われている。したがって、家事労働もまた有用な労働であるから、経済的意味を持つものとして、世界の既存の統計システムは再考されねばならないという主張が生まれているという。

社会主義と家事では、社会主義の女性解放のための家事労働は、今世紀になってから実現した現実の社会主義国の政策の中で、国家的規模で試みられたはずであった。しかし、東独・ソ連が崩壊してその生産力の発展段階が、高度に発達した資本主義国にかなりの遅れをとっており、家事の負担を少なくする高性能の機器の普及という点でもはるかに及ばず、家事の社会主義的社会化・共同化という点でも、一部の西欧の利潤追及のための私企業による社会化とくらべても、きわだった質的内容のものを提供しているとはいえない。また、男女の家事分担がまだ十分に男女平等に行われていないという点でも、制度面に加えて、意識改革がきわめて長い時間を必要とするものであるこ

とを証明している。家事の改善にとっては、生産関係とともに生産力の発展が大きな意味をもつ。さらに家事をめぐる意識の問題に関しては女性の主体的な運動の力量が決定的であり、社会主義国の女性の多くが、西欧の多様なフェミニズムや告発的消費者運動の動向に敏感でなかったという事態、いやそうした情報が提供されなかったという現状が、私たちにとっても共通の不幸におもわれるとのべられている。

男女平等——家庭・地域・職場での実現のための政策

男女が家庭責任を平等に負うというときの家庭責任とは、経済責任と家育育児責任とを合わせたものであり、それを共に負うとは男女が分業して負いあうのではなく、半々ずつ負うということである。日本人男女は経済的家庭責任をどの程度分担しあっているのだろうか。

総務庁「家計調査」で勤労者世帯全体をとれば、一九九三年一月平均「世帯主」（男）の勤め先収入は約四〇万円（賞与込み・税込み）、その「配偶者」のそれは約四万円（無職の妻・パート・常勤を含めた平均値）であった。共働き世帯だけをとり出しても「妻」のそれは、約一〇万円となるという。この数字は、現状のように、家事・育児責任を一方的に女が担ったままの働き方では、女性はこの程度の経済力より持ちようがないという意味にも読みとれる。官庁・自治体は、妻がフルタイムで働き、夫の扶養家族になっていない世帯の家計を示す統計を持ちあわせていない。伊藤氏が推計されたところによると夫と妻は家計収入を六対四で分かち合っていたということである。この六対四という男女比は、日本の賃金の男女格差そのものを反映した数字とも読みとれるかもしれないとおられる。世帯単位の諸手当は、「世帯主」である男に夫に支給することを原則としていることも原因の一部であろう。ここから雇用における機会均等、アフターマティ

アクション(積極的差別修正措置)やコンパラブルワース(同一価値労働同一賃金)、「世帯主」をめぐる問題がクローズアップされるといふのである。

つぎに生活時間調査にみる家事・育児分担状況についてのべられる。「家事労働の平等度」とは、夫の家事時間を一とおいて妻が何倍家事をしているかという一種の指数であるが、日本は、アメリカやフィンランドに比較して、家事労働の平等度は比較にならない程低い結果だという。

老親介護責任の女性への片寄りや、地域・社会参加における男女平等の問題をとりあげたあとで、女性が職業と家庭を両立させるための政策が、「男女雇用機会均等法」の施行と「労働基準法」の改訂によって、男性と同じ職種で男性と同等の条件で働く女性にとっては、いままですらに困難になっていると指摘されていることに、心が痛む。

△開発と女性▽視点

「一九八五年、ナイロビ世界会議を主催したシャハニ事務総長は、NGO(非政府機関)フォーラムの開会式で「開発」は、政治・経済・社会・文化面とともに、人間の肉体的・道徳的・知的なすべての面での「開発」を意味します」とスピーチしました。シャハニのこの『開発』のとりえ方は、「開発」とは何かについての私たちの理解をより豊かなものにするのをたすけてくれます」との書きだしで、本文ははじまっている。「開発」とは、たんに経済上の開発や近代化を意味するものではなく、福祉と公正を広くもたらして、人間の発展につながるものと理解すると、開発途上国が主張する「開発」は、当然、南北格差の是正、つまり新国際経済秩序(不公正、不平等な従来の国際経済関係)を改編し、真の国際協力に基づいて樹立されるべき国際経済秩序)

の確立を前提している。本書の題「両性の新しい秩序」という表現は、「新国際経済秩序」になぞらえたものということである。

「わが国は、高度な経済的『開発』をとげているが、その開発がまだ、福祉と公正、平等と平和をうながす重要な手段とつながらるところまでいきついていません。開発途上国の開発を貧しい国の経済・技術援助の問題としてではなく、すべての人間の発展にかかわる問題としてとらえ、自国の『開発の是正』をはかって、『第三世界』と連帯することが、二〇〇〇年に向けての『将来戦略』を、私たちが実践することになる」とのべられている。

また、「女性問題」に「開発」の視点を入れるということは、生産力の発展と女性問題の関わりを見直すということである。「開発と女性」を全地球的な「生産力(と生産関係)と女性」の問題としてとらえなおして、従来の発達した資本主義国中心の女性問題をめぐる理論に接続させることが必要として、一九八〇年代後半以降の「開発と女性」に関する内外の文献や動向が、フォロワーされている。

Everyone is part of a family — you too! これは、「国際家族年」を効果的に活動するためのチェックリスト」の表紙にあるキャッチフレーズである。いま、人はさまざまな家族をつくり、日々、職業労働と家事労働をこなしている。家事はどんな労働なのか、性別役割分担はくずせるのか、自問自答しながら、現実には行動をおこせないでいる私たちに、方向を示してくれる一冊である。

バッハオーフェンの『古代書簡』と

『母権論』第二回編集——VIII(完)——

ヨハネススティーデルマン
訳・石塚 正英

8(の下)

それにもかかわらず、計画されてあった全叙述は、既述のごとく、A・ジロートウロンによってすべて実行に移された。ジロートウロンがかれの母およびバッハオーフェンに献じた『婚姻と家族の起原』(一八八四)中には、バッハオーフェンの着想が再び見いだされる。それはばかりか、右著作の第一部にはすでにバッハオーフェンが実行した計画の概要も見いだされる。この著作は原始時代の婚姻から説きおこされている。すなわち階級的親族、集団婚、オーストラリアの階級、トゥラン式親族名称体系、トゥラン式制度の起原としての族外婚である。ついで、女系の親族算定、その起原、その全体的普及となる。さらにはアマゾン伝説とギユナイコクラティを話題にしている。胞族、氏族、そして家族への部族の分節化をもって、著作の第二部・家族の歴史が始まる。ここでは「ローマの氏族と家族」の章が中心をなしている。さらには女系から男系への血族計算の移行、母系および父系の家族制度、そして締括りとして家族と社会との関係が議論される。バッハオーフェンに決定的な影響を受けた『家族の起原』(一八七四)は、新たな、二倍の分量に増補された著作『婚姻と家族の起原』(一八八四)にすべて収められた。今回もまた、すべての典拠は、わずかの例外を除いて、バッハオーフェンの抄録蒐集からのものである。その蒐集は実に一八八五年まで続けられている。この著作の民族

誌的視野は、遺稿の視野と完全に一致していて、後者で取りあげられないような民族は、やはりこちらでも話題にされてはいない。新たな思考の所産は遺稿中にも、あるいは『古代書簡』中にも見いだされるし、ほぼ文字通りの一致がたくさん見いだされる。

バッハオーフェンは、『婚姻と家族の起原』(誕生)に力添えをした。けれども、かれの関心にきちっと合わせることは、残念ながらもはできないかった。今回は(事情を)明らかにするようなジロートウロンの書簡が、すべて欠けている。しかし他方でまたわれわれは、バッハオーフェンの体系に関する信頼できる叙述を得ており、それをみれば、ジロートウロンはバッハオーフェンと異なった見解であることがわかる。したがって、『婚姻と家族の起原』は、たしかに気高い学問的交友の金字塔ではある。なるほど、バッハオーフェンが若くて天分に恵まれた友人から学んだことは疑いなく、また長い討論の過程で二人して多くのことを解明したことも疑いない。それでもなお、バッハオーフェンの方こそ真に独創の人だったのであり、ジロートウロンの方は秀でた解説者だったのである。そうであるにもかかわらず、バッハオーフェンは成果なき者で終わり、ジロートウロンの方は多大な成果をあげた、高い賞賛に値する人となった。バッハオーフェン自ら、いまや二度目も妬むことなく自らの友人のため一緒にあって月桂冠を編んだということは、かれの純粋な学問的エトスを証

するものである。ひょっとしてかれは、自分の試論がフランス語圏で芽ぐむのに助けになって欲しいとの願いを、それにかけていたのかも知れない。しかし、なんといつても『起原』は、真理を求めるバッハオーフェンの無私の努力に対する、もっともすばらしい証言であり続け、その努力だけが、研究者の人格にすぐれた品位を与えるのである。

それでもなお、『古代書簡』第二巻が刊行されたのは、バッハオーフェンに対するコーラーの支援、および一八八三年春の感激的な評論のおかげである。この評論を、一人の孤独な老人は「はずかしい思いに感じ入りながら」読んだ。かれには、賞賛が快いのではない。そうではなくて、「一緒に参画し、同じ道をともに歩むこと」「断乎たる世捨て人には大だすかりの激励」が快いのである。おそろくかれは、一八八三年になってさらに、第二巻のための作業を再開した。むろんまったく新たな計画に即して。全体的な叙述の断念は決定的だった。元々の計画に即して著作を完成させるといふ企図には何も言及せず、再度アヴンクラート(母方オジ権)だけに限定したのだった。この視点においてバッハオーフェンは、書きためてあった手稿から若干のものを選び取り、それらを校正済みのところまで仕上げた。それらは、大体において『古代書簡』第四一簡から第六一簡をなしている。第一巻と同じように今度も三〇簡にする予定であったのだから、まるまる三分の一欠けてしまったことになる。この欠落を埋めるため、バッハオーフェンはまずもって、一八八〇年以降にものした特に価値ある六編の草稿からなる書簡群のことを考えた。けれども、その後突然、まったく別のもの、数字八を主題としたものを選ぶこととしたため、たったの二草稿だけ使うことになった。数字八についてはすでに第一巻の第一一書簡で扱っていたが(本書一〇四頁以下参照)、ここではそ

れとまさに外見上結びついており、最後のぎりぎりになって、数字八のため一一もの書簡(第三一―第四一)を捧げることにしたのだった。けれども数字八は、アヴンクラートや親族概念にとっては殆ど重要性がなく、関連性を断ってしまうのだった。そこで『古代書簡』の第二部は、第一部のような全体を貫く統一性を欠いてしまうことになった。すなわち、由来と性格とを異にする、以下の三部構成となるのである。一、「数字八についての再度の考察」(第三一―第四一書簡)、二、「オイと母方オジについての考察」(第四二―第五四)、三、「マハーブラータ中のインド伝説にみられる母方オジ権」(第五五―第六一)。

以上のうち第一部は、読者に意外の感を与えるに違いなかった。いやそれどころか、読者を無愛想にあしらうに違いなかった。タイトルページの予示するところによれば、読者は最古の親族概念に関する考察を期待したくなる。ところがその代わりに、ここでは一九頁にわたって数字八のことが語られ、あらゆる世界におけるその伝播と重要性が語られるのである。事実バッハオーフェンには、数およびその象徴的意義が、『古代』墳墓の象徴(《に関する試論》)から『母権論』「タナクウィル(《伝説》)を経て『古代書簡』の第一一簡に至るまで、たしかに常に意味深長であり続けてきたのだった。第一一簡でバッハオーフェンは、八という数字を古代の文化関係、親族、民族移動の標識として証示することを企図したのである。その数字は、内的に最古の文化と結びついているように見える。全体として、母権的思考を象徴する表現である太古の「二分組織」と結びついているように見える。バッハオーフェンにすれば、その世界大での伝播は、いたるところに出土する原始文化の埋蔵物からその起原を証明し、それでもって人類の単一の発生起原を証明することになるのである。「地理的に遠く

隔たっているたくさん民族が、数字八の理解において一致しているのは、どうしてなのか。それは偶然ということではないのである。転用に依るのではない。地上の異なった箇所での同一の思想が自然に出現するというのは、けっきょくは考えられない。あと何が考えられるか。(各地に)伝えられてきた説話が、どれもすべて同一の答を与えているのである。数字八における万物の境界設定という理解は、諸部族の最初の分割より古くて、人類の再生と同じ位古い頃のことである。パッハオーフェンはけっして個人的な道楽にふける人ではなく、主要テーマとの実際的関連性を見、全体を、方法的にみて重要と考えたのだった。それでもなお、読者にとってはこうした関連性は殆ど見えてこないだろう。それはあまりに全般にわたりすぎており、パッハオーフェンに精通した人にしてようやく、努力して探し出せるというものである。だがこの部分は、著作の統一性を打ち破ってしまう異物のように感じられる。加えて、この部分は、パッハオーフェンからみてもやはり、つりあいを崩してしまう。民族学的に考えるようになった晩年においては、数字八も、また数字一般も、かつてのような重要性を失った。問題関心は、形式と内容においてこれよりもずっとよく出来ている第一巻の第一書簡「数字八総論」(パンタ・オクト)で適切に描かれている。また、それよりもっと重要なことは、これら(第二巻冒頭の)一一通の書簡の形式が著作とうまく合わないことである。体裁を見れば、この箇所でもパッハオーフェンがひどく急いで仕事をすることがわかる。オイと母方オジに関する書簡群の場合のような、十分な準備作業を行なった形跡がまったく見られない。抜粋を収めたぶ厚いメモ帳を手に青鉛筆を持って綿密に点検し、「八」が出ている箇所を抜き出すという作業を行なっただけなのである。そのあとか

れは、この資料を整理して構成を考えるとさらなる努力をせずに印刷に付したという、ほぼそのような始末である。けっきょくのところ、批判的に精選されないまま提出された資料のため、有用なところは殆どなく、そこから引き出される結論は暫定的か不確かか、あるいは無手勝流といったもののように思われる。だから、読者が数字八に関する最初の数書簡を読んで、もうそれ以上読もうなどという喜びはすべて消しとんでしまい、機嫌を損ねて本をまるごと側へ投げしまったとしても、その読者のことを悪くするには及ばないだろう。

パッハオーフェンは、いったい何に動かされて、このような不運の決心をしたのだろうか。かれは、任意に選ばれた資料を入れたたくさんさんの書簡を用意したが、それらは、謂わば、新たな認識に満ち、自著の計画に似つかわしい、多年にわたる努力の成熟した果実だった。それらをかれは拒絶し、数十年の忘却に引渡すのである。それに代えてかれは、この最後の瞬間になって大あわてで、一一通のまったく新しい書簡を、何らの配慮もせず挿入するべく、問題の多い対象に着手する。われわれとしては、まったく不可解な謎にぶつかってしまうのであり、ただ推測して話せるだけでしかない。ジロートウロンの『婚姻の起原』(一八八四)の顧慮が決定的だったというわけではない。ジロートウロンは、かれの体系的な論述中で、ほんの手短かに要約しているだけである。それに対してパッハオーフェンは、事柄をはっきりさせるべく細大にわたってあとづけし、論証し、根拠づけを行ったのである。いやむしろ、次のことの方が適切である。すなわち、パッハオーフェンは自分のメモ帳中に非常に多くの、未使用の素材をため込んでいて、それまでのところアメリカ・アフリカ・オーストラリアはたいして有効に用いられていなかったし、中国に関

する広範な読書は、そもそもようやく一八八一年以後に本格化したのである。すべてを蒐集するとは、どれほどの骨折りであったことか。また、せめてそれを利用可能にし、これら素材の宝庫の中の若干なりとも明らかにするという望みが、いかに正当に思えることか。しかし、かくも膨大な素材の山を片づけるなど、パツハオーフェンのような人にもさらに幾年もかかることだったろう。これらがもはやかれの手に負えないことは、きつとかれ自身わかっていた。かれが元のままの耳と頭の状態でいたなら、まったくちがったものになっただろうが、いまや決定が下され、民族学と社会学は退けられ、『ローマの墳墓燈』が手がけられたのだった。それでも、『古代書簡』第二巻をさしたる時間の浪費をしないで仕上げるという、コーラーと交わした約束は、守ろうとした。ここでかれが多かれ少なかれ自分の好みに応じて、蒐集された裸の資料を提示し、さらにはそれで明らかさまな欠陥を過多過少なくきわめて好都合に埋め合わせできたということは、「数字八」には有利な証明となった。蒐集された資料は、日々転変する理論とは独立して、いかなる場合にも価値あるものとして存在し続ける、というのが前々からのパツハオーフェンの考えであった。「歴史上の諸研究は、法廷での審理の場合のように、弁護士の推理によって取扱われることは許されません。歴史上の諸研究はたんに考察の対象、しかも自分の顕微鏡にうつしだされた事実につきかり身をまかせせる自然科学者の考察の対象です。これらの資料をあつめることが、われわれの努力の最初の目的でなくてはなりません。あなた（モルガン）の最近の著作についての研究は、われわれの体系と個人的な諸見解の礎石として役立つことになるような事実の宝庫を大いに拡大するものと、わたしは確信しています。われわれの知識に加えられる資料の量が増大するにつれ

て、諸体系は変わり、転変しますが、資料それ自体は残り、われわれの著作に永遠の価値を保証します^(三三)」。

パツハオーフェンがたとえどんなことを決定していたにせよ、かれの決心に対しては、残念ながら誠心誠意断るのみである。したがって編集者は、数字八に関する二回目の、不成功に終わった研究論文の印刷を、十分な、そして——編集者にすれば——入念な考慮のすえ、放棄した。この部分を削除したことによって、いまや第四二―第六一箇は、直接、理に適うかたちで第一巻と結びついたのである。すなわち、両巻を貫く一大テーマは、いまやアヴンクラートとなったのであり、その上、はじめての遺稿からの『古代書簡』の刊行という機会が得られたのである。

読者は、したがって今回の版では、もはやオリジナルの第二巻中、第二部と第三部とだけに接することになる。双方ともアヴンクラートを扱っている。第二部では親族名称における、そして第三部では神話におけるアヴンクラートの痕跡とその作用が言語学的に研究されている。第二部は主として一八八〇年と一八八一年の草稿に遡^(三四)っており、そのうち「放蕩の甥」(nepos luxuriosus)に関する第四二―第四四箇は、もっとも古いもののようである。第三部は、ほぼすべて六〇年代に蒐集した膨大な手稿群からできている^(三五)。パツハオーフェンは、どちらの場合についても、たんに印刷のためにいっそう古い草稿を用意したにすぎない。

一八八五年の一〇月ないし十一月、『古代書簡』第二巻（二四四頁）は、第一巻と同じ判型同じ装丁にして、ふたたびザール河畔ナムブルクのゲオルク・ペッツ（オットー・ハウタール）社で印刷され

た。新著は、一月に、単価四マルクで書店におくられた。発行部数が第一巻のそれよりも多くないことはたしかである。翌年、はじめての書評が出た。いままで名を挙げられなかった批評家が「リテラーリッシュエス・ツェントラルブラット」で、少しも酷評せず好意的な評論を稿を結んでいる。「叙述は、いたるところ、すこぶる魅力的にして興味深く、また本書は、先史状態の探求について真の模範であるように思われる」。

テオドール・ライナッハ(Theodor Reinach)およびオットー・シュラーダー(Otto Schaller)は、詳細にして批判的な論評を行った。そのうちシュラーダーは、数字八を扱った書簡一篇分をあっさり片づけている。またライナッハは、選択および解釈が恣意的で、すべてがその手順で示されていると非難している。ライナッハは、なるほどバッハオーフェンのさらなる評論を精彩あるものとみるが、しかしインド・ヨーロッパ族の母権については、実証されたとはみない。またかれは、なるほど『マハーバラータ』のアヴンクライトを扱った論文を洞察力あるものと表明しつつも、しかし論証できたとはいえない。それは、このような事柄一般について話題にするかぎり、月並みにして今日でも通用するコムニス・オピニオ(Comunis opinio)《常識的見解》である。のちに高名となったシュラーダーは、いっそう深く突き進んでいく。バッハオーフェンの詳論では、インド・ゲルマン族についてもはや無言で軽視するということは、いずれにせよ許されなかった。比較社会学上の多くの新たな知識をインド・ゲルマン学と対決させようとするバッハオーフェンの真剣な試みは、十分すぎるほど正当であった。従来インド・ゲルマン学が注意してこなかった原始社会の多種多様な形態についての洞察は、新鮮だった。インド・ヨーロッパ族のもとにおける母権の問題は、誠実に提起され吟味され

ねばならなかった。シュラーダーのような人物はこれを誠実に行なった。それゆえかれは、バッハオーフェンの語原字をこと細かに議論し、かれに同意している。かれは、ラテン語の nepos-avus (avunculus) の元来の意味を「孫・祖父」でなく「甥・母方オジ」とみなすことで、アヴンクライトの叙述を注目に値するものと考え、nepos luxuriosus 《放蕩の甥》および「ぶどうの若枝成長」としての nepos の解釈も「すこぶる含蓄はあるものの、またすこぶる疑わしいもの」、そうでなければ誤っているものとみている。かれは次の文章で締め括っている。「したがって本書は、誤謬と根拠なき結論に満ちている。それにもかかわらず、本書を読み終わって後悔する人はいないだろう」。

既述したように、今回掲載を省いた数字八に関する書簡に代えて、われわれは次のものを公表する。それは、同じく第二巻の仕事に由来し、従来知られずきたバッハオーフェンの『古代書簡』にして、驚嘆すべき量の遺稿中から吟味して取り出した数簡である。バッハオーフェンが亡くなったとき、パーゼルには夥しい量の学術的遺産が存在しているに違いないと、十分にわかっていた。それらは利用されることなく、何も生み出さずにはば八〇年間もほったらかしにされ、古くさいものになってしまった。遅ればせながら今になってすべてを印刷するなどということは、正当でもありえなければ実行できるものでもなからう。幾巻にも及ぶことだろう。しかし、それについて全般的に知識を得、重要なことや不変の事柄を実証的に指摘するのは、バッハオーフェンに関する正確にして完全な像を求めている多くの人びとに対する義務なのであり、また誤解から生じた辛苦に対する一種の事後的償いを為すという、バッハオーフェンに対する義務ともなるのである。われわれとしては、数字八に関する書簡に比べていっそう適切な

説明を与えている箇所を選択した。それはバッハオーフェンの民族学的創作の豊富な貯えからのものである。

一八八四年夏以来着手されてきた、いっそう古い草稿修正によってできた三篇の断章中、二篇は、母方オジから始まる系譜学という難題を扱っている。それがきわめて簡潔にして明瞭で、みごとな健筆で論じられているので、読者には理解の手助けとなり、歓迎されることだろう。とりわけ第二番目の遺稿は感銘深い。わかりにくく雑然とした神話学者として評判のバッハオーフェンだが、さながら自分自身で努力をかさね、親族観念というこみ入った諸問題をここで最終的に明瞭にしたのである。さらにわれわれは、バッハオーフェン自らが選び抜いた六篇の、特別に価値ある例の草稿のため、ここで再度の敬意を表す。バッハオーフェンは最後の最後になって、六篇のうち一篇を除いた五篇を、数字八を論じるための犠牲として退けたのだった。その抜粋《五篇》には、一八八一年一月成稿の第四一から第四三の三書簡が含まれている。それらの書簡群は、婚姻および家族の発達史、それからのちの時代における「術語 Nepos (オイ) の変遷史」に関する三篇の草稿が含まれている。かれが選んだうちの第一篇だけは、『古代書簡』第四〇簡に含まれることとなったが、その他の五篇は公表されず遺稿中に残された。われわれが掲載から除外した数字八に関する論文にとって必要な第四〇簡の代わりに、既述した、いっそう古い書簡群の第四三簡を挿入した。それは一八八一年二月に書き記されたと推定される。〔術語 Nepos の変遷史〕についての三簡は一八八五年一月に書かれており、数字八に関する一簡のすぐ直前に出来上がり、完成していたものである。バッハオーフェンは、どうやらそれらを第四二簡から第四六簡までの書簡編集と関連させて（本書二七三頁以下参

照）、まったく新たに執筆したらしいのだが、その後公表をとりやめた。理由はおそらく、論題いかんにかかわらず、それらがアヴンクラートとは殆ど関係なく、言語学とは全く関係なかったからである。しかしこれらの草稿こそ、特別に価値あるものである。すなわち、それらはバッハオーフェンが為した民族学的著述業の最高峰にして、同時に納めの仕事なのである。モルガンの親族名称体系を基礎にして、バッハオーフェンは原始の精神世界に精通し、詩的な力量で以て太古についてみごとな記述を為した。この記述と比べれば、原ホルドとその親族観念に関する他の同時代的叙述は、そればかりかマクレン、ラボックないしモルガンのものまで、貧弱にして血色の悪い印象を与える。（訳者による改行）

ここでバッハオーフェンがダーウイン的進化主義的時代思潮に対して最大の敬意を払っていることは、疑いない。にもかかわらずこれらの書簡は、バッハオーフェンの独創的精神のまぎれもない特徴を帯びている。最暗黒のテルリリスムス（泥土性）とか太古の群存在、文化開始の端緒における困窮をはっきりと描いたのではあるが、かれの叙述はいつも生氣にあふれ、けっして卑しくなく、わざとらしい、あるいは軽蔑的な表現はとらない。かれは、『動物的』な端緒について語るとも、人間は《神に由来する者》にして、向上のため奮闘する者であることを、いっときたりとも忘れないであろう。人間性に対する深くて同情的な理解、同じことだが、自らの歩みの中でたえず進歩のために奮闘する人間に対する多大な共感、そうしたことは、バッハオーフェンの叙述に特有なものであり、叙述を際立たせているものなのである。なるほどかれは、激しく人類の「進化」を主張してはいる（この言葉は、今ようやくかれの前にいっそう頻繁に現れるようになっ

た)。けれどもバッハオーフェンにおいて、この「進化」の最も深い根拠、究極的な意味は、何だったのか。それは、人間の内奥における神観念の純化である。すべての原始文化は宗教的な基礎に根ざしているとの考えを、かれは最後の最後まで確固と保持し続けた。また同時に、かれの視野にはこの進化主義的發展という本来の駆動力が存在していることも、無視されてはならない。かれ自身の生涯とともにかれが生きた時代をも突き動かしたこの核心的問題に対する、バッハオーフェンの最後の、究極の言葉は、次のものであった。「あらゆる人類発展は、この、われわれの種属に天賦のものである向上の衝動に第一の原因を有している。外的な要因、たとえば身体的、経済的、歴史的、さらには地理的な諸事情ですらも、それらはしばしば、社会状態の上昇に対する(いっそう古い文化段階の)諸民族の反抗を打破するのに寄与するとしても、しかしながら確固たる完成に向かおうとするすぐれた傾向をもつ、人間に相応しいかの天性を欠いていたのでは、これらすべての強制は無力である。野蠻状態を負わせる悲惨の圧迫でさえ、《向上の衝動を欠いていれば》効果はない」。《向上という》そのような努力を生活内容としていた一人物の、これが最後の言葉である。同時代における最大の問題に対するバッハオーフェンの返答は、真に気高い人格者の心から発せられたものであった。(J)

原註

- (302) 本書五八九頁(本訳文では『女性史研究』第二七集、四七頁)
 (303) ここまでの論題はすべてバッハオーフェンの草案でも持ち出されてきた。
 (304) 本書五六〇頁(本訳文では『女性史研究』第二五集、三九頁)以下参照。

(305) 本書五三二頁と次頁(本訳文では『女性史研究』第二三集、六一頁以下)参照。

(306) 例えば、『婚姻の起原』(一八八四)、二二五頁、注一参照。

(307) 本書五八八頁(本訳文では『女性史研究』第二七集、四七頁以下)参照。

(308) 本書五九三頁注六(本訳文では『女性史研究』第二七集、五二頁の原註

(301) の、コーラーあて書簡参照。

(309) 遺稿によると、バッハオーフェンは、印刷された第三一から第六一までの

の古代書簡の構想を三つまで作成していたことがわかる。

(310) 残りの五草稿については、遺稿番号一三一、一四四、一五三、一五四、一五五で論じられている。本書六〇〇頁と次頁(本訳文では『女性史研究』第二八集、九八頁)参照。

(311) バッハオーフェンにおける、象徴としての数字のもつ元来の意義については、『全集』第三巻、一〇八四頁以下のモイリ(『説明』)を参照。

(312) 『古代書簡』第二巻(二八八六)、七四頁。ただし、この箇所(第二巻、一〇九〇頁まで)は印刷されていない。本書五九八頁『女性史研究』第二八集、九六頁)参照。

(313) 数字の重要性に関する今日の研究には以下のものがある。W・ハルトナー、「原始文化および高等文化諸民族のもとにみられる数字と数字体系」、『バイデウマ』第二号(一九四三)、二六八―三二六頁。W・キルフェル、「数字シンボルと色彩シンボル」、「セクルム」第一二号(一九六一)、一三七―一四七頁。W・J・ライヒマン、「数字の魅惑」パリ、一九〇九。P・ル・クール、「カバラ」、『アトランティス』(ヴァンセンヌ)第三二号(一九五八)、六七―七四頁。同上、「聖なる数字」、『アトランティス』(ヴァンセンヌ)、第三三号(一九五九)、一五〇―一六五頁。
 (314) オットー・シュラーダーが、その理論的にして好意的な論評の中で、こ

の部分だけは一足跳びで省いてしまっているのが特徴的である。本書五九頁の注三(本訳文の原注(322))参照。

(315) バッハオーフェンからモルガンへ、一八七八年五月一日づけ。『パーゼル情報日曜誌』第三一号(一九三七)所載のK・モイリ訳による。

(316) 遺稿一三九および一五六。ここでは第三三―第三六書簡として示されている。それについては、本書五九〇頁(本訳文では『女性史研究』第二七集、四八頁)以下参照。

(317) 詳しく記すと、遺稿一九(インド世界のアヴンクラートに関するバッハオーフェンの最初の研究草稿)、および遺稿一一三、つまりインドの(姉妹の息子権)を扱った(未発表論稿の)第八章。本書五七二頁と次頁(本訳文では『女性史研究』第二六集、四六一―四七頁)参照。第二巻末の二書簡に含まれる神話(第六〇、第六一書簡、本書四〇二頁以下)を、バッハオーフェンは遺稿一三三、一三三の草稿から引いている。本書五九二頁(本訳文では『女性史研究』第二七集、四八頁)参照。

(318) トリュエプナーからバッハオーフェンへ、一八八五年二月二三日づけ。(遺稿四三)

(319) 『ツァルンケス・リテラーリッシエス・ツェントラルブラット』(一八八六)、一四八五頁と次頁。

(320) 『ルヴェ・クリティク・ディストワール・エ・ド・リテラトゥール』第二〇号(一八八六)、三四五頁以下。

(321) 『ドイチェ・リテラトゥールツァイトウング』第七号(一八八六)、九五三頁と次頁。またO・シュラーダー、『比較言語学と先史』(一八九〇)、五四六頁参照。

(322) 『ドイチェ・リテラトゥールツァイトウング』九五四頁参照。(バッハオーフェンは)「数字八の意味」(を論じているが)「その上これを著者

は、七四頁で、われわれによる『注目』と『軽視』のなかで、あえて再発見している。(7)

(323) 同上、三四五頁。

(324) 同上、三四六頁以下。

(325) 同上、五九〇頁

(326) デルブリュックとバッハオーフェンとの間の真剣な論争については、本書六一九と次頁のロンメル(の記述「バッハオーフェン『古代書簡』におけるインドの伝説世界」)参照。

(327) 遺稿中のこの箇所については、本書六三二頁以下、W・シュトラッサー論文(「テキスト構成について」)参照。

(328) 控訴裁判所裁判長ルトヴィヒ・エイインガー・ザラジン博士からヨハネス・シュネル教授へ、一八八七年二月二〇日づけ。「……われわれのアカデミーに関してですが、貴殿にはバッハオーフェン教授の急死について読まれましたでしょう。……学術論文や著作については、不斷に集中するとういう氏の勤勉さから判断して、印刷された分量よりもはるかにたくさん草稿を残しております。……信頼できる筋からの話によりまず、氏の研究を継承し得る者は、実際のところ一人としていないということです」。(マックス・ブルクハルト博士の報告)

(329) 遺稿一三七、一四一、一三八。それらは、本書三〇三頁以下の第四七―第五四書簡に関係する。

(330) 遺稿一四一、一三八。われわれは、不完全なまま残された遺稿一四一中、二一―一六頁のみを本書の五一―六頁以下に抜粋した。また、W・シュトラッサーは、ひどく混乱した状態の断片である遺稿一三八(二五頁分)から、本書五一―八頁以下に再録した抜粋――六フオリオ頁分を、分けて取り出すことができた。

(331) 本書五九五頁『女性史研究』二八集、九四頁。

(332) 本書五九〇頁と次頁(本訳文では第二七集、四七頁以下)参照。

(333) 本書五九五頁『女性史研究』二八集、九四頁。

(334) それゆえ本書四五〇―四七〇頁に、遺稿番号一三二、一四四、一四五が初めて公表されている。遺稿一三二と一四四は完全なかたちで印刷に付されている。遺稿一三二は一一七フォリオ頁(第一頁には二と朱書きされている)で、本書の四五〇頁以下『女性史研究』第一七集、四四頁以下、「人類の動物的起点―集団婚―石塚正英訳。遺稿一四四は一一三フォリオ頁(第一頁には三と朱書きされている)で、本書の四五七頁以下『女性史研究』第一九集、二七頁以下、「オーストラリア・カミラロイ族の集団婚―石塚正英訳。遺稿一四五は断片で、冒頭の一一一フォリオ頁を本書四六七頁以下で公表している(或るアラブ部族の親族法に関するストラボーンの報告)。

(335) 遺稿一五四、一五三、一五五(各々の第一頁に四、五、六と朱書きされている)で、本書の四七一頁以下。三書簡ともすべて完全なかたちで印刷に付されている。遺稿一五四は一一二八フォリオ頁で、本書の四七一頁以下(術語 *Zepos* の変遷史)。遺稿一五三は一一一九フォリオ頁で、本書四八五頁以下(術語 *Zepos* の変遷史)統篇。遺稿一五五は一一四六フォリオ頁で、本書四九七頁以下にある(術語 *Zepos* の変遷史)統篇。本書五二二頁(この頁は白ページであるから、何かの誤植である)、および五九五頁『女性史研究』二八集、九四頁「あとがき」(つまりこのデールマン論稿)を参照。

(336) 本書五九五頁、注三(本訳文では原註(309))参照。

(337) 諸民族の発展原則等々(本書五五〇頁注五参照)(本訳文では『女性史研究』第二四集、八五頁の原註(117)については、全集第六巻『タナクウィ

ル伝説』四三〇頁。

(338) 本書四〇八頁と次頁参照。

〈訳者あとがき〉

本論文は Johannes Dörmann, Bachofens' Antiquarisch Briefe und die Zweite Bearbeitung des Mutterrechts in Johann Jakob Bachofens Gesammelte Werke 9er Band, Antiquarische Briefe, Schwabe & Co Verlag Basel/Suttgart, 1966, SS.523—602 のうち SS.593—602 の部分を訳したものである。SS.523—592 はすでに本誌第二一―二七集にて発表済みであり、本号をもって訳業は完了した。なお、作業は一九八六年から断続的に進められてきたため、全体的な見通しをもたないまま訳稿をつくった。したがって、ところによっては不適切・不統一な訳文が散見され、誤訳も含まれていることと思う。訳者校正もこの最終稿を除いてできなかったため、誤植の事前修正ができなかった。けれども、訳者としては、『女性史研究』に毎年訳文を寄せることによりパツハオーフェン研究・原始社会研究へのとっかかりをつくれたことに、何よりの充実感をおぼえる。そのような道へと訳者をいざなって下さった恩師・布村一夫先生に、あらためて感謝する。先生は、この拙訳完成をまじこがれながら、ついにこれを見ることがなく一九九三年六月一日に亡くなられた。先生には、つつしんで哀悼の意を表したい。

(一九九三年一月七日記)

熊本女性学研究会

育ての父・布村一夫先生

布村一夫先生は熊本女性学研究会創設の一九九〇年二月から一九九三年五月まで、つぎのような二二回の講義をしていただきました。

一九九〇年

第一回 二月八日

連続講義 漱石『草枕』のお那美さん(1)

第二回 五月一〇日

連続講義 漱石『草枕』のお那美さん(2)

一九九一年

第一回 二月二日

連続講義 夏目漱石と平塚雷鳥。法社会学Ⅱゲゼルシャフトをめぐって

第二回 五月四日

連続講義 ①教諭上野千鶴子助教授著書『家父長制と資本制』

②奈良時代の戸籍

第三回 八月三日

連続講義 後期ロマン主義者ハーン(小泉八雲)。その事実婚と法律婚

第四回 一〇月五日

連続講義 外人の日本人妻たち——外人の見た日本の女——

一九九二年

第一回 二月八日

連続講義 婚姻の歴史(第一回) 民法における一夫一妻婚

第二回 五月二日

連続講義 婚姻の歴史(第二回) 婚姻の女神ヘーラー

第三回 八月一日

連続講義 婚姻の歴史(第三回) 日本人の奇妙な結婚。後母

婚など

第四回 一〇月三日

連続講義 婚姻の歴史(第四回) 単婚。ヘテリスムス。カントの婚姻哲学

一九九三年

第一回 二月六日

連続講義 熊本民話を掘る(第一話) ふるやんもり・高木敏

雄

第二回 五月一日

連続講義 熊本民話を掘る(第二話) 鼻たれ小僧さま(福岡県の民話である)

布村一夫先生は最後の講義から一ヵ月半後の、六月一五日(火)午前一〇時五二分に永遠の眠りにつかれました。八一歳でした。

一九八九年は熊本市制一〇〇周年にあたり、「熊本市制一〇〇年を考える女たちの会」をつくり、一〇〇回の講義によって熊本の歴史をまなびました。そしてこの会に参加した四〇人ほどの会員によって、一九九〇年に熊本女性学研究会が発足してから、今年は四年目になりますが、ここまでつづけてこれたのは、ひとえに布村先生のご指導とご鞭撻のおかげと深く感謝申し上げます。

布村先生には毎回のように、魅力ある講義をしていただきました。

一九九〇年には「漱石『草枕』のお那美さん」と題して二回の連続講義をおきました。これは『草枕』のお那美さん・日本近代女性史』として「史学史の窓 特集・『草枕』のお那美さん」第一〇号、一九九〇年、同誌「特集・モルガン墓堂」第一号、一九九一年にまとめられていますがお那美さんは玉名郡天水町小天の前田ツナがモデルであるという熊本とのかかわりで、おもしろく話をしていただきました。お話の底には、J・マードック著『日本史』三巻本における日本上代史の把握に対する先生の深いご研究があったのです。日本の近代化をたたえるマードックを批判的にみる漱石は、近代のかなしみを知っていたし、またマードックも日本の大化改新のまえの時代を、経済史的に初期封建制と考察していることを高く評価されています。

一九九一年の第一回の講義は、夏目漱石が東京帝国大学における一八世紀イギリス文学講義で、ブルーストッキングを「青靴下」と訳しているのに、平塚雷鳥は「青踏」と誤訳して本の題名としたのはなぜか、と疑問を投げかけながら漱石の独身論におよんで、「人間関係の近代化を、カント的な契約としての婚姻にまで、およぼしていない」と論じて、「日本近代女性史話 第5・『青踏』は誤訳である」「女性史研究 特集・夫妻別氏のために」第二六集、一九九一年にまとめられ

ています。この末尾に「つづく」とされていますから、この年の熊本女性学研究会第三・四回例会で講義された外国人の妻たちを、つぎの機会に書かれる予定ではなかったかと思われまます。

この年の第三回例会は、上野千鶴子氏が「家父長制と資本制」および「女は世界を救えるか」において、原始母権やJ・J・パッハオーフェン「母権論」を否定し、E・B・リーコック『男優位の諸神話』を、具体的に調査研究もせずに批判しているとお話でしたが、これは「母権論」をよむ——テキスト・クリティク事はじめ——「女性史研究 特集・『母権論』をたたえる」第二七集、一九九二年にかいておられます。

一九九二年の連続講義「婚姻の歴史」で、わたしたちは現在の一夫一妻婚が原始からあったのではなく、原始婚姻は原始社会の双分組織によって解くことができること、また日本上代のオジ・メイ婚や後母婚などを聞きました。『日本神話学・神がみの結婚』むぎ書房、一九七三年や『原始、母性は月であった』（女性史双書 第一）一九八六年を読むようにとのことでした。

一九九三年には熊本民話についての二回の講義で、民話を話す、再話するだけでなく、民話や神話のなから原始社会の婚姻や人間関係をさぐるという歴史・民族学的な考察を教えてくださいました。

布村一夫先生は、母権社会を父にかわって母が権力をもつ社会ではなく、自由・平等・友愛の実現された原始共同体であると論じてこられました。そして未来はそれが高度の形態で復活した母権社会である、という学説をうちたてられました。この未来への推進力となるのはあなたたち女であると、いつも激励されたのです。この言葉を胸に、未来にむかって努力していきたいと思えます。

(原通子)

熊本女性学研究会報告（一九九三年）

第一回 二月六日

講 演 中村幸代氏（福岡県直方市議会議員）

わたしにもできる。もっともっと女性を！

連続講義 布村一夫先生・熊本民話を掘る

（第一話）ふるやんもり・高木敏雄

第二回 五月一日

演 坂本早苗氏（熊本県菊池郡合志町議会議員）

専業主婦から議員へ！

報 告 林葉子氏・「夫妻別氏をもとめる会」発足について

連続講義 布村一夫先生・熊本民話を掘る

（第二話）鼻たれ小僧さま（福岡県の民話である）

第三回 八月七日

講 演 西岡ミチ子氏（熊本県下益城郡松橋町議会議員）

女と政治

講 義 犬童信義氏（大阪青山学院短期大学講師）

五〇年今昔・くまもの女たち

第四回 一〇月九日

報 告 布村一夫著『正倉院籍帳の研究』について

講 義 石塚正英氏（立正大学講師）

女性学と『母権論』

この会が発足して四年目になります。今年是被選挙権を考えることを中心に、福岡県や熊本県の市議会議員や町議会議員としていま活躍しておられる三人の方々のお話をききました。

子どもを育て家事をしながら議会にでている女性議員たちは、ゴミ収集、下水道事業、健康・福祉あるいは学校教育などの地域の問題をとりあげるにしても、差別をかんじ、困っていても我慢している弱者からの、生活に密着した発想で取り組んでおられることがわかりました。公職の半数が女たちによって占められるようになったら地域がかわり、世界がかわることを確信しました。

また選挙・被選挙権を得て四六年たちましたが、これまでの熊本の女たちの歩みもふり返り、前進の方向をさぐりました。

そして熊本に「夫妻別氏をすすめる会」も五月に発足し、これに関連する戸籍の問題も歴史的に考えることの必要をかんじます。その点でも布村一夫著『正倉院籍帳の研究』を読まねばならないと思います。熊本女性学研究会の育ての父である布村一夫先生を亡くして、かなしみにしずんではいますが、第四回の例会では石塚正英氏を迎えて、布村先生の学説を再認識し、夕食会では先生の思い出をかたり、あらたな感慨にひたりました。

女性学で現在の問題を考え運動を進めるためには、女性の歴史をふりかえり、未来を拓く方向を学びたいと思います。（石原通子）

布村一夫先生著作目錄

布村一夫先生著作目録

- A本『日本神話学』一九七三年に
 B本『モルガン「古代社会」資料』一九七七年に
 C本『原始共同体研究』一九八〇年に
 D本『共同体の人類史像』一九八三年に
 E本『原始、母性は月であった』一九八六年に
 F本『マルクスと共同体』一九八六年に
 G本『神話とマルクス』一九八九年に
 H本『正倉院籍帳の研究』一九九三年におさめられている。

実線は単行本である。

一九三九年

- 「四庫全書と露西亞」『収書月報』（満鉄奉天図書館）第三七号、二月
 「宣教師の事など」『満州読書新報・一周年第二記念号』（満州読書同好会）第二三号、二月
 「支那書目」と『革命及国内戦に関する書目』『収書月報』（満鉄奉天図書館）第三八号、三月
 「満州図書館史覚書」『図書館雑誌』第三三卷第四号、四月
 「ロシア史書に就て」『北窓』（満鉄哈爾濱図書館）第一卷第一号、

五月

- 「二年」『満州読書新報』（満州読書同好会）第二六号、五月
 「ロシアの図書館に関する若干の資料」『収書月報』（満鉄奉天図書館）第四二号、七月
 「ロシア満州学」に就て『収書月報』（満鉄奉天図書館）第四七号、十二月
 「葉亭四迷の満州調査」『満州読書新報』（満州読書同好会）第三三号、十二月

一九四〇年

- 「ロシア公共図書館統計」『満州読書新報・二周年記念号』（満州読書同好会）第三四号、一月
 「俄国出版事情」『満州読書新報・二周年第二記念号』（満州読書同好会）第三五号、二月
 「図書館——小ソ百科辞典から——」『満州読書新報』（満州読書同好会）第三六号、三月
 「ロシアの旅行記に就て」『収書月報』（満鉄奉天図書館）第五一号、四月
 「大図書館」『満州読書新報』（満州読書同好会）第三七号、四月
 「シベリヤの図書館」『満州読書新報・柿沼介氏送別特輯』（満州読

書同好会 第三八号、五月

「ロシア文献書目雜記」「書香」(滿鉄大連図書館) 第一三三号、六月

「經濟調査局——ロシアの一滿州調査機関——」(滿州讀書新報・柘沼介氏送別記念)(滿州讀書同好会) 第三九号、六月

「ロシア國民經濟史に就て」「收書月報」(滿鉄奉天図書館) 第五四号、七月

「ビョートル大帝」「滿州讀書新報」(滿州讀書同好会) 第四〇号、七月

(反訳)「日露戦争当時のウイッテ・クロバトキン往復書簡(其一)」

「收書月報」(滿鉄奉天図書館) 第五八号、一月

(反訳)「日露戦争当時のウイッテ・クロバトキン往復書簡(其二)」

「收書月報」(滿鉄奉天図書館) 第五九号、二月

一九四一年

(反訳)「日露戦争当時のウイッテ・クロバトキン往復書簡(其三)」

「收書月報」(滿鉄奉天図書館) 第六〇号、一月

「日露戦争文献譚」「書香」(滿鉄大連図書館) 第二一九号、三月

「第一部第五編第二ノ一ソ聯邦の電気業」「ソ聯邦政治經濟叢書」

滿鉄調査部調査局編、三月

(反訳)「テ・パルスキー」「動員——日露戦争の思出と感想——」

「收書月報」(滿鉄奉天図書館) 第六五号、六月

(反訳)「ア・ガリペリン」「諸列強の極東進出(上)」

「收書月報」(滿鉄奉天図書館) 第六九号、一〇月

(反訳)「ア・ガリペリン」「諸列強の極東進出(下)」

「鐵奉天図書館」第七〇号、一一月

「明末清初の滿州族社会・通説」「崩壊過程にある氏族社会説」に就いて「書香」(滿鉄大連図書館) 第二三四号、一一月

一九四二年

(反訳)「V. Struve」「古代東洋についての諸文献」「書香」(滿鉄大連図書館) 第一三五号、二月

(反訳)「V. ストルーヴェ」「古代支那(其の一)」

「收書月報」(滿鉄奉天図書館) 第七五号、四月

(反訳)「北方ツングース(エウエンキ)の口承伝承」「書香」(滿鉄大連図書館) 第一四〇号、九月

(反訳)「イ・ザハロフ」「支那人口の歴史的考察(上)」

「滿鉄調査月報」第二卷第一〇号、一〇月

(反訳)「イ・ザハロフ」「支那人口の歴史的考察(下)」

「滿鉄調査月報」第二卷第一号、一一月

(反訳)「北方ツングース(エウエンキ)の口承伝承(承前)」

「書香」(滿鉄大連図書館) 第一四二号、一一月

「しべりや小史」「東亜文庫——滿州日日新聞社、大連日日新聞社

社

一九四三年

(反訳)「イ・ザハロフ」「滿州語史」「滿鉄調査月報」別冊 第二

三卷第二号、二月

「東洋学に関する覚書」「書香」(滿鉄大連図書館) 第一四三号、二月

「支那人口の歴史的考察」の執筆年代について「書香」(滿鉄大

連図書館 第一四五号、四月

「赫哲族におけるゴロについて」「書香・特集『ツングース族研究』」(満鉄大連図書館 第一四七号、六月)

「二道河子旧老城時代の満州族社会」「収書月報」(満鉄奉天図書館) 第八九号、六月

「明末清初の満州族に関する一考察」「書香」(満鉄大連図書館) 第一五三号、一二月

一九四八年

「ソ連の『抗戦中国』研究について」「中国研究」第四号、六月

「ソ連における古代東方史学の発展——『マルクス新草稿』との関連において——」「歴史評論」第一六号、六月

「マルクス『遺稿』の邦訳について」「歴史学研究」第一三六号、一二月

「ロシア民族学の展望——モルガン批判をめぐって——」「思想」第二九三号、一二月(B本へ収録)

一九四九年

(書評)「ユ・ペ・アヴェルキエヴァ『北アメリカ・インディアンにおける奴隷制』」「民族学研究」第一三卷第四号、六月

(書評)「Ju. M. Sokolov: Russkii Fol'klor.」『民族学研究』第一三卷第四号、六月

「アジア的生産様式の清算」「歴史学研究」第一四一号、九月

「ルイス・H・モルガン——その生誕百三周年によせて——」「思想」第三〇五号、一二月(C本へ収録)

一九五〇年

「民族学について」「みんぞく」創刊号、熊本民俗民族学会、二月

「新進化論学派について」「民族学研究」第一四卷第四号、五月(B本へ収録)

「未開と野蛮——モルガンの時代区分について——」「歴史評論」第二四号、六月(C本へ収録)

「古代中国社会論——ヴェ・ストルーヴェ『古代中国』を中心に——」「中国研究」第一三三号、九月

「ヌルハチ汗時代における法生活」「西日本史学」第五号、一〇月

「家族共同体理論の批判——M・コワレフスキの生涯と業績において——」「思想」第三二八号、一二月(日本へ収録)

「マル言語学の批判について」「歴史評論」第二七号、一月

「マレー制批判——『古代社会』におけるマレー的親族呼称制度にたいして——」「民族学研究」第一五卷第三・四号、三月(C本へ収録)

「教員司書のために」「スクール・ライブラリー」第五号、熊本県学校図書館協議会機関誌、八月

「熊本県菊池郡城北村文書目録」「スクール・ライブラリー」第七号、一月

「縄文・陸耕・共同体——縄文農耕論史抄——」「歴史学月報」第一五・一六号、一月

- 〔反訳〕「L・H・モルガン未発表草稿『時代区分の表』」〔歴史学研究〕第一五五号、一月（B本へ収録）
- 〔モルガンによる『古代社会』の訂補〕「民族学研究」第一六卷第三・四号、三月（B本へ収録）
- 一九五三年
- 〔Punalua 批判〕「熊本女子大学学術紀要」第五卷第二号、三月
- 〔一つのレファレンス——Bachofenのばあい——〕「IFEL 図書館学」第三号、十一月
- 〔日本原始家族〕「家族社会学研究」第一集、熊本女子大学社会学部、一二月
- 一九五四年
- 『明治前期熊本県農業統計』「熊本県史料集成」第八集、四月
- 「おくれた民族のために——モルガンのリンカーンへの手紙——」
- 〔歴史評論〕第五六号、六月（B本へ収録）
- 一九五五年
- 〔原始社会〕『政治学講座 I・政治原理（上）』理論社、三月（C本へ収録）
- 〔上代日本の異世代婚について〕「歴史学研究」第一八二号、四月（A本へ収録）
- 〔遺稿『古代社会ノート』について〕「歴史評論」第六九号、九月
- 一九五六年
- 「先史ギリシャにおける三分組織——原始共同体をもとめて——」
- 〔歴史評論〕第七七号、七月（C本へ収録）
- 「レファレンスのために——再びバハオーフェンのばあい——」
- 「IFEL 図書館学」第七号、一〇月
- 一九五七年
- 「正倉院籍帳における親族呼称」『歴史学研究』第二二二号、一〇月（日本へ収録）
- 一九五八年
- 「母権と家母長制——三たびバハオーフェンによせて——」
- 「IFEL 図書館学」第一〇号、七月
- 一九五九年
- 「アイヌにおける異世代婚」『熊本史学』第一五・一六号、五月
- 〔異世代婚のこと〕「日本談義」第一〇四号、七月
- 〔反訳〕「第一六章 最古のインド」第一七章 最古の中国（前一二世紀まで）」『ソビエト科学アカデミー版 世界史 古代2』東京図書株式会社、一二月
- 一九六〇年
- 〔反訳〕「第五章 前一五—一六世紀の古代インド」『第二六章 前一二—一六世紀の中国奴隸制社会』『ソビエト科学アカデミー版 世界史 古代3』東京図書株式会社、四月

「アダム・スミスの原始人——時代区分のために」——「歴史学研究」第二四二号、五月（C本へ収録）

「神々の結婚——異世代婚と二分組織——」——「民族学研究」第二四卷第三号、九月（A本へ収録）

「熊本の歴史によせる（その一）」——「日本談義」第二一八号、九月

「熊本の歴史によせる（その二）」——「日本談義」第二一九号、一〇月

「熊本の歴史によせる（その三）」——「日本談義」第二二〇号、十一月

「セ・ト・ネ・モ——日本古典における文化人類学——」——「文学」第二八卷第一号、十一月（A本へ収録）

「少数民族の歴史によせて——モルガンのネーション誌への手紙——」——「熊本史学」第一九・二〇号、十二月（B本へ収録）

一九六一年

（反訳）「第四章 前五—前三世紀の中国」——「第五章 前三世紀末—前一世紀初めの中国」——「第六章 前一世紀なかば—紀元二世紀の中国」——「第七章 前六—前二世紀のインド」——「第八章 前一世紀から紀元五世紀までのインド」——『ソビエト科学アカデミー版 世界史 古代5』東京図書株式会社、一月

「民族学用語についての解説」——「月報ソビエト科学アカデミー版 世界史」第七号、一月

「肥後米のあゆみ（上）」——「熊本日日新聞」六月二十九日

「肥後米のあゆみ（中）」——「熊本日日新聞」六月三〇日

「肥後米のあゆみ（下）」——「熊本日日新聞」七月六日

（巻頭言）「近代化のよろこび」——「近代熊本」第一号、熊本近代史研究会、一〇月

「母権論二〇〇周年によせて——バハオーフェンのモルガンへの手紙——」——「歴史評論」第一三四号、一〇月（B本・C本へ収録）

（反訳）「第三章 ヨーロッパとシベリアの諸種族の原始共同体制度の崩壊（紀元一—三世紀）」——『ソビエト科学アカデミー版 世界史 古代6』東京図書株式会社、十一月

（反訳）「第二章 イギリスのインド征服の完成・イギリスの侵入に対するインド諸民族の闘争」——『ソビエト科学アカデミー版 世界史 近代5』東京図書株式会社、六月

一九六二年

（反訳）「第一章 中国における封建的関係の発展（二—八世紀）」——「第四章 インドにおける奴隷制度の崩壊と封建的諸関係の発生（四—八世紀）」——『ソビエト科学アカデミー版 世界史 中世1』東京図書株式会社、七月

（反訳）「第一章 中国における封建的関係の発展（二—八世紀）」——「第四章 インドにおける奴隷制度の崩壊と封建的諸関係の発生（四—八世紀）」——『ソビエト科学アカデミー版 世界史 中世1』東京図書株式会社、七月

「農業家族の移り変わり——菊池郡合志村の調査から——」——「熊本日日新聞」七月二六日

（反訳）「第二章 七—二世紀のインドの封建諸国家」——『ソビエト科学アカデミー版 世界史 中世2』東京図書株式会社、九月

（反訳）「第十九章 一九世紀五〇年代のインドの民衆蜂起」——『ソビエト科学アカデミー版 世界史 近代6』東京図書株式会社

（反訳）「第十九章 一九世紀五〇年代のインドの民衆蜂起」——『ソビエト科学アカデミー版 世界史 近代6』東京図書株式会社

社、一二月

一九六三年

〔前谷清と共訳〕M・スミット「リカードの手紙」『熊本短大論集』第二六号別冊、六月

〔反訳〕「第十六章 資本主義列強の植民地抑圧に対する中国、インド、朝鮮人民の抵抗。義和団の人民蜂起」のなかの「二、インド」第二〇章「アジアのめざめ」のなかの「四、インドにおける民族解放運動の高揚」『ソビエト科学アカデミー版 世界史 近代9』東京図書株式会社、一〇月

一九六四年

〔反訳〕「第三章 ヨーロッパ人の植民以前のアメリカの諸民族」『ソビエト科学アカデミー版 世界史 中世5』東京図書株式会社、四月

〔反訳〕「第四章 アジア・アフリカ諸民族の民族解放闘争」のなかの「四、イギリスの植民地支配に反対するインド民族の闘争」『ソビエト科学アカデミー版 世界史 現代2』東京図書株式会社、八月

一九六五年

〔古典経済学者D・リカードオ〕「熊本女子大学学術紀要」第一七卷第一号、三月

〔モルガンをもとめて〕「歴史評論」第一八二号、一〇月

〔谷川憲介と共訳〕ヴェ・エム・ラフロフスキー『農業の近代化』

「熊本近代史料」第六集、熊本近代史研究会、一〇月

一九六六年

「古典と文化人類学——『記紀万葉』の親族用語をめぐって——」『歴史評論』第一八六号、二月（A本へ収録）

〔反訳〕「第二十五章 インドにおける大ムガル国家」『ソビエト科学アカデミー版 世界史 中世8』東京図書株式会社、三月
「モルガン・ファインソン・エンゲルス——『家族の起原』第一版・第四版によせて——」『歴史学研究』第三二四号、七月

〔谷川憲介と共訳〕ポリヤンスキー『近代化のために——A・スミスの経済学説——』「熊本現代史研究資料」第一、十一月

一九六七年

「マルクスの原始人——一八六七年によせて——」『歴史評論』第一九八号、二月（C本へ収録）

一九六八年

〔反訳〕エム・コヴァレフスキー「マルクスとの出会い」『歴史評論』第二〇九号、一月

「三山歌——古典の文化人類学的考察（その1）——」『日本文学』第一七卷第二号、二月（A本へ収録）

「老マルクス——遺稿『共同体的土地所有ノート』をめぐって——」
「マルクス生誕一五〇年記念」『歴史評論』第二二〇号、一二
月（C本へ収録）

一九六九年

「加我毗——古典の文化人類学的考察(その2)」——「日本文学」

第一八卷第二号、二月(A本へ収録)

「神名火——古典の文化人類学的考察(その3)」——「日本文学」

第一八卷第二号、二月(A本へ収録)

一九七〇年

「『家族の起原』をめぐる——エンゲルス生誕一五〇年記念

——」——「歴史評論」第二四二号、九月(C本へ収録)

「神話の女たち ①スセリヒメ」「未来」第五一号、十二月(A本

へ収録)

一九七一年

「神話の女たち ②サクヤヒメ」「未来」第五二号、一月(A本へ

収録)

「神話の女たち ③トヨタマヒメ」「未来」第五三号、二月(A本

へ収録)

「神話の女たち ④イスケヨリヒメ」「未来」第五四号、三月(A

本へ収録)

「神話の女たち ⑤ヤマトトヒメ」「未来」第五五号、四月(A

本へ収録)

「山幸彦——古典の文化人類学的考察(その4)」——「日本文学」

第二〇卷第七号、七月(A本へ収録)

「神話を再話する——その一・小さなかみさま——」——「教育国語」

第二六号、九月(A本へ収録)

「神話を再話する——その二・山さちひこ——」——「教育国語」第二

七号、十二月(A本へ収録)

「高木敏雄を思う——最初にして最高の比較神話学者——(五十年忌を迎えるために)」——「熊本日日新聞」二月二十七日(A本へ

収録)

一九七二年

「班田農民・奴婢の性関係——下戸あるいは二、三婦——」——「歴史

評論」第二六〇号、三月(日本へ収録)

「神話を再話する——その三・クニユズリ——」——「教育国語」第二

八号、三月(A本へ収録)

「『古代社会ノート』」——「現代の理論」第二〇二号、六月

「丹塗矢変身・ワニ変身——神話を分析する・その一——」——「教育

国語」第二九号、六月(A本へ収録)

「天羽羽矢——神話を分析する・その二——」——「教育国語」第三〇

号、九月(A本へ収録)

「新しい日本神話学のために——比較神話学者・高木敏雄五十年

忌——」——「歴史評論」第二六八号、一〇月(A本へ収録)

「浦島さん——神話を分析する・その三——」——「教育国語」第三一

号、十二月(G本へ収録)

一九七三年

「新しい神話学のために(その一)——マルクス死去九十年記念

——」——「歴史評論」第二七四号、三月(G本へ収録)

「日本神話学・神がみの結婚」むぎ書房、六月(A本)

「モルガン『諸名称体系』について」『講座家族 第一巻 月報』

一月

「新しい神話学のために(その二)」——マルクス死去九十年記念

——「歴史評論」第二八三号、二月(G本へ収録)

一九七四年

「新しい神話学のために(その三)」——マルクス死去九十年記念

——「歴史評論」第二八五号、一月(G本へ収録)

「マルクス『民族学ノート』によせる」——マルクスとモルガンと

——「窓」第九号、五月(C本へ収録)

(反訳)「マルクス『共同体的土地所有ノート』第一章」「未来」第

九四号、七月(C本へ収録)

「マルクス『共同体的土地所有ノート』第一章をめぐる(一)」

「未来」第九六号、九月(C本へ収録)

書評「比較神話学の試み、吉田敦彦著『ギリシア神話と日本神話』」『赤旗』九月三〇日

「マルクス『共同体的土地所有ノート』第一章をめぐる(二)」

「未来」第九七号、一〇月(C本へ収録)

「新しい神話学のために(その四)」——マルクス・エンゲルス神話論——「歴史評論」第二九四号、一〇月(G本へ収録)

「高木敏雄論——論じてフレイザーと柳田国男におよぶ——」『柳

田国男研究』第七号、一〇月(G本へ収録)

「原始あこがれ」『輪』(季刊誌)一〇月

一九七五年

書評「デュメジルの影響も・大林太良著『神話と神話学』」『熊本

日日新聞』一〇月九日

「ヤマトイ国の結婚(比較・歴史的方法を使って)上」『熊本日日

新聞』一〇月二三日

「ヤマトイ国の結婚(高群逸枝さんのために)下」『熊本日日新聞』

一〇月二八日

「新しい神話学のために(その五・完)」——マルクス・エンゲルス神話論——「歴史評論」第三〇八号、二月(G本へ収録)

「マルクス原始共同体論」——あるいはアジアの生産様式のために

——「現代思想」第三卷第一三三号、二月臨時増刊号(C本へ収録)

一九七六年

(反訳)クレイター編『マルクス 古代社会ノート』未来社、二月

「籍帳における父系的兄弟的家族共同体」第一部 家族共同体

論——「歴史学研究」第四二九号、二月(C本へ収録)

(書評)「モルガン古典民族学復権のために——ゴドリエ・山内和

訳『人類学の地平と針路』について——「現代の理論」第一五三三号、一〇月

「近代神話学の樹立と集成(上)」——齋然が献上した『壬年代記』

——「歴史評論」第三二八号、一〇月(G本へ収録)

「近代神話学の樹立と集成(下)」——齋然が献上した『壬年代記』

——「歴史評論」第三二九号、一月(G本へ収録)

「ギリシアの女神たち」『女性史研究』第三集、二月(E本へ収

録)

一二月

一九七七年

「モルガン『古代社会』一〇〇年——A・ライトのモルガンへの手紙によせる——」『未来』第一三〇号、七月（B本へ収録）

（書評）「アジアの生産様式を棚上げする——熊野聰『共同体と国家の歴史理論』によせて——」『歴史評論』第三二八号、八月
 「母権の復権のために——モルガン『古代社会』一〇〇年記念——」『歴史評論』第三三一号、一月

『モルガン『古代社会』資料』共同体社、一月（B本）

「ソヴェトにおけるモルガン——『古代社会』一〇〇年のために——」『窓』第二三号、一二月（C本へ収録）

一九七八年

（反訳）M・コスヴェン『母権論』解説Ⅰ「女性史研究」第六集、六月

「籍帳親族名称についての訂補——郷戸構成の把握のために——」

「歴史学研究」第四六〇号、九月（日本へ収録）

「民族学と歴史学と——老マルクス・エンゲルスの原始をめぐる——」『歴史学研究』第四六一号、一二月（D本へ収録）

一九七九年

「マルクス『文明の起原ノート』について」原始古代社会研究会編『原始古代社会研究』5 校倉書房、一〇月（D本へ収録）

（反訳）M・コスヴェン『母権論』解説Ⅱ「女性史研究」第九集、

一九八〇年

「籍帳における離婚と再婚——律令と現実——」『歴史評論』第三五九号、三月（日本へ収録）

『原始共同体研究——マルクス・エンゲルスとL・H・モルガン——』未来社、三月（C本）

「母権の正しい理解のために——バツハオーフェン『古代書簡』一〇〇年記念——」家族史研究会編集委員会編『家族史研究』2 大月書店、一〇月（E本へ収録）

「民族学が国語学と接するところ I——高句麗やヤマトイ国の結婚など——」『教育国語』第六三号、一二月

一九八一年

「民族学が国語学と接するところ II——『兄弟姉妹』の名称のこと——」『教育国語』第六四号、三月

（書評）「吉田晶『日本古代村落史序説』」「歴史学研究」第四九〇号、三月（日本へ収録）

（反訳）アヴェルキエヴァ「モルガン『古代社会』」「女性史研究」第一二集、六月

「アヴェルキエヴァ女史を悼む」「女性史研究」第一二集、六月
 「L・H・モルガン一〇〇年忌——『アメリカ原住民の家屋と家庭生活』一〇〇年のために——」『女性史研究』第一二集、六月（D本へ収録）

『L・H・モルガン写真集——『古代社会』著者、モルガン百年忌

記念——『私家版』、六月

一九八二年

「神話から民話へ——高木敏雄『童話の研究』をめぐって——」

「教育国語」第六八号、三月（G本へ収録）

「持統朝における出産の異常——里の人口構成をもとめて——」

「歴史評論」第三八八号、八月（日本へ収録）

「フェティシュ（呪物）をなげすてる——共同体の復活——」

「育国語」第七〇号、九月（D本へ収録）

「L・H・モルガンと女性史」『女性史研究と現代社会』第一号、

一〇月

（反訳）エム・コスヴェン「エム・コヴァレフスキー論——母権と

共同体のために——」『女性史研究』第二五集、一一月

「大塚金之助さんの女人像——人間モルガン論をふまえて——」

「八二年・現在」第八巻、一一月

一九八三年

「日本語のための民族学——タミル族と封建日本人の親族名称体

系——」『国文学——解釈と鑑賞——』第四八巻第六号、四月

「原始、母性は月であった——族母アメノウズメのことなど——」

「教育国語」第七三号、六月

「共同体の人類史像——新しい歴史理論をつくりだす——」『歴史

評論』第三九九号、七月（D本へ収録）

「モルガンと高群逸枝・何のための女性史か？」『女性史研究と現

代社会』第二号、七月

『共同体の人類史像』長崎出版、一二月（D本）

「マルクスの中の私——『諸形態』と『古代社会ノート』をむすび

つけて——」代表著者・大井正『マルクス思想の学際的研究』

長崎出版、一二月

一九八四年

「下総国郷戸のなかの『家』——日本令における戸主・家長の理解

のために——」『歴史学研究』第五二五号、二月（日本へ収録）

「日本語の親族名称の研究(1)——モルガン『幕末日本記』——」

「教育国語」第七八号、九月

「日本語の親族名称の研究(2)——日本語のための民族学——」

「育国語」第七九号、一二月（日本へ収録）

「エンゲルスをささえた女人たち——『家族の起原』における近代

婚姻法——」『女性史研究』第一九集、一二月（F本へ収録）

一九八五年

「阿毎氏。氏と家と——親族双方制（俗称の双系制）は存在しな

かった——」『歴史評論』第四二〇号、四月（日本へ収録）

「生命の生産と再生産は一元である——いわゆる青山・玉城論争

の解決——」『歴史学研究』第五四〇号、四月（F本へ収録）

「ニコライ・コンラドと早川二郎と——『大宝令』ロシア語訳によ

せて——」『窓』第五三三号、六月（日本へ収録）

「家族の起原」での近代婚姻法・上代日本に双系制はなかった」

「女性史研究と現代社会」第三号、七月

「『大宝令』のロシア語訳」『赤旗』一一月三日

「民話の心・『おばけの金太』のことなど」「赤旗」一二月三日
 (反訳)「イロクオイ族の連盟I」「女性史研究」第二〇集、一二月

一九八六年

『原始、母性は月であった・「母権論」著者バツハオーフェン百年
 忌記念・』「女性史双書 第I」家族史研究会、七月(E本)

「私の家族史研究をかえりみて——『正倉院籍帳』を場として
 ——」「比較家族史研究」創刊号、九月(日本へ収録)

『マルクスと共同体——原始共同体・村落共同体・家族協同体
 ——』世界書院、一〇月(F本)

「平安字書・上代籍帳のオジ名称——国語学・ラテン語学と民族
 学との接点で——」「教育国語」第八七号、一二月(日本へ収
 録)

(反訳)「イロクオイ族の連盟 II (訳者副題——未開の女たち)」

「女性史研究」第二二集、一二月

一九八七年

「家族史研究ひとすじ」聞き手・宮地正人、「歴史評論」第四四五
 号、五月

「ロマン主義者バツハオーフェンをたたえる」『バツハオーフェ
 ン墓参記・一〇〇年忌記念写真集』「女性史双書 第II」家族史
 研究会、六月

「ロマン主義者バツハオーフェン一〇〇年忌——ザヴィニー・グ
 リム・バツハオーフェン・マルクス——」「社会思想史の窓」

第三九・四〇号、八月

「母性」を発見した学者——バツハオーフェン百年忌「熊本日日
 新聞」七月二二日

「バツハオーフェン・母権を発見した男——イロクオイ族におけ
 る男尊女卑のあゆみ——」「女性史研究」第二二集、一二月
 (G本へ収録)

一九八八年

「記念論文 J・J・バツハオーフェンが発見した母権を学ぶ
 ——家庭科教育の発展のための基底として——」中山そみ供
 述、「熊本の家庭科教育」第二〇号、三月

「阿毎ウジ。カバネはムラジ——前大化のオホムラジ・オホオミ
 制期——」「歴史評論」第四五六号、四月(日本へ収録)

「日本上代の女たち」「女性史双書 第III」家族史研究会、七月(日
 本へ収録)

「日本上代の女たち」のために「史学史の窓」第一号、八月
 『部曲』はseki(農奴)である・アストン英訳『日本書紀』によ
 せて・」「史学史の窓」第二号、一二月(日本へ収録)

「日本近代女性史論・第一、二度の夜明け。そして三度目は？」
 「女性史研究」第二三集、一二月

一九八九年

「インタビュー・神話とマルクス・フェティシズムとマルクス」
 きき手・石塚正英「社会思想史の窓」第五七号、二月
 「ライプアイゲネ(農奴)とヘーリゲ(隷農)——滝川政次郎の農奴
 説——」「史学史の窓」第三号、三月(日本へ収録)

「女と男を哲学する」「季報 唯物論研究」第三・三三(合併号)、四月

「神話とマルクス——日本神話の謎を解く——」世界書院、四月
(G本)

「領地・領民をもつ領主としての豪族・津田左右吉の部民」領民
—農奴説—」「史学史の窓」第四号、六月(日本へ収録)

「租(土地税)、庸(労働税)、調(産物税)・サンソム」日本。文
化小史」をよむ・」「史学史の窓」第五号、九月(日本へ収録)

「部民」奴隷説の教条性・渡部義通・早川二郎・北山茂夫・」「史
学史の窓」第六号、一二月(日本へ収録)

「大塚さまの学恩を謝す」「大塚会会報」第一五号、一二月
「日本近代女性史論・第2、白連・三度目は定の目」女性史研究」
第二四集、一二月

一九九〇年

「班田農民は隸農(ヘーリゲ)である・ジョーンズライオット小農民地代の誤
解によせて・」「史学史の窓」第七号、三月(日本へ収録)

「班田農民は隸農(ヘーリゲ)である・ジョーンズライオット小農民地代の誤
解によせて・(つづき)」「史学史の窓」第八号、六月(日本へ
収録)

「班田農民は隸農(ヘーリゲ)である・ジョーンズライオット小農民地代の誤
解によせて・(おわり)」「史学史の窓」第九号、九月(日本へ
収録)

「草枕」お那美さん・日本近代女性史話(3)」「史学史の窓」第一〇
号、一二月

一九九一年

「草枕」お那美さん・日本近代女性史話(4)(つづき)」「史学史の
窓」第一号、三月

「勝浦吉雄」サー・ジョージ・サンソム点描」「フォーラム」立正
大学報、一七号、一九八九年)によせて」「史学史の窓」第
一号、三月

「モルガン」ヨーロッパ旅行日記抄」をめぐって——原始史学の歴
史のために——」「史学史の窓」第二号、六月

「民族学の父ルイス・H・モルガン——民族誌から民族学へ(そ
の二〇〇年忌記念)——」「史学史の窓」第三号、九月

「起原」第四版の準備覚書——その刊行一〇〇年を記念して
——」「史学史の窓」第四号、一二月

(反訳)「イロクオイ族の連盟」Ⅲ——刊行一四〇年を記念する
——」「女性史研究」第二六集、一二月

「日本近代女性史話(5)『青鞥』は誤訳である」女性史研究」第二
六集、一二月

一九九二年

「イロクオイ族の連盟」をよむ」「史学史の窓」第一五号、三月

「一九世紀後半のロマン主義と進化主義——『母権論』と『古代社
会』と——」「社会思想史の窓・布村一夫先生傘寿記念」第九
四号、三月

「民族学者モルガンの近代批判——パリ・コンミュニオンをめぐっ
て」『季報 唯物論研究』第四二号、六月

「梟の女神アテーナー」石塚正英・光永洋子・犬童美子・石原通

子と共著『母権論解説——フェミニズムの根拠——』世界書院、三月

『母権論解説』刊行に寄せて「熊本日新聞」六月二日

『イロクォイ族の連盟』をよむ(つづき)「史学史の窓」第二六号、六月

『イロクォイ族の連盟』をよむ(おわり)「史学史の窓」第二七号、九月

『著書『名称諸体系』によせて・モルガン』一八五九・一〇・一九日誌」「史学史の窓」第一七号、九月

(推薦文)『新中国学の基底』『書香』全八巻、別冊一「日本植民地文化運動資料——(満鉄大連図書館報復刻版)、緑蔭書房、九月

『著書『名称諸体系』によせて(つづき)・モルガン』一八五九・

一〇・一九日誌」「史学史の窓」第一八号、十二月

『正倉院文書拾遺』によせる「史学史の窓」第一八号、十二月

『母権論』をよむ——テキスト・クリティク事はじめ——「女性史研究」第二七集、十二月

「一九世紀後半のロマン主義と進化主義(補訂稿)——『母権論』と『古代社会』と——」「女性史研究」第二七集、十二月

『母権論』第一版、第一章第一節(試訳)「女性史研究」第二七集、十二月

一九九三年

『著書『名称諸体系』によせて(つづき)・モルガン』一八五九・

一〇・一九日誌」「史学史の窓」第一九号、三月

『長い恐ろしい影』——先住民年によせて——「史学史の窓」第一九号、三月

『著書『名称諸体系』によせて(おわり)・モルガン』一八五九年・一〇・一九日誌」「史学史の窓」第二〇号、六月

一九九四年

『正倉院籍帳の研究』刀水書房、二月(日本)

女性史研究

総もくじ
(第一～二八集)
完

『女性史研究』

総もくじ(第一〜二八集) 完

第一集 特集・高群逸枝研究のために(一九七五・一二)

道

新しい高群逸枝論のために

奈良時代の夫婦同居制をめぐる

ペーベル『婦人論』について

母たち(1)

父権と母権

半田たつ子
犬童 美子

緒方 和子
中山 そみ

R・S・プリフォ、訳・石原 通子
W・H・R・リヴァース、訳・卯野木盈二

第二集 特集・高群逸枝を撰取する(七六・六)

古庄ゆき子

『今昔物語』における婚姻関係

・高群逸枝の婿入婚をめぐる

寄合婚

高群逸枝についての聞き書

母権と母係・高群逸枝氏の「母係」によせて

婦争ひ

母たち(2)

婚姻

緒方 和子
中山 そみ
光永 洋子
犬童 美子
下田ユキエ

R・S・プリフォ、訳・石原 通子
W・H・R・リヴァース、訳・卯野木盈二

第三集 特集・バツハオーフェン『母権論・序説』(七六・一一)

母から息子へ

母権論・序説

紫 雅

訳・井上 五郎

バツハオーフェン
バツハオーフェン
バツハオーフェン

ギリシアの女神たち

富野敬邦氏を偲ぶ・『母権論・序説』の最初の邦訳者

第四集 特集・高群逸枝(橋本イツエ)氏を偲ぶ(七七・六)

家族のゆくえ

族内婚と族外婚・高群逸枝氏のばあい

ききがき「高群逸枝さんの思い出」

『今昔の歌』によせて

「母性論争」の史的整理

高群逸枝(本名・橋本イツエ)年譜稿

「高群逸枝雑誌」総目次

あづまの女たち

志賀島の山道で

つらつらツバキ

フィリップスの原住民をたずねて

オーストラリアの社会組織

母たち(3)

モルガンのこと

モルガン

訳・大野 浩

訳・丹後 杏一

訳・犬童 信義

布村 一夫

石原 通子

西村 汎子
石原 通子

緒方 和子
中山 そみ

山崎 万里

犬童 美子

編・立山ちづ子

脇本登亀子

山崎 もと

川上 淳子

林 葉子

訳・卯野木盈二

訳・石原 通子

緒方 都

訳・犬童 信義

第五集 特集・古代の女たち (七七・一二)

女さまさま

ローマにおける一夫一妻婚の成立

ウエスターマーク年譜

『源氏物語』の女たち

木簡にあらわれた女たち

晶子・その多面性

女の意識

細川ガラシャ夫人

高群逸枝さんの思い出

空間と時間の旅

『婿入考』をめぐる

葦の会

『むしろ女人の性を礼拝せよ』をよむ

類別制親族名称体系の起源について(上) リヴァース、訳・卵野木盈二

母たち (4) R・S・プリフォード、訳・石原 通子

第六集 特集・『母権論』のために (七八・六)

姿見にうつして

パッハオーフェン『母権論』目次

母権 W・H・R・リヴァース、訳・犬童 美子

パッハオーフェンの邦訳文献について 三宅 義子

昭穆制とクラス組織 石原 通子

日本における母 森 華子

祖母・母・孫女 服藤 早苗

吉田 淑子

尾崎秀実とその妻

エンゲルス・カウツキー往復書簡

『母権論』解説 I M・コスヴェン、訳・布村 一夫

第七集 特集・高群逸枝写真集 (七八・一二)

祖母のこと

憲三先生の「S様へ」

写真

文

関口 裕子

高田 素次

コシバ・ヒロナル

小紫雅子・他

第八集 特集・高校日本史教科書の女たち I (七九・六)

写真・三瓶孝子氏

三瓶孝子さまを悼む

わたしの女性史研究

ヒミコ

豊御食炊屋姫

宝皇女

持統天皇

元明天皇

元正天皇

光明皇后について

孝謙天皇と壬生直家小主女

額田姫王

恋にゆれる茅上娘子

薬子の変

石原 通子

宮山 孝子

編訳・井上 五郎

関口 裕子

高田 素次

コシバ・ヒロナル

小紫雅子・他

関口 裕子

高田 素次

コシバ・ヒロナル

小紫雅子・他

中山 そみ

和田 典子

なかがわ・まさこ

山崎貴美子

宮川 伴子

高木富代子

原 裕美

南 則子

石崎 昇子

宮川 伴子

石川千恵子

宮川 孝子

石原 通子

小野小町にふれて

紫式部

清少納言と高群逸枝と

かげろふの女

和泉式部

菅原孝標のむすめ

平 徳子

北条政子

日野富子

阿仏尼

出雲の阿国

明正女帝

徳川和子

和宮

家永教科書のなかの婚姻・家族

類別制親族名称体系の起源について(中) リヴァース、訳・卯野木盈二

第九集 特集・母権の発見(七九・一二)

口 絵 バッハオーフェンと『母権論』

地域女性史に想う

J・J・バッハオーフェン論

婚姻と家族の成立 I

母たち(5)

『母権論』解説 II

ケレス・クラウス、訳・井上 五郎

C・カウツキー、訳・丹後 杏一

R・S・プリフォード、訳・石原 通子

M・コスヴェン、訳・布村 一夫

伊藤 康子

中山 そみ

光永 洋子

加藤由美子

坂本 正子

伴 栄子

山崎貴美子

林 葉子

坂本 正子

橋 宏子

窪田 信子

中山 そみ

光永 洋子

加藤由美子

坂本 正子

伴 栄子

山崎貴美子

林 葉子

坂本 正子

瀬上 拡子

立山ちづ子

木山恵美子

光永 洋子

犬童 美子

第一〇集 特集・高校日本史教科書の女たち II (八〇・六)

写真・緒方貞代氏と近藤貞柄氏

貞代さん!

お隣り同志(復刻)

ここにも芽が

中山みき

出口なお

津田梅子

岸田俊子

景山英子

矢島揖子

樋口一葉

与謝野晶子

平塚らいてう

長沼智恵子

伊藤野枝

松井須磨子

奥むめお

山川菊栄

市川房枝

新しい女・より新しい女

高校日本史教科書のなかの近代の女たち(一覽表)

母たち(6)

近藤 貞柄

仲曾根貞代

山村 ふさ

光永 洋子

宮山 孝子

瀬上 拡子

犬童 美子

伴 栄子

緒方 和子

中山 そみ

橋 宏子

高木富代子

緒方 都

小柴 雅子

林 葉子

立山ちづ子

緒方 和子

辻 照子

中山 そみ

R・S・プリフォード、訳・石原 通子

第一一集 特集・『熊本評論』の女たち(八〇・一一)

鷹野つぎさん

『熊本評論』をめぐって

木村駒子

松尾静枝・金子トクへの手紙など

守田有秋「九州の婦人よ」をよむ(一)

『熊本評論』抄(女人篇)

隅谷しげ子

原 雪江

石原 通子

犬童 美子

石原 通子

クララ・ツェトキン

エマ・ゴールドマン

ローザ・ルクセンブルグ

アグネス・スメドレー

守田有秋「九州の婦人よ」を読む(II)完

「かなもじ」によせて

母権論 II

カット

児玉 悦子

小柴 雅子

緒方 和子

宮山 孝子

石原 通子

新井 忠

井上 五郎

福島 興

第二二集 特集・モルガン一〇〇年忌記念(八一・一六)

連帯

モルガン『古代社会』

アヴェルキエヴァ女史を悼む

モルガンをよむ

し・H・モルガン一〇〇年忌

母権論 I

斎藤 節子

アヴェルキエヴァ

林 葉子

布村 一夫

井上 五郎

第一四集 特集・近代の女キリスト者(八二・一六)

夭折の先駆者・富井於菀

近代熊本的女キリスト者たち

花陵会のこと

天草の天主堂をたずねて

母たち(7)

小松 とき

光永 洋子

林 葉子

小柴 雅子

石原 通子

徳永 真理

第一三集 世界史の女たち(八一・一一)

男尊女卑

女人裸像

マリア崇拜

パリの女たち

大平天国の女たち

第一次大戦後の女たち

メアリ・ウルストンクラフト

エレン・ケイ

伊江みさ生

桑原 敬子

瀬上 祐子

伴 栄子

立山ちづ子

高木富代子

緒方 都

中山 そみ

第一五集 特集・偉大な母(八二・一一)

なぜ「母権制」か

母権を学ぶための諸著作

母たち(8)

漢語と漢字

母権支配の経済的基礎

母権論 III

コヴァレフスキー論

鈴木 陽子

編 光永 洋子

R・S・プリフォア、訳・石原 通子

新川 尚子

ハイブリック・クローノ、訳・石塚 正英

J・J・バツハーオーフェン、訳・井上 五郎

・母権と家族共同体のために M・コスヴェン、訳・布村 一夫
カット 宇野 幸子

第一六集 特集・女たちの近代(八三・六)

民権期の女たち・福田英子をめぐる とうやま かえ

女のいたみをわすれるなかれ

・女性史をめぐる論議・文献目録 編・石原 通子

明治民法のかなしみ

・婚姻契約をうけいれなかった 伴 栄子

平民新聞の女

・中尾ユキエ(田添鉄二の妻) 履歴書 所蔵・活水学院

『女人芸術』誌をよむ (1) 高群逸枝の逸脱 光永 洋子

三瓶孝子論 林 葉子

・主著『日本綿業発達史』をかくまで 中山 そみ

第一七集 特集・女たちの前近代(八三・一一)

『草の根』のひろしまの女性 今中 保子

父権にくるしめられて 光永 洋子

原始をめぐる 卯野木盈二

家父長制 川上 秀子

肥後藩の農村家族 立山ちづ子

肥後藩『刑法草書』の女 高木富代子

封建農村家族の女性相続人 安土裕美子

封建から近代へ・キリシタン弾圧を生きぬいて 緒方 都

モルガン批判をめぐる 小玉 稜子

古代籍帳関係文献目録 編・宮川 伴子

原始・古代の婚姻字のために 犬童 美子

『招婚婚』考・この術語は奇妙である 緒方 和子

人類の動物的起点・集団婚 J・J・パッハオーフェン

母たち(9) 訳・石塚 正英

R・S・プリフォア、訳・石原 通子

第一八集 特集・『家族の起原』注解(八四・六)

良妻賢母思想にとりくむ 田村 博子・田村 敬

『家族の起原』邦訳書目録 編・解説 中山 蘇美

『家族の起原』研究文献目録

『家族の起原』注解

寺本 千里 川上 秀子 辻 照子

光永 洋子 瀬上 拡子 林 葉子

田中美智子 小柴 雅子 卯野木盈二

桑原 敬子 緒方 都 宮山 孝子

渡辺 和子 三島 路乃 高木富代子

小玉 稜子 石原 通子 川西 セキ

伴 栄子 坂本 正子 立山ちづ子

緒方 和子 犬童 美子

『家族の起原』初版をめぐる 井上 五郎

母たち(10) R・S・プリフォア、訳・石原 通子

第一九集 特集・『家族の起原』一〇〇年(八四・一一)

『女文化研究センター』の仕事 松浦さとみ

山本琴子をさがしもとめて

・ 女性史研究の先駆者

大岡昇平における『家族の起原』

H・クーノー邦訳書目録

ロリマー・フェイスンについて

マリノウスキー批判 (1)

トロブリアンド諸島民のクロー式親族名称体系

母たち (11)

オーストラリア・カミラロイ族の集団婚

J・J・バッハオーフェン、訳・石塚 正英

『起原』雑感

モルガン・エンゲルスによせて

エンゲルスをささえた女人たち

・ 『家族の起原』における近代婚姻法

布村 一夫

第二〇集 特集・日本婚姻史事典(八五・二二)

「女性史研究」への願い

かがひ

母 権

族内婚と族外婚

異世代婚

上代日本の末子相続

妻家所得

同氏異家婚

招婿婚

結納

『御成敗式目』

クリンスタンの婚姻

中条流

『刑法草書』における婚姻

湯浅初子の一夫一妻婚

明治二十一年民法草案

母性保護論争

プロBC

嫁盗み

女工の結婚

徳川時代の婚姻

姫彦制批判

婚姻の民俗学的考察

高群逸枝像を見る

逸枝あれこれ

母たち (12)

乱婚伝 (1)

Bachofen in Basel

オセアニア諸部族

イロクオイ族の連盟

一〇年によせて

I

J・J・バッハオーフェン、訳・石塚 正英

L・H・モルガン、訳・布村 一夫

小柴 雅子

坂本 正子

緒方 都

林 葉子

高木富代子

瀬上 拡子

伴 栄子

寺本 千里

林 葉子

渡辺 和子

中山 そみ

光永 洋子

犬童 美子

光永 洋子

小玉 稜子

緒方 和子

R・S・プリフォア、訳・石塚 正英

太宰 純撰、訳・卯野木盈二

J・J・バッハオーフェン、訳・石塚 正英

L・H・モルガン、訳・布村 一夫

I

一〇年によせて

I

男のつとめ 女のつとめ

第二一集 特集・わわしい女のために(八六・二二)

桑原 敬子

宮川 伴子

立山ちづ子

石原 通子

松田 解子

犬童 美子

犬童 美子

石原 通子

石原 通子

宮川 伴子

桑原 敬子

緒方 和子

「母系」「双系」「双方」用語考ノート

一夫一妻婚制度は成立しなかった

奴婢の性関係

掠奪婚

婚礼

わわしい女

遊女

舅去・姑去

近世の離婚

明治初年の離婚思想

福沢諭吉の結婚観

廃娼運動

同棲

山川菊栄の結婚

山川菊栄の産児調節論

親の同意と両性の合意

足入婚

中山太郎『日本婚姻史』

渡辺義通『日本母系時代の研究』

もろさわようこ『おんなの歴史』をよむ

井上清『日本女性史』をよむ (I)

母権から父権へ (I)

乱婚伝 (2)

バッハオーフェンの『古代書簡』と『母権論』第二回編集 I

洞 富雄

宮川 伴子

桑原 敬子

渡辺 和子

小柴 雅子

光永 洋子

小柴 雅子

光永 洋子

高木富代子

伴 栄子

瀬上 拡子

瀬上 拡子

寺本 千里

小玉 稜子

林 葉子

川上 秀子

緒方 和子

坂本 正子

中山 そみ

緒方 都

石原 通子

石原 通子

太宰 純撰、訳・卯野木盈二

太宰 純撰、訳・卯野木盈二

ヨハネス・デールマン、訳・石塚 正英

イロクオイ族の連盟 II

「女性史双書」の刊行によせて

書評『原始、母性は月であった』

「女性史研究」総もくじ

ヨハネス・デールマン、訳・石塚 正英

L・H・モルガン、訳・布村 一夫

第二二集 特集・バッハオーフェン百年忌記念(八七・一二)

『母権論』をめぐる

山川菊栄の戦後をみて

国際女性学会議参加記

奈良戸籍・平安戸籍・壬申戸籍

政略婚

性教育

売春禁止法

墮胎罪

山本琴子と『古代社会』の邦訳

グリム童話を読みはじめて

J・S・ミル『女たちの隷従』

『近代岡山の女たち』の中の私の好きな女

フロラ・トリスタン『ロンドン散策』

『バッハオーフェン墓参記』をよんで

乱婚伝 (3)

母権を学ぶために

オジ権

加納実紀代

菅谷 直子

早川 紀代

宮川 伴子

小柴 雅子

林 葉子

瀬上 拡子

川上 秀子

緒方 和子

立山ちづ子

小玉 稜子

富田佐保子

中山 そみ

早川 紀代

寺本 千里

卯野木盈二

伴 栄子

光永 洋子

プリフォーにおけるバツハオーフェン

石原 通子

バツハオーフェン一〇〇年忌記念行事に出席して シュミット・昌子

「女人芸術」誌

林 葉子

母権から父権へ II A・W・ハウイット、ロリマ・フェイスン

「婦人戦線」誌

寺本 千里

訳・犬童 美子

国民優生法

光永 洋子

バツハオーフェンの『古代書簡』と『母権論』第二回編集 II

婦人参政権

伴 栄子

ヨハネス・デールマン、訳・石塚 正英

現行民法

卯野木盈二

母権と無政府

石塚 正英

優生保護法

小玉 稜子

バツハオーフェン・母権を発見した男

布村 一夫

母子健康手帳

小柴 雅子

阿蘇の羽衣

橘 宏子

中絶・避妊

川上 秀子

鶴見塚

南 則子

国際婦人年・国連婦人の一〇年

石原 通子

米倉法師

宮山 孝子

一冊の女性史と私の読みかた

富田佐保子

ハナタレ小僧さま

吉田 淑子

瀬上さんの思い出

小柴 雅子

第二三集 特集・日本女性史資料(近代編)(八八・一一)

クララ・ツェトキン・コロッキウムと

伊藤 セツ

文学研究から見た「バツハオーフェン」

白井隆一郎

バツハオーフェン展と

薄 妙子

日本近代女性史論 2

布村 一夫

女子教育

緒方 和子

・二度の夜明け。そして三度目は？

布村 一夫

明治民法

石原 通子

第二四集 特集・ポストおてもやん

南 則子

治安警察法

光永 洋子

・熊本市一〇〇年の女たち(八九・一一)

南 則子

君死にたまふこと勿れ

林 葉子

おてもやん

林 葉子

墮胎罪

高木富代子

熊本の猛婦たち

小玉 稜子

「青鞥」誌

立山ちづ子

明治初年の結婚・徳富蘇峰と静子

犬童 美子

米騒動

犬童 美子

漱石と鏡子

光永 洋子

新婦人協会

中山 そみ

明治社会主義者・田添鉄二の妻幸枝

光永 洋子

『女工哀史』

中山 そみ

明治社会主義者・田添鉄二の妻幸枝

光永 洋子

徳永直と母ソメ・明治と大正とを生きた女

薄 妙子

パッハオーフェンの『古代書簡』と『母権論』第二回編集 IV

落水キヨと星山高等女学校

緒方 和子

ヨハネス・テールマン、訳・石塚 正英

江津湖上流・砂取の移りかわり

吉田 淑子

「老マルクス」論の射程
ヨハネス・テールマン、訳・田畑 稔

第一高等女学校のローザたち・内藤トシ子さんの思い出

緒方 和子

グリム・パッハオーフェン往復書簡
訳・田村 栄子

一九二〇年代の婚姻

松本 純子

卯野木盈一さまを悼む
中山 そみ

戦前の女教師・卯野木マサさんの思い出

寺本 千里

熊本市制一〇〇年を考える連続講義
布村 一夫

宮崎家におけるキリスト教百年

光永 洋子

日本近代女性史論 2・白連、三度目は定める目
倉田 千恵

・聞き書き・宮崎千代さん

小柴 雅子

良妻賢母主義の解明によせて
生産と再生産
平塚らいてうの消費組合運動
檜垣嬢をしのんで
山茶花・夏目漱石第三の旧居のことなど
新しい日本女性史をもとめる
昭和女子大学「女性文化研究所紀要」をよんで
三枝和子『男たちのギリシア悲劇』をよむ
・三つの書評を書評する

家村アキさんと育児
ホーリネス教会弾圧・森田政子さんの思い出

光永 洋子

第二五集 特集・女性学とはじめ(九〇・一一)

石塚 正英

長崎原爆の詩「ひるの夕焼け」

光永 洋子

小玉 稜子

・倉田千恵さんの戦前戦後

立山ちづ子

寺本 千里

市立産院助産婦・田川サキノさん

富田佐保子

林 葉子

熊本洋学校教師ジェーンズ夫人ハリエット

宮山 孝子

落合 秀

熊本地方軍政官ビーターセンの妻レベッカ

伴 栄子

石原 通子

婦人将校ミス・ウィード

緒方 都

うのき ゆきこ

聖母の丘のシスターたち

石原 通子

光永 洋子

・熊本市での福祉事業のはじまり

熊本市政のはじまり・女に参政権はなかった

中山 そみ

ハリエットテイラー、訳・富田佐保子

落選した七人の女たち・戦後第一回市会議員選挙

高木富代子

愛娘の結婚によせて
シュミット・昌子

婦人代議士・山下ツ子・能勢清子さんに聞く

橘 宏子

シュミット・昌子

「日本談義」誌の女たち・どんな女たちがどう書いたか

林 葉子

シュミット・昌子

中山斎「肥後女性史概説」をよむ

犬童 美子

ヨハネス・テールマン、訳・石塚 正英

平野流香『熊本市史』をよむ

川上 秀子

象徴的思考の更新者としてのパッハオーフェン

『近世肥後女性伝』を読む

川上 秀子

バツハオーフェンの『古代書簡』と『母権論』第二回編集 V

ルービッチ・クラীগス、訳・臼井隆一郎

第二六集 特集・夫婦別氏のために(九一・一二)

イギリスにおける女性史研究の一断面

戦後の民法改正をめぐって

夫婦別氏を考える

旧氏で働く女たち

明治三一年戸籍法

スイスの「結婚証明書」と「家族手帖」

山川菊栄論のために

水泉セツの結婚

らいてうと漱石

女性の社会的地位

家事労働論をめぐって

聞き書き 大畑妙子・帰還の灯をともし

嫁入り風呂敷

山本琴子の郷里をたずねて

江守五夫『物語にみる婚姻と女性』にちなんで

今、なぜミル『女の隷従』か

「謙倉武士はフェミニスト」ですか

出産と授乳『結婚・受胎・労働』第一章を読む

女神ヴィーナスは娼婦か

『家族の起原』第四版一〇〇年によせる

バッハオーフェンの『古代書簡』と『母権論』第二回編集 VI ヨハネス・デールマン、訳・石塚 正秀

三好 洋子

伴 栄子

小柴 雅女

林 葉子

石原 通子

シュミット・昌子

緒方 都

伊藤 和

寺本 千里

松本 純子

川上 秀子

高木富代子

辻 照子

緒方 和子

うのき ゆきこ

小玉 稜子

犬童 美子

立山ちづ子

光永 洋子

中山 そみ

イロクオイ族の連盟 III・刊行一四〇年を記念する

ルイス・H・モルガン、訳・布村 一夫

日本近代女性史話 5・「青鞥」は誤訳である 布村 一夫

第二七集 特集・『母権論』をたたえる(九一・一二)

『母権論』を読む・テキスト・クリティク事はじめ

「梟の女神アテナー」をよむ

・「生命の生産と再生産」の正しい解明

乳を与える地母神ヘーラー

・聖婚のヘーラーとくらべて

中川善之助と『母権論』・「序説」四箇所の邦訳

日本女性史における母権

・原始日本における「母権」の証明はむつかしい

夫婦別氏をもとめる

・「選択的別氏同籍」に反対する

我妻 栄を読む・その革新と限界と

セク・ハラ考

『結婚届』によせて

「家庭雑誌」一〇〇年によせて・徳富蘇峰の女性観

バッハオーフェン学者布村一夫先生

・『母権論』研究のあゆみをお聞きして

バッハオーフェンの『古代書簡』と『母権論』第二回編集 VII ヨハネス・デールマン、訳・石塚 正秀

一九世紀後半のロマン主義と進化主義(補訂稿)

・『母権論』と『古代社会』と 布村 一夫

布村 一夫

布村 一夫

布村 一夫

緒方 都

緒方 都

光永 洋子

石原 通子

石原 通子

犬童 美子

犬童 美子

林 葉子

林 葉子

伴 栄子

伴 栄子

小玉 稜子

小玉 稜子

中山 そみ

中山 そみ

富田佐保子

富田佐保子

緒方 和子

緒方 和子

『母権論』第二版、第一章第一節（試訳）

布村 一夫

戦後の学制改革のころ・母校の統廃合と昇格

緒方 都

『バツハオーフェン論集成』によせて

石塚 正英

熊本女子大学・別学から共学へ

うのき ゆきこ

J・J・バツハオーフェン『母権論』諸版について

石原 通子

ある戦争未亡人のあゆみ

松本 純子

占領と廢娼

伴 栄子

第二八集 特集・布村一夫先生追悼・現代熊本の女たち

(九四・三)

布村一夫先生の最終講義

江守 五夫

福祉にたざさわる女たち・戦後の軌跡

林 葉子

熊本民話を掘る・第二話 鼻たれ小僧さま（福岡県の民話である）

石塚 正英

夫妻別氏と戸籍・事件別登録、子は母の氏に

緒方 和子

I 布村一夫先生を悼む

上河 一之

河津タネさま・今は昔の語り部として

大江 眸

追悼の辞

永井 博

「古屋の漏」と越後の語りべ

立山ちづこ

布村一夫先生追悼

谷川 憲介

（説書案内）伊藤セツ著『両性の新しい秩序の世紀へ』犬童 美子

布村一夫先生を偲ぶ

坂口 孝明

（説書案内）伊藤セツ著『両性の新しい秩序の世紀へ』犬童 美子

布村一夫先生を偲ぶ

宮山 孝子

熊本女性学研究会 育ての父・布村一夫先生

ヨハネス・テールマン、訳・石塚 正英

弔 辞

石原 通子

熊本女性学研究会報告（一九九三年）

兄、師、布村一男を偲ぶ

緒方 和子

布村一夫先生著作目録

編集後記

弔 辞

小柴 雅子

女性史研究 総もくじ（第一〜二八集）

終刊のごあいさつ

布村一夫先生を偲ぶ

高木富代子

編集後記

終刊のごあいさつ

布村先生 ありがとうございます

中山 そみ

編集後記

終刊のごあいさつ

マックス・ブルクハルト未亡人にきく

光永 洋子

編集後記

終刊のごあいさつ

シユミット・昌子

石原 通子

編集後記

終刊のごあいさつ

II 現代熊本の女たち

熊本県の婦人参政権運動史年表稿

高木富代子

『近代熊本の女たち』上下 家族史研究会編

熊本日日新聞社刊 一九八一年

女性が政治にでるとき・川辺ミチさんの場合

中山 そみ

女性史双書 家族史研究会刊

熊本日日新聞社刊 一九八一年

市婦連とともに・島田まささんのこと

光永 洋子

第I『原始』母性は月であった』布村一夫著

一九八六年

水俣の女・日吉フミコさん

石原 通子

第I『原始』母性は月であった』布村一夫著

一九八六年

△単行本▽

『近代熊本の女たち』上下 家族史研究会編

熊本日日新聞社刊 一九八一年

女性史双書 家族史研究会刊

第I『原始』母性は月であった』布村一夫著 一九八六年

第II 『パッハオーフェン墓参記』

緒方・瀬上・中山・光永共著

一九八七年

第III 『日本上代の女たち』

布村一夫著

一九八八年

第IV 『熊本評論』の女』

石原通子著

一九八九年

△頒価▽

『女性史研究』第一〜一九集

一冊 五〇〇円

『女性史研究』第二〇〜二八集

一冊一、〇〇〇円

『女性史叢書』第一〜Ⅲ

一冊一、〇〇〇円

『女性史叢書』第VI

一冊三、〇〇〇円

(送料実費)

申込先

〒八六〇 熊本市池田三―一三〇 犬童美子

(☎〇九六一三五四一六一五八)

振替 熊本〇一九六〇―二一三二七 家族史研究会熊本事務局

近代熊本の女たち

もくじ

近代熊本の女たち 上

近代熊本の女性史をもとめて

横井つせ子と寿賀 幕末から明治に生きた女たち

中山 そみ

竹崎 順子 熊本女学校のこと

山崎貴美子

海老名 みや子 横井小楠の娘

立山ちづ子

海老名弾正の妻として

徳富愛子 蘆花をたすけたキリスト者

橘 宏子

嘉悦孝子 女子職業教育をめざして

伴 栄子

戸次 久 女教師育ての母といわれて

緒方 和子

宮崎家の妻たち 美以・津知と白蓮と

犬童 美子

ハンナ・リデルとエタ・ライト

林 葉子

救ハンセン氏病の慈母たち

瀬上 拡子

エカードさん パッソさん

九州女学院の創立をたずねて

近代熊本の女たち 下

河口愛子 小石川高等女学校を創立する

小柴 雅子 一

木村駒子 「熊本評論」の女

石原 通子 七

紡績女工たち 明治末年の熊本

辻 照子 六

久布白落実 大叔母・矢嶋榎子をうけついで

緒方 都 八

緒方貞代さん 赤瀾会をめぐる

緒方 和子 二〇

高群逸枝 独学者のみなしみ

犬童 美子 一三

メール・フランソワ・ド・ボルジア

宮山 孝子 一三

熊本信愛女学院の創立者

モード・パウラス 慈愛園をつくり育てた人

卵野木盈二 一八

近代熊本女性史年表

そうてい・カット

光永 洋子 二五

一九八二年二月一四日 刊

福島 興

家族史研究会 編
熊本日日新聞社 刊

編集後記

布村一夫先生が一九九三年六月二五日に、八一歳で不帰の人となられました。その前月に開かれた女性学の会では、しっかりと口調で「鼻たれ小僧さま」をお話し下さいましたのに、早すぎのお別れでした。

第二八集は、その「鼻たれ小僧さま」を巻頭において、Iを「追悼の部」とし、IIを「現代熊本の人たち」としました。追悼文をおよせいただきました江守五夫先生をはじめ諸先生方には厚く御礼申し上げます。現代熊本の女たちは、一冊の本にまとめる計画のありましたもの一端でございます。

第二一集に始まって毎集続いていたヨハネス・デールマン、石塚正英先生訳「パッハオーフェンの『古代書簡』と『母権論』第二回編集」が、符をあわせてように今回でおわりになりました。またスイスのシュミット・昌子さんからのお便りによれば、マックス・ブルクハルト先生が『バーゼル史』を書き終えられて、奇しくも一九九三年七月二九日に八三歳で亡くなりました。天国とやらで今頃は楽しいお話がつかないことだと思います。

大江眸さんの『古屋の漏』と越後の語りべは、布村一夫先生が、年四回編集発行されていた「史学史の窓」のために、準備されたものでしたが、布村先生が亡くなられて「史学史の窓」も自然消滅しましたので、本誌にのせていただきました。

終刊のあいさつ

国際婦人年の一九七五年から刊行してきた「女性史研究」は、国際家族年の一九九四年に、第二八集をもって、終刊とすることになりました。

女性の視点で、歴史を見つめ直すということは、女にとっての、ということとは男にとっても、真の自由・平等な社会の実現を求めて、歴史を考えることであると思ってきました。「女性史研究」はふつうの市民の女たちが、それぞれの労働のかたわら、真の平等への願いを込めて育ててきたものです。

私たちはまだその入り口にいますが、長年、ご指導くださった布村一夫先生が、今はもうこの世におられません。先生の厳しい目の通らない「女性史研究」は、先生のご逝去とともに幕をおろしたがよいとの、会員の合意です。

当分の間、会員それぞれが自分を見つめ直して、新しく出直すための準備期間とします。新しい名称でつぎの会が発足できることを願いつつ、長い間のご講読にたいする感謝の言葉といたします。

家族史研究会事務局

1994年3月31日 印刷
1994年3月31日 発行

女性史研究 **第28集**

頒価 1,000 円
(送料実費)

編 集 家 族 史 研 究 会
東京事務局 東京都中野区新井4-27-6-801
☎165 Tel 東京(03)3385-0147
振替口座・東京 3-12894
熊本事務局 熊本市池田3-2-30
☎860 Tel 熊本(096)354-6158
振替口座・01960-2-13171
家族史研究会熊本事務局

共 同 体 社

